

金融商品取引法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	1
○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）（抄）	81
○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）	104
○ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）	104
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	104
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）	106
○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）	112
○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）	113
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	114
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）	123
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）	124
○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）（抄）	131
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	131
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）	132
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）	132
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	135
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（抄）	146
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）	146
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	151
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	158
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）	160
○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（抄）	161
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	161
○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	165

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	168
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	169
○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	181
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	181
○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	190
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	194
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	197
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	199
○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	199
○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	206
○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	217
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	221
○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）（抄）	222
○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（抄）	223
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（抄）	224
○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）	225
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	226
○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	227
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	228
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）（抄）	237
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）	237
○ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）	238
○ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	238
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	242
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	243
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	243
○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	251
○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）	253

○	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）	253
○	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）（抄）	254
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	254
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）	255
○	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）	261
○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	261
○	金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（抄）	261
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	264
○	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）	269
○	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）	269

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）
第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券
- 五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法（平成十八年法律第百八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証券の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十八 外国の者の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表すものうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 示すものうち、内閣府令で定めるもの
- 二十 第三号に規定する外国金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号）に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品市場）（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表す権利又は証券
- 二十一 示す証券又は証券
- 二十二 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券又は証券に係る権利を表示するもの
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券
- 二十四 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十九号に掲げる有価証券とみなさるべき権利にあつては、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十五条第三号又は第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表す権利（同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定める有価証券）の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）並びに前項第十号に掲げる有価証券とみなさるべき権利（同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定める有価証券）の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）
- 二十五 法律第二十号）第二十一条に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうちに、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を並びに資金決済に関する法律第二十五条第三号又は第四号に掲げる有価証券とみなさるべき権利（同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定める有価証券）の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）
 三 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（又は合同会社の社員権）
 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）
 イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
 ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）
 ハ 保険業法（平成七年法律第五十号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第九十号の二第二項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第六百八十一号）第九号の二第七項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利
 六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの
 七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することができる場合の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。）以下「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項各号に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物の電子的方法により記録されるものに限る。））に表される権利（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。以下「電子記録移転権利」という。）（次項及び第六項、第二條の三第四項及び第五項並びに第二十三條の三第四項及び第五項並びに第二十三條の四第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合、第二條の三第四項及び第五項並びに第二十三條の三第四項及び第五項並びに第二十三條の四第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合、第三号に掲げる場合に該当するものをいう。
 一 多数の者が適格機関投資家（有価証券の募集に該当しないものをいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得する適格機関投資家に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得する適格機関投資家から適格機関投資家以外の人に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合とすると、前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
 イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合
 ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）
 (1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等（第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項、第四條第一項第四号及び第三項、第二十七條の三十二の二並びに第二十七條の三十四の二において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。
 (2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等（特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。）をいう。以下同じ。）以外の人に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合に該

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）
 三 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（又は合同会社の社員権）
 四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）
 イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
 ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）
 ハ 保険業法（平成七年法律第五十号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第九十号の二第二項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第六百八十一号）第九号の二第七項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

- ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれがないものとして政令で定める場合
- 三 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。
- 四 多数の者（適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券の取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の方に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合を除く。）
- 二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
- イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の方に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合
- ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）
- (1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。
- (2) 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれがないものとして政令で定める場合
- ハ 前号に掲げる場合を除くことにより、当該有価証券の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合
- 三 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。
- 六 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合を除く。）に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。
- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得することを含む。以下この号において、当該有価証券に係る有価証券の取引に係るものを除く。
- 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを含む。以下この号において、当該有価証券に係る有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において、当該新株予約権）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。
- 七 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書をいう。
- 八 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二條第十四号、第十五号又は第二十八條第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
- 一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）
- 二 有価証券の買入（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四條第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）
- 三 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 四 取次ぎ又は代理の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 五 取引所金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 六 取引所金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

- 引店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）
- 四 有価証券等清算取次ぎ
- 五 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）
- 六 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- 七 有価証券の次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
- ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるもの
- ホ 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ト 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ハ 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ニ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ホ 有価証券の売出し又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる有価証券の売買又ははこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）
- イ 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
- ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ハ 第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ニ 顧客との交渉に基づく価格を用いる方法
- ホ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
- イ 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの）で、不特定多数の者により同時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。
- ロ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八條第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。））を含む。以下同じ。）を行うこと。
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八條第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約
- ロ 基づく当該相手方のほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づく当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）
- 十三 金融商品等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示
- 十四 金融商品等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示

- 十五 示される権利その他の政令で定める権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。）。
- 十六 定められる権利の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）。
- 十七 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利
- 十八 第二項第一号又は第二号に掲げる権利
- 十九 第三項第五号又は第六号に掲げる権利
- 二十 第二項第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭、第一項各号に掲げる証券若しくは証書又は電子記録移転権利の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に関して、顧客から商品（第二十四項第三号の三に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）又は委託された商品に関する証券若しくは証書の預託を受けることを含む。）。
- 二十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。
- 二十二 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為
- 二十三 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 二十四 この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し、第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するものをいう。
- 二十五 この法律において「金融商品仲介業者」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者又は同条第四項に規定する投資運用業者を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。
- 二十六 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）
- 二十七 第八項第三号に規定する媒介
- 二十八 第八項第九号に掲げる行為
- 二十九 第八項第十号に掲げる行為
- 三十 第八項第十三号に規定する媒介
- 三十一 この法律において「金融商品仲介業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 三十二 この法律において「認可金融商品取引業協会」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。
- 三十三 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場（商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。）をいう。
- 三十四 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品取引所をいう。
- 三十五 この法律において「金融商品取引所」とは、金融商品市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。
- 三十六 この法律において「金融商品取引所持株会社」とは、取引所金融商品市場を開設する株式会社（以下「株式会社金融商品取引所」という。）を子会社（第八十条の三第三項に規定する子会社をいう。）とする株式会社であつて、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立されるものをいう。
- 三十七 同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立されるものは、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立されるものをいう。
- 三十八 この法律における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいう。
- 三十九 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。
- 四十 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。
- 四十一 一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをし、たときは差金の授受によつて決済することができる取引
- 四十二 二 当事者があらかじめ金融指標とされる約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- 四十三 三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券
二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）
三 通貨
四 暗号等資産（資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）
五 三の三の商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがない、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）

六 前各号に掲げるもののほか、同一の種類のもので多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第一項に規定する商品を除く。）
七 第一号、第二号若しくは第三号の二に掲げるもの又は前号に掲げるものうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物
八 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。
一 金融商品の価格又は金融商品（前項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等
二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値
三 その変動に影響を及ぼすことが可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の同条第一項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。）

九 前号に掲げるものに基づいて算出した数値
十 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第五百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。
十一 この法律において「有価証券等清算取引次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の定るところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が第五百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

十二 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。
十三 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他の内閣府令で定める事項を特定するものであること。
十四 この法律において「金融商品債務引受業務」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「金融商品債務引受業務対象業者」という。）を相手方として、金融商品債務引受業務対象業者が行う対象取引（有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引をいう。）に基づき債務を、引受け、更改その他の方法により負担すること、業として行うこと、若しくはこの法律の適用を受ける者（金融商品取引業者、登録金融機関、引受け、更改その他の方法により負担すること、業として行うこと）をいう。

十五 この法律において「証券金融会社」とは、第五百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。
十六 この法律において「特定投資家」とは、次に掲げる者をいう。
一 適格機関投資家
二 日本銀行
三 前号に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人
四 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第一百七十七条の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

3130 32 所金融商品市場をいう。

32 所金融商品市場をいう。

所金融商品市場をいう。

3433

この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券を含む。この法律において「信用評価」というのは、金融商品又は法人（これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）の信用状態に関する評価（以下この項において「信用評価」という。）の結果に、記号又は数字（これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を用いて表示した等級（主として信用

35 評以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

36 護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。

37 この法律において「信用格付業者」とは、第六十六条の二十七の規定により内閣府令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。

38 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引（商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引をいう。以下同じ。）をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。

39 六項の規定する株式会社商品取引所をいい、株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。）をいう。

40 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、商品先物取引法第二条第十一項に規定する商品取引所持株式会社（金融商品取引所持株式会社に係る規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。）をいう。

41 この法律において「特定金融指標」とは、金融指標であつて、当該金融指標に係るデリバティブ取引又は有価証券の取引の態様に照らして、その信頼性が低下することをいふ。我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定めるものをいう。

42 この法律において「高速取引行為」とは、次に掲げる行為であつて、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信技術の利用による方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するために必要な方法として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

43 一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

二 前号に掲げる行為の委託

三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの

四 この法律において「高速取引行為者」とは、第六十六条の五十の規定により内閣府令で定めるものとして政令で定めるもの

（募集又は売出しの届出）

第四条 有価証券の募集（特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。）又は有価証券の売出し（次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。）は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに際して、内閣府令で定めるもの

一 有価証券の募集又は売出しの相手方が当該有価証券に係る次条第一項各号に掲げる事項に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができる場合と

二 有価証券の募集又は売出しに係る組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続のうち、次に掲げる場合のいずれかに該当するものがある場合における当該有価証券の募集又は売出し（前号に掲げるものを除く。）

三 組織再編成対象会社（発行者である株券（新株予約権証券その他の政令で定める有価証券を含む。）に開示が行われている場合）に該当しない場合

四 その有価証券発行手続に係る新たな発行される有価証券又は組織再編成交付手続に係る既に発行された有価証券に開示が行われている場合

五 当該有価証券に開示された有価証券又はこれに準ずるものとして政令で定める有価証券の売出し（金融商品取引業者等が行うものに限る。）のうち、国内における当該有価証券の募集又は売出しの総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出し（前二号に掲げるものを除く。）

六 その有価証券発行勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

七 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

八 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

九 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

十 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

十一 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

十二 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

十三 投資者が取得した有価証券交付勧誘等（取得勧誘及び組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）又は有価証券交付勧誘等（売付け勧誘等及び組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に限るものであつた有価証券（第二号に掲げる場合）に於ては、第二号第三項第一号の規定により多数の者から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券に

- 一 第二条第三項第二号イに掲げる場合（同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）
- 二 第二条第四項第二号イに掲げる場合（同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）
- 三 第二条第四項第二号ハに掲げる場合（同項第一号の規定により多数の者から適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）
- 四 第二条の三第四項第二号イに掲げる場合
- 五 第二条の三第五項第二号イに掲げる場合
- 六 第二条の三第五項第二号イに掲げる場合
- 七 次の各号のいずれかに該当する有価証券（第二十四条第一項各号のいずれかに該当するもの又は多数の特定投資家に所有される見込みが少なく認められるものとして政令で定めるものを除く。以下「特定投資家向け有価証券」という。）の発行が当分の間、金融商品取引業者等が委託して特定投資家等に対して行うもの以外のも（国、日本銀行及び適格機関投資家等取得有価証券に對して行うものその他政令で定めるものを除く。以下「特定投資家等取得有価証券」という。）は、発行者が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に關して内閣府令で定めるものを行わなければならない。ただし、当該特定投資家等取得有価証券に關して開示が行われていない場合は、この限りでない。
- 八 その取得勧誘が第二条第三項第二号ロに掲げる場合に該当する取得勧誘（以下「特定投資家向け取得勧誘」という。）であつた有価証券
- 九 その売却勧誘等が特定投資家向け売却勧誘等であつた有価証券
- 十 前二号のいずれかに掲げる有価証券の発行者が発行する有価証券であつて、前二号のいずれかに掲げる有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるもの
- 十一 特定上場有価証券その他流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券

第五節 有価証券届出書の提出

- 一 前条第一項から第三項までの規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項、第五項、第十項及び第十一項、第七條第四項、第二十四條並びに第二十四條の七第一項において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十條の第二項第九項、第六十六條の第四項及び第五十六條の第三項第二号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）において、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣府令で定めなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める事項については、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないて提出することができる。
- 二 当該募集又は売出しに關する事項
- 三 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該當する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に關する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして内閣府令で定める事項
- 四 前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しの総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四條第二項において「少額募集等」という。）に關し、前項の届出書を提出しようとする者のうち各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。
- 五 第二十四條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該當する有価証券の発行者
- 六 前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者又は提出しなればならない者（前号に掲げる者を除く。）
- 七 既に、有価証券報告書（第二十四條第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七條において同じ。）のうち同項本文に規定する事項を記載したものが第二十四條の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条、第七條第四項及び第二十四條の四の七第一項又は第二項の七第一項若しくは第二項の規定による報告書をいう。以下この条、第七條第四項及び第二十四條第二項において同じ。）のうち第二十四條の七第一項若しくは第二項の規定による報告書（第二十四條の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七條第四項及び第二十四條第二項において同じ。）のうち第二十四條の五第一項に規定する報告書を記載したものを提出している者（前二項に掲げる者を除く。）
- 八 既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半

第六條 届出書類の写しの金融商品取引所等への提出
（届出書類の写しの金融商品取引所等への提出）
第六條 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四條第一項から第三項までの規定による届出をしたときは、遅滞なく、前條第一項及び第十三項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一 金融商品取引所に上場されている有価証券
二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券
政令で定める認可金融商品取引業協会

（訂正届出書の自発的提出）

第七條 第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五條第一項及び第十三項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうち訂正を必要とするものがあるときも、同様とする。

2 5 （略）

（形式不備等による訂正届出書の提出命令）

第九條 内閣総理大臣は、第五條第一項及び第十三項若しくは第七條第一項の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に対し、訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 5 （略）

（虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令）

第十條 内閣総理大臣は、有価証券届出書のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、届出者に対し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 5 （略）

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

第十五條 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。））又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。））に際し、第二條第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同條第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。）以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券について、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

2 一 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者又は金融サービス仲介業者又は金融サービス仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三條第二項第一号に定める事項に記載した目論見書又はあらかじめ又は同時に交付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合を除く。）

三 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

四 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

五 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

六 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

三 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得

させ、又は売り付ける時まで、相手方から第十三条第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しななければならない。
4 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条第一項の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二号第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。
5 第十三条第二号ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。
6 第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日から三月（第二十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその効力を算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらぬで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任）
第二十一条の二 第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類（同項第十二号に掲げる書類を除く。）の提出者又は当該書類（同号に掲げる書類に限る。）の提出者を親会社等（第二十四条の七第一項の規定する親会社等をいう。）とする者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらぬで取得した者又は処分した者（第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者又は処分した者がその取得又は処分の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない）。

2 前項の場合において、賠償の責めに任ずべき者は、当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかつたことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。
3 第一項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内の当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）としてこの項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

4 前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

5 第三項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情を除くほか、第三項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

（虚偽記載等のある書類の提出者に対する賠償請求権の時効）
第二十一条の三 第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは、「第二十一条の二」と、同条第一号中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは、「第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類」と、同条第二号中「当該有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間）」とあるのは、「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

（虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）
第二十二条 有価証券届出書のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らずに、当該有価証券届出書の届

出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。
第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

2 (発行登録書の提出) 第二十三条の三 (略)

4 発行登録を行った有価証券の発行者である会社は、第五条第四項に規定する要件を満たすため必要があるときは、第二十四条第一項(同条第五項において準用する)を含む。以下この項において同じ。)の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類を提出することができる。

2 (有価証券報告書の提出) 第二十四条 (有価証券の発行)

(有価証券報告書の提出)
第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券(特定有価証券を除く。次の各号を除き、以下この条において同じ。)が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「有価証券報告書」という。)を、内閣府令により、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)又は投資保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に、内閣府令により、提出しなければならない。ただし、当該有価証券(株券その他の)の政令で定める有価証券に限る。)に定めるときは、内閣府令により、提出しなければならない。報告書の提出開始年度(当該有価証券の募集又は売出しのとき)第四項第一号本文、第二項本文又は第三項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けることとなつた日の属する事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のものをいう。終了後五年を経過している場合(当該有価証券の募集又は売出しのとき)第四項第二号本文若しくは第三項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けることとなつた日の属する事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数に満たない場合であつて当該有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたとき、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券とみなされる有価証券において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において五億円未満(当該有価証券が第二号の規定により有価証券とみなされる有価証券)投資事業権利等又は電子記録移転権利である場合(当該有価証券が第二号の規定により有価証券とみなされる有価証券)の額が政令で定めるところにより、当該事業年度の末日において、当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券を受けたときは、この限りでない。有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券を受けたときは、この限りでない。有価証券(特定上場有価証券を除く。)(流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。)

三 その募集又は売出しにつき第四項第一号本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三条の八第一号本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券(前二号に掲げるものを除く。)

四 当該会社が発行する有価証券(株券、第二項第二号の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等及び電子記録移転権利その他の)の政令で定めらる有価証券に限る。)で、当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定めるところにより、当該事業年度の末日における当該有価証券の総数が、当該事業年度の末日における当該有価証券の総数の百分之五十以上)であるもの(前三号に掲げるものを除く。)

二 前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五項第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めらるもの(前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めらるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。)

一 既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の七第一号若しくは第二項の規定による四半期報告書のうち同条第一項に規定する事項を記載したもので、若しくは第二十四条の五第一項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者。
二 第四項第一号本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者又は提出しなかつた者(前号に掲げる有価証券の募集又は売出しにつき、第五項第一号第二号に掲げる事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者又は提出しなかつた者)である有価証券が同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に該当することとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。)

三 第一号本文の規定の適用を受けた者が、内閣府令で定めるところにより、有価証券が同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書を、遅る場合を除く。)

11 益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。
12 第六項から第八項までの規定は、第四項において政令で定める期間内に提出しなければならない。
13 第一項(第三項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。)(規定により四半期報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)
た外国会社(第三項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。)(規定により四半期報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)
て第一項(第三項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。)(規定により四半期報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)
一部を記載した書面(法令又は金融商品取引所の規則(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。))に基づいて作成された書面に限る。以下この項
及び次項において「四半期代替書面」という。)(を四半期報告書と併せて内閣府令で定めるものを含む。))に基いて作成された書面に限る。以下この項
して内閣府令で定めるところにより内閣府令で定める事項(第一項の適用については、同項中「内閣府令で定める事項」とあるのは、「内閣府
令で定める事項(第十二項に規定する四半期代替書面に記載された事項を除く。))とする。
13 前項の規定により読み替えて適用する第一項の四半期報告書と併せて四半期代替書面を提出した場合には、当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用す
る。当該四半期代替書面を提出したことを当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用す
る。

(確認書に関する規定の四半期報告書への準用)
第二十四条の四の八(第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。))の規定により四半期報告
書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書を提出する場合に準
用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書(その訂正報告書を含む。以下この条におい
て同じ。)(の記載内容」と、「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、同条第六項中「当該外国会社報告
書」とあるのは「当該外国会社(四半期報告書)と、同条第二項中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と併せて」と、同条第六項中「当該外国
条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項(同条第六項)の規定により
る確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項におい
て準用する場合を含む。))及び第四項(同条第六項)の規定により読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項にお
る。第二十四条の四の三の規定は、前項の規定により提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、
政令で定める。)

2 第二十四条の五(第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三條の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会
社を含む。第四項において同じ。)(のうち、第二十四條の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社(同条第二項の規定により四半
期報告書を提出した会社を含む。第三項において同じ。))以外の会社は、その事業年度が六月を超え、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごと
に、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の經理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者
保護のため必要かつ適當なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「半期報告書」という。))を、当該期間経過後三月以内(やむを得ない理由
により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定めるところによ
り提出しなければならない。)

2 第二十四条の二(第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当
しない会社は、前項の規定により提出しなければならない半期報告書に、同項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載する
ことにより、同項に規定する事項の記載に代えることができる。)

3 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

4 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

5 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

6 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

7 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

8 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

9 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

10 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

11 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

12 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

13 前二項の規定は、第二十四條第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出し、必要技術的読替は、政令で定める。)

4 有価証券の発行者で第一項第一号から第十号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十二号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部は、公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

5 前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六條及び前條第四項の規定により縦覧書類の写しを提出子会社に送付し、又は金融商品取引所若しくは政令で定める認可金融商品取引業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができず、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとする。

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとする。

7 第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書の提出命令

8 第九條第二項又は第十條第二項の規定による訂正届出書の提出命令

9 第九條第三項又は第十條第三項の規定による訂正届出書の提出命令

10 第九條第四項又は第十條第四項の規定による訂正届出書の提出命令

11 第九條第五項又は第十條第五項の規定による訂正届出書の提出命令

12 第九條第六項又は第十條第六項の規定による訂正届出書の提出命令

13 第九條第七項又は第十條第七項の規定による訂正届出書の提出命令

14 第九條第八項又は第十條第八項の規定による訂正届出書の提出命令

15 第九條第九項又は第十條第九項の規定による訂正届出書の提出命令

16 第九條第十項又は第十條第十項の規定による訂正届出書の提出命令

17 第九條第十一項又は第十條第十一項の規定による訂正届出書の提出命令

18 第九條第十二項又は第十條第十二項の規定による訂正届出書の提出命令

19 第九條第十三項又は第十條第十三項の規定による訂正届出書の提出命令

20 第九條第十四項又は第十條第十四項の規定による訂正届出書の提出命令

21 第九條第十五項又は第十條第十五項の規定による訂正届出書の提出命令

22 第九條第十六項又は第十條第十六項の規定による訂正届出書の提出命令

23 第九條第十七項又は第十條第十七項の規定による訂正届出書の提出命令

24 第九條第十八項又は第十條第十八項の規定による訂正届出書の提出命令

25 第九條第十九項又は第十條第十九項の規定による訂正届出書の提出命令

覧に供しなければならぬものとされ、当該書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の第十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十五条第四項）（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供し得ないものとされている部分及び特定部分を除く。）を出力装置の映像面に表示する方法その他の内閣府令で定める方法により公衆の縦覧に供することができる。この場合において、当該事項を公衆の縦覧に供した者は、当該書類の写しを公衆の縦覧に供したものとみなす。

（発行者情報の提供又は公表）

第二十七条の三十二 次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報（以下「発行者情報」という。）を、事業年度（発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間）第四項、第七十二條の十一第一項及び第八十五條の七第三十一項第五号において同じ。）ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。

ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け有価証券の発行し、当該発行者の発行する特定投資家向け有価証券

二 前条第二項に定めるところにより特定証券情報の提供又は公表をした発行者（前号に掲げるものを除く。） 当該提供又は公表をした特定証券情報に係る有価証券

2 特定投資家向け有価証券に該当しなかつた有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつたとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、当該有価証券の発行者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、発行者情報を、当該有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。

3 発行者情報に訂正すべき事項があるときは、第一項各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正発行者情報」という。）を提供し、又は公表しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による発行者情報の公表をした発行者は、当該発行者情報の公表をした日から当該発行者情報に係る事業年度の次の事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの期間（当該発行者情報に係る特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券でなくなつた場合その他の内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定める期間）を継続して公表しなければならない。

（虚偽の特定情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十四 第二十一条の二から第二十五条までの規定は、特定情報（特定証券情報又は発行者情報）（発行者情報又は訂正発行者情報）（以下同じ）をいう。第二十七条の三十五第一項において同じ。この場合において、第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）掲

る」とあるのは、「特定情報（第二十一条の二第一項中「第二十五條第一項各号（第五号及び第九号を除く。）掲

「と、有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者」とあるのは「取得した者（当該特定情報が公表されていない場合にあっては、当該特定情報の提供を受けた者に限り、当該特定情報が特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報という。）である場合にあっては、募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者に限る。）又は処分した者（当該特定情報が公表されていない場合にあっては、当該特定情報の提供を受けた者に限る。）」と、同条第二項中「及び第二号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条

この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券（第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四條第一項第一号において同じ。）を除く。）についての第二條第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二條第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為
イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの
ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの

ハ 第二條第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外のもの

四 第二條第八項第十号に掲げる行為

五 第二條第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

二 一の章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二條第八項第七号に掲げる行為
二 第二條第八項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同條第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

三 第二條第八項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為（前項第一号、第一号の二若しくは第二号又は前号に掲げるものを除く。）

四 第二條第八項第十八号に掲げる行為

（登録）

二十九條 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）

二十九條の二 前條の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行うとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

三 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九條の四第一項第五号ホ(3)及び第五節を除く。）から第三章の四までにおいて同じ。）の氏名又は名称

四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種別（第二十八條第一項第一号、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）

六 第三條各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二條第八項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）を行う場合にあっては、その旨

七 高速取引行為に関する次に掲げる事項
イ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（ロに規定する場合を除く。）にあつては、その旨
ロ 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあつては、その旨

八 第二條第二項の規定により有価証券とみなされる権利（当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なも

のとして内閣府令で定めるものに限る。又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係る

デリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨

イ 当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

九 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨

イ 第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

十 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

十一 他に事業を行つて定むるときは、その事業の種類

十二 その他内閣府令で定める事項

一 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 前項の登録申請書の四第一項各号（第一号ニからハまで、第四号ニ、第五号ハ及び第七号（第六十六号の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 業務内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類

四 前項第三号に掲げるもののほか、法人である場合において、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類

五 前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

六 持込資本金の額の計算については、政令で定める。

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

- (3) 当該届出の日から五年を経過しないもの
当第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から五年を経過しないもの
- (4) 第六十三号及び次号の第一項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (5) 第六十三号の第二項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (6) 第六十三号の第三項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (7) 第六十三号の第四項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (8) 第六十三号の第五項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (9) 第六十三号の第六項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (10) 第六十三号の第七項の規定による届出をした場合において同日以前に電子店頭の取消しの手続きを完了したことがないことを理由として、当該届出の日から五年を経過しないもの

(11) 年を経過しないもの
 別に係るものに限り、提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定による同法第十二條の登録(有価証券等仲介業務の種別)に於いて、同法第十一條第一項の規定に於ける法律第十六條第三号に該当する旨の通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしない日の決定をする日まで(同法第十一條第一項の規定に於ける法律第十六條第三号に該当する旨の通知があつた日から当該処分をした者(当該通知があつた日以前に金融サービス仲介業務の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業務の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。))をしていた者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの
 ハ この法律、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和三十八年法律第七十六号)、出資の受入れ、預託等取締りに関する法律(昭和三十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和六十一年法律第五十九号)、貸金業法(昭和三十八年法律第三十二号)、不動産特定共同事業法、信託業法(平成十六年法律百五十四号)の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、金融サービス(昭和三十九年法律第三十二号)、金融サービス(昭和三十九年法律第三十二号)の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。))に処せられ、その刑の執行を終わる者、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 ホ 金融商品取引業者が公益に反すると認められる者
 ニ 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 該 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 同 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 第六十三條第七項第一号ハ、第六十六條の五十三號イ並びに第六十六條の六十三號第二項において同じ。))又は政令で定める使用人のうちに次のいづれかに該当する者のある者

ニ 年を経過しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 該 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 同 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 第六十三條第七項第一号ハ、第六十六條の五十三號イ並びに第六十六條の六十三號第二項において同じ。))又は政令で定める使用人のうちに次のいづれかに該当する者のある者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
 金融商品取引業者が適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 国内に営業所又は事務所を有しない法人

ロ 外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

ハ 協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ。）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備してないもの

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二十一条第一号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つている者（これに類するものとして政令で定める者を含む。）に限る。）でない者

ロ 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ハ 他に付いては、第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者

ニ 個人である主要株主（登録申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ホ及びヘにおいて同じ。）のうち次に次

ホ 第一号イ又はロに該当する者

（1）心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからりまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

（2）第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

（3）法人を代表する役員のうち次のいずれかに該当する者がある者

（イ）心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

（ロ）主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局（第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引業を行おうとする場合にあつては、次のい

（イ）他の金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。ロにおいて同じ。）が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認

（ロ）第六十六條の五十三第六号ロ若しくはハ又は第七号に該当する者

七 前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

八 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

九 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十一 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十二 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十四 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十六 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十七 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

十八 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を及ぼすことが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行されたもの）を有する者

の価額)の合計額の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。)

4 以上の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

5 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合、当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

第二十九條の四の二 第二十九條の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務のうち第二十九條の四の二第二項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨(第一種金融商品取引業のうち第二十九條の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。)」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは「第五号ハ、第六号イ」とする。

2 前条第一項第五号ハ及び第六号イの規定(これらの規定を第三十一条第五項において準用する場合を含む。)は、前項の場合又は第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務については、適用しない。

3 第一種少額電子募集取扱業者(投資運用業を行う者を除く。次項において同じ。)は、第三十五条第三項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる業務を行うこととなつた旨を内閣総理大臣に届け出ることによらない。

4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五条第一項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には、同条第四項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5 第三十六條の二第一項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

6 第三十六條の二第二項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

7 第四十六條の五及び第四十六條の六の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

8 第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二項第十一項、第二十七條の二第四項(第二十七條の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の二第六項及び第六十六條の二第二項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業(第二十九條の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。)」と、第二條第十一項及び第二十七條の二第六項第一号中「同条第四項」とあるのは「第二十八條第四項」とする。

9 第一種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。

10 第二十九條の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。

ないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券(金融商品取引所に上場されてい

客から金銭の預託を受けることをいう。

一 第二條第一項第九号に掲げる有価証券

二 第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)

(第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

第二十九條の四の三 第二十九條の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務のうち第二十九條の四の三第二項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは「その旨(第二種金融商品取引業のうち第二十九條の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。)」とする。

2 第二十九條の四の三第二項第六号及び第二項第一号の規定は、第二種少額電子募集取扱業者(登録申請書に第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務を行う旨を記載して第二十九條の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。次項において同じ。)が第二種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

- 3 使用する方法及びその他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるもの、商号若しくは名称又は氏名、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を
- 4 第一項及び第二項の「第二種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

（変更登録等）
第三十一条（略）

- 4 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号、第六号、第七号ロ、第八号又は第九号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。
- 5・6（略）

（金融機関の有価証券関連業の禁止等）
第三十三条（略）

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下この条、次条及び第二百一条において「金融機関」という。）は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算にはならない。金融機関が書面取次ぎ行為（顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引を行うことをい）、当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関する行為を行う場合には、適用しない。

2 前項本文の規定は、金融機関が、書面取次ぎ行為（顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引を行うことをい）、当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関する行為を行う場合には、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。））、第二条第一項第四号に掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。））、第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。））、同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券及びこれに類するものとして政令で定める有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。））、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第十八号に掲げる有価証券（同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるものを除く。））同条第八項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる行為
- 二 第二条第十号及び第十一号に掲げる有価証券（短期投資法人債等を除く。））同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第九号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱い及び特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを除く。））
- 三 第二条第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの次に掲げる行為
- ハ 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引並びにこれらに係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為
- ロ 私募の取扱い
- 四 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。））
- イ 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券次に掲げる行為
- ロ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。））
- イ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。））
- 五 次に掲げる取引 第二条第八項第四号に掲げる行為（ロに掲げる取引については、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。））
- イ 第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デ

ロ バイタイプ取引
リ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの
六 有価証券の売買及び有価証券関連デリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引等」という。）以外のものを業として行う場合、第二号から第五号に掲げる行為のうち第二十八号から第七号に掲げるもの以外のものを業として行う場合、第二号から第七号に掲げる行為を業として行う場合又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行う場合には、適用しない。
一 市場デリバティブ取引等（市場デリバティブ取引又はこれに係る第二号から第七号に掲げる行為をいう。）
二 店頭デリバティブ取引等
三 外国市場デリバティブ取引等（外国市場デリバティブ取引又はこれに係る第二号から第七号に掲げる行為をいう。）

（金融機関の登録）

第三十三条の二 金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一 書面取次ぎ行為
二 前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引についての当該各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）
三 デリバティブ取引等（有価証券又は取引等）の取引等（他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うもの及び商品関連市場デリバティブ取引等を除く。）又は第二号から第七号に掲げる行為のうち第二十八号から第七号に掲げるもの以外のもの
四 第二号から第七号に掲げる行為

（金融機関の登録申請）

第三十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称
二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
三 役員（氏名又は名称）
四 会計参与（設置会社）の氏名又は名称
五 第三号各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九号の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨
六 高速取引行為に関する次に掲げる事項
ロ イ 登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行為を行う場合にあつては、その旨
七 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
八 その他内閣府令で定める事項
九 その他内閣府令で定める事項
一〇 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 第三十三号の五第一項第一号及び第二号に該当しないことを誓約する書面
二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
三 親法人等、子法人等その他の関係会社の状況として内閣府令で定めるものを記載した書類
四 前三号に掲げるもののほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類
五 前項第四号に掲げる書類を添付する場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（金融機関の登録の拒否等）

第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに

虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
第五十二條の二第一項の規定により第六十六條の二十第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され、第六十六條の四第二項の規定により第六十六條の三十七條の登録を取り消され、第六十六條の第六十六條の六十第一項の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二條の登録に相当する外国の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

- この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、預託等取引に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることなくた日から五年を経過しない者
- 登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者
- 協会に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（当該者又はその役員若しくは他の取引若しくはデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの
- 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
- 内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融機関に、第三十三條第二項第五号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行うことを登録する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）

- （略）
- （略）
- （略）
- （略）
- （略）

第三十六條（顧客に対する誠実義務）
第三十七條（顧客に対する誠実義務）
第三十八條（顧客に対する誠実義務）
第三十九條（顧客に対する誠実義務）

第三十六條（顧客に対する誠実義務）
第三十七條（顧客に対する誠実義務）
第三十八條（顧客に対する誠実義務）
第三十九條（顧客に対する誠実義務）
第四十條（顧客に対する誠実義務）
第四十一條（顧客に対する誠実義務）
第四十二條（顧客に対する誠実義務）
第四十三條（顧客に対する誠実義務）
第四十四條（顧客に対する誠実義務）
第四十五條（顧客に対する誠実義務）
第四十六條（顧客に対する誠実義務）
第四十七條（顧客に対する誠実義務）
第四十八條（顧客に対する誠実義務）
第四十九條（顧客に対する誠実義務）
第五十條（顧客に対する誠実義務）
第五十一條（顧客に対する誠実義務）
第五十二條（顧客に対する誠実義務）

(標識の揭示)
第三十六条の二 金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2 金融商品取引業者等以外の者(金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。)は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- 二 当該金融商品取引業者等がある旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- 2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引業を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 当該金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引契約の概要
- 四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

- 六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項
- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- 3 金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘(募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱ひであつて、政令で定めるものに限る。)を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(契約締結時等の書面の交付)

第三十七条の四 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(保証金の受領に係る書面の交付)

第三十七条の五 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して顧客が預託すべき保証金(内閣府令で定めるものに限る。)を受領したときは、顧客に対し、直ちに、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面等による解除)

第三十七条の六 金融商品取引業者等と金融商品取引契約(当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

- 2 次の各号に掲げるものにより行う前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。
- 3 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時
- 4 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 5 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合において、当該金融商品取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。ただし、前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。

（禁止行為）

- 一 投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業者の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。
- 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
- 三 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業者を行う者の付与した信用格付（投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、当該信用格付を付与した者が第六十六条の二十七の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、金融商品取引業者の他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引業者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないうで勧誘をする行為
- 四 金融商品取引業者が当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
- 五 金融商品取引業者が当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
- 六 金融商品取引業者が当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
- 七 自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者（第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。以下この号において同じ。）に対し、特定金融指標の算出に関し、正当な根拠を有しない算出基礎情報（特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、指標、数値その他の情報をいう。）を提供する行為
- 八 高速取引行為者（金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者（金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者）として政令で定める者に限る。）を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為
- 九 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業者の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第三十八条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資助言・代理業又は投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券取引」という。）が、信託契約に基づいて顧客（信託会社等）（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて顧客（信託会社等）の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は不足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を供給する旨を、当該顧客又はその指定した者に対して、申し込み、若しくは約束し、又は一部を補填し、又は不足するため当該顧客又は第三者に有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益

益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三、有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

二、金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一、有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二、有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三、有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該金融商品取引業者等とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）による損失の全部又は一部を補填するために行うものである場合には、適用しない。ただし、同項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該金融商品取引業者等があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。

4 (略)

5 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補填する旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補填するため提供されたものである場合には、適用しない。

6 (略)

7 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

40 (適合性の原則等)

41 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一、金融商品取引行為において、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二、前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

42 (最良執行方針等)

43 第四十条の二、金融商品取引業者等は、有価証券の売買及びデリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券等取引」という。）に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下この条において「最良執行方針等」という。）を定めなければならない。

44 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

45 金融商品取引業者等は、最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行しなければならない。

46 金融商品取引業者等は、金融商品取引所に上場されて有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更した場合に於ては、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。

47 金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

48 第三十四条の二、第四項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

49 (運用報告書の交付)

50 第十二条の七、金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る権利者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を権利者に交付しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限

りでない。

3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。
3 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業務（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第四十三条の五 金融商品取引業者等は、第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について電子募集取扱業務を行うときは、内閣府令で定めるところにより、第三十七条の三第一項の規定により交付する書面に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子募集取扱業務を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければならない。

（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第四十四条の三 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
二 当該金融商品取引業者との間で第二項第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与し金融商品取引業者を知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。
三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

2 (略)

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方
二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方
三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方
四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

（事業年度）
第四十六条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）の事業年度は、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとする。ただし、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

（金融商品取引責任準備金）

第四十六条の五 金融商品取引業者は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の取引量に応じ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任準備金を積み立てなければならない。
2 前項の金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合その他内閣府令で定める場合のほか、使用してはならない。

（自己資本規制比率）

第四十六條の六 金融商品取引業者は、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定める比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣府令で定める額を出なければならぬ。

2 金融商品取引業者は、自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることのないよう、毎三箇月ごとに区分した各期間（事業年度の末日を必要とする場合における変更後の最初の事業年度にあつては、内閣府令で定める各期間）をいう。第五十七條の二第五項並びに第五十七條の五第二項及び第三項において同じ。）の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（損失準備金）

第四十九條の四 金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、第二十九條の四第一項第四号イの政令で定める金額に達するまでは、その金融商品取引業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所（次項及び次条において「全ての営業所又は事務所」という。）の業務に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金としてその国内における主たる営業所又は事務所において積み立てなければならぬ。

2 前項の損失準備金は、内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を受け、当該金融商品取引業者の全ての営業所又は事務所における業務に係る純損失の補填に充てる場合のほか、使用してはならない。

（資産の国内保有）

第四十九條の五 金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任準備金の額、損失準備金の額及びその全ての営業所又は事務所の計算に属する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、国内において保有しなければならない。

（廃業等の届出等）

第五十條の二 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣府令に届けて出なければならぬ。

一 金融商品取引業者等である個人が死亡したとき、その相続人

二 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

三 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

四 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

五 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき、その法人

六 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

七 事業の全部又は一部を譲渡したとき、その法人又は個人

八 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者）は、第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービス提供に関する法律第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別）に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）を受けたとき、当該登録又は変更登録を受けた者

九 金融商品取引業者等が前項第一号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき（同項第六号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第七号にあつては事業の全部を譲渡したとき）をいう。その旨を内閣府令で定めるところにより、当該登録又は変更登録を受けた者

十 金融商品取引業者である個人（投資助言業務を行う者）は、当該金融商品取引業者等の第二十九條の二の登録は、その効力を失う。

十一 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十二 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十三 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十四 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十五 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十六 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十七 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十八 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

十九 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

二十 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

二十一 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

二十二 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

二十三 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

二十四 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

二十五 金融商品取引業者等による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する第三十條の二の登録は、当該期間内に第二十九條の二の登録の期限が満了するまで、同様に適用する。

5 前項の規定により読み替えて適用する第五十二条第一項の規定により金融商品取引業の登録の廃止が命じられた場合における第二十九条の四第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた相續人を第五十二条第一項の規定により金融商品取引業の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消の日とみなす。

6 金融商品取引業者等は、金融商品取引業者等（投資助言・代理業を除く。第八項及び第五十六条第一項において同じ。）の廃止をし、合併（当該金融商品取引業者等が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

7 金融商品取引業者等は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣府令に届け出なければならない。

8 金融商品取引業者等は、第六項の規定による公告をした場合（合併、分割による事業の全部又は一部の承継及び事業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該金融商品取引業者等が行った有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等（第五十六条及び第五十七条の九において「顧客取引」という。）を、速やかに結了し、かつ、金融商品取引業者等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく返還しなければならない。

9 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、金融商品取引業者等（会社に限る。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、金融商品取引業者等（外国会社に限る。）が電子公告により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービス（提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更新登録を受けたとき）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更新登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更新登録を受けたものとみなす。

（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

第五十二条 内閣府令は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第一号、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

四 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第六号に該当することとなつたとき。

五 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第七号に該当することとなつたとき。

六 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

七 金融商品取引業又はこれに付随する業務に關し法令（第四十六条の六第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

八 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

九 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。

十 金融商品取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

十一 第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

十二 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

十三 （略）

（自己資本規制比率についての命令）

第五十三条 内閣府令は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この条において同じ。）が第四十六条の六第二項の規定に違反して必要な事項を命ずることができないときは、投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督、内閣府令を命ずる金融商品取引業者が第四十六条の六第二項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることが

- 三 当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、他の法令に基づいて行政機関の監督を受けている場合（外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合を含む。）には、その旨を説明する書類が当該特別金融商品取引業者の親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を行っている場合又は当該特別金融商品取引業者の親会社若しくはその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対して資金調達に関する支援を行っている場合には、当該経営管理又は支援の内容及び方法を内閣府令で定めるところにより記載した書類
- 四 特別金融商品取引業者は、届出日以後親会社があることとなつたときは、その日から起算して政令で定める期間内に、前項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 五 前二項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる書類（第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより第二項各号に掲げる書類を提出し、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 六 第二項又は第三項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書提出した当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七條の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 七 特別金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 一 親会社がないこととなつたとき。
 - 二 その総資産の額が総資産基準額以下となつた日から起算して総資産基準額を超えることなく二年を経過したとき。
- 八 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出を受領したときは、当該届出をした金融商品取引業者が特別金融商品取引業者である旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。
- 九 第二項から第六項までの「親会社」とは、他の会社を子会社（第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）とする会社をいう。次項において同じ。）とする会社をいう。第一項、第二項、第四項及び第五項の「子法人等」とは、他の会社の子会社その他の当該他の会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。

第五十九條の四（引受業務の一部の許可の拒否要件）

- 一 第五十三條第三項の規定により第二十九條の登録を取り消され、第六十六條の四第二項の規定により第五十九條第一項の許可を取り消され、第六十六條の四第一項の規定により第六十六條の五の登録を取り消され、第六十六條の四第二項の規定により第六十六條の五の登録を取り消され、若しくは第六十六條の四第三項の規定により同法第六十六條の五の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている第二十九條、第六十六條、第六十六條の二十七若しくは第六十六條の五十の登録若しくは同法第十二條の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する外国の法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。
- 二 この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービス提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
- 三 役員（いかなる名称を有するかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）次条第一項第三号、第六十條の三第一項及び第六十條の八第二項において同じ。）又は国内における代表者（外国証券業者の会社法第八十七條第一項に規定する日本における代表者をいう。）以下この節において同じ。）のうち第二十九條の四第一項第二号イからイまでに掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。
- 四 内閣総理大臣は、第五十九條第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。
- 五 内閣総理大臣は、第五十九條第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面によりその旨を許可申請者に通知しなければならない。

第五十九條の六（引受業務の規制）

第五十九條の六（引受業務の規制）第三十六條第一項、第三十六條の三、第三十六條の四第一項、第三十八條（第一号から第三号まで及び第九号に係る部分に限る。）及び第四十四條の四の規定は、第五十九條第一項の許可を受けた外国証券業者の引受業務について準用する。

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 取締役会設置会社と同種類の法人でないとき。
ロ 本店又は取引所取引店が所在する国において登録等を受けていないとき。
ハ 本店又は取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を政令で定める期間以上継続して行っていない者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）

ニ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ホ 純財産額がホに規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第六十条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十条の二十第一項の規定により第六十条の登録を取り消され、第六十条の四十二第一項の規定により第六十条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十条の六十三第一項の規定により第六十条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第六十二条の登録に係るものに限る。トにおいて同じ。）を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、第六十条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録若しくは同法第十二条の規定により取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ 第五十九条の四第一項第二号に規定する法律の規定又はこれらの執行を受けることにならなかつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

リ 他に執行されている業務が公益に反すると認められる者であるとき。

ル 取引所取引業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在する国が第八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国金融商品取引市場開設者と当該許可申請者が取引参加者となる金融商品取引所との間で情報の提供に関する取決めが締結その他の当該金融商品取引所によるこの法律及びこの法律に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。

四 許可申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

三 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

三 内閣総理大臣は第六十条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

第六十条の十三 第三十五条の三の規定は取引所取引許可業者の行う高速取引行為に係る取引所取引業務について、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十八条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は取引所取引許可業者の取引所取引業務について、それぞれ準用する。

第六十三条 次掲各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三十三条の二の規定は、適用しない。
（適格機関投資家等特例業務）
一 適格機関投資家等（適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの）の数が政令で定める数以下の場合に限る。及び適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）で次のいずれにも該当しない者が相手方として行う第二十条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募（適格機関投資家等（次のいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるも

- のとして内閣府令で定めるものを除く。）
- イ その発行する資産対応証券（資産の流動化に関する法律第二条第十一项に規定する資産対応証券をいう。）を適格機関投資家以外の者が取得している特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）
- ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）で、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者
- ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
- 二 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等（前号イからハまでのいづれにも該当しないものに限る。）のみであるものに限る。）を有する適格機関投資家等から出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）
- 二 適格機関投資家等の特例業務（前項各号に掲げる行為のいづれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種類（前項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。）
- 六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 八 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
- 九 その他内閣府令で定める事項
- 三 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前項の規定による届出においては、第七項第一号イからニまでのいづれにも該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）及び法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - 二 個人である場合においては、第七項第二号イからニまでのいづれにも該当しないことを誓約する書面
 - 三 その他内閣府令で定める書類
 - 四 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
- 五 内閣総理大臣は、特例業務届出者（第二項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 六 特例業務届出者は、第二項又は第八項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該特例業務届出者に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 七 一の各号のいづれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。
 - 一 法人である場合においては、次のいづれかに該当する者
 - イ 第二十九条の四第一項第二号イからハまでのいづれかに該当する者
 - ロ 第二十九条の四第一項第二号イからハまでのいづれかに該当する者
 - ハ 役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号ハにおいて「暴力団員等」という。）のある者
 - ニ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者
 - ホ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいづれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者
 - 二 個人である場合においては、次のいづれかに該当する者
 - イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいづれかに該当する者
 - ロ 第二十九条の四第一項第三号イからハまでのいづれかに該当する者
 - ハ 暴力団員等又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等のある者

ホ 二 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者
の 第八十九号第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国

8 特例業務届出者は、第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを、当該適格機関投資家

9 特例業務に係る第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る契約において、適格機関投資家等特例業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府
令で定める事項を定め、第二項の規定による届出又は前項の規定による届出（第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるものの変更に係るものに限る。）

10 後、内閣府令で定めるところにより、当該契約の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。
前項の規定により契約書の写しを提出した特例業務届出者は、当該契約について同項に規定する内閣府令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣

11 府令で定めるところにより、当該変更に係る契約の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。
特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合において、第三十八号（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）第一節第五款、第三十六条第一項、

12 第三十六号の三、第三十七号、第三十七号の三、第三十七号の四、第三十八号（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）第四項及び第六
項を除く。）第四十号、第四十号の三、第四十号の四、第四十二号、第四十二号の二、第四十二号の四、第四十二号の七、第四十三号の六及び第四十五号

13 並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。
内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第一項第二号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなく
なつたとき（適格機関投資家等（同項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が同項第二号に規定する権利を有することとなつたと
きに限り、次項において同じ。）は、当該特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができ、

遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務として開始した第一項第二号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたときは、

6 金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合（
第六十三号の三、適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等（第六十三号第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三号の二
の登録を受けている者を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨、第六十三号第二項第五号及び第七号に掲げる事項そ
の他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。）

2 第六十三号第五項、第六項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十三項、前条第三項並びに次条から第六十三号の六までの規定は、前項の規定による届出
をした金融商品取引業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは「金融商品取引業者等」と、第六十三号第五項
中「第二項」とあるのは「第六十三号の三第一項」と、同条第六項中「第二項又は第八項」とあるのは「第六十三号の三第一項又は同条第二項において準用
する第二項」と、同条第八項中「第二項各号に掲げる事項」とあるのは「第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と、同条第九項中
「第二項」とあるのは「第六十三号の三第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合において、当該各号に定める規定は、適用しない。
一 第六十三号第一項第一号に掲げる行為を行う業務（第二節第一款（第三十六号第一項、第三十七号の三、第三十七号の四、第
三十八号第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）第三十九号（第四項及び第六項を除く。））、第四十号、第四十号の三及び第四十号の三の二を除
く。）の規定

二 第六十三号第二号に掲げる行為を行う業務（第二節第一款（第三十六号第一項、第三十七号の三、第三十七号の四、第
三十八号第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）第三十九号（第四項及び第六項を除く。））及び第三十号（第四十二号、第
四十二号の二、第四十二号の四及び第四十二号の七を除く。）の規定

（海外投資家等特例業務の届出等）
第六十三号の九、金融商品取引業者及び第三十三号第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところ
により、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、こ
の限りでない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
三 法人であるときは、役員の名又は名称
四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
五 業務の種別（前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

- 六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地
- 七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の種類
- 八 その他に事業を行つて定めるときは、その事業の種類
- 九 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項の届出書（これに準ずるものを含む。）第六項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- 二 個人である場合においては、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
- 三 その他内閣府令で定める書類
- 四 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
- 五 内閣府令は、海外投資家等特例業務届出者（第一項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第一号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 六 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 七 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者を除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。）を行つてはならない。
- 一 次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一号イからハまでのいずれかに該当する者
- ロ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者
- ハ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者
- ニ 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一号イからハまでのいずれかに該当する者
- ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
- ハ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の第二条第二項第一号の保証がない者
- ホ 個人である主要株主（第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社（同条第四項に規定する子会社をいう。）であると見做され、当該持株会社の主要株主を含む。）のうち同条第一号イからハまでのいずれかに該当する者のある者
- ヘ きは、当該主要株主のうち第二十九条の四第一号イからハまでのいずれかに該当する者のある者
- 三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 第二十九条の四第一号イからハまでのいずれかに該当する者
- ロ 外国に住所を有する者
- ハ 海外投資家等特例業務届出者は、第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣府令に届け出なければならない。
- 七 海外投資家等特例業務届出者は、海外投資家等特例業務を行う場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款（第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）第三十九条（第四項及び第六項を除く。）第四十条、第四十条の三、第四十条の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。
- 九 内閣府令は、海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一号に掲げる行為に係る第二号第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一号第一号に規定する権利に該当しなくなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは抛出された金銭が主として非居住者から出資若しくは抛出を受けた金銭に該当しなくなつたときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができ、その旨を内閣府令に届け出なければならない。
- 一 海外投資家等特例業務届出者が行う海外投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務に該当しないものとみなす。

(金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合)
第六十三条の十一 金融商品取引業者(第六十三条の八第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条の登録を受けている者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、海外投資家等特例業務を行う旨、第六十三条の九第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次項において準用する前条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

2 第六十三条の九第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、前条第三項並びに次条から第六十三条の十四までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者について準用する。この場合において、第六十三条の九第四項中「第一項」とあるのは「第六十三条の十一第一項」と、同条第五項中「第一項又は第七項」とあるのは「第六十三条の十一第一項又は同条第二項において準用する第七項」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる事項」とあるのは「第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる行為を行う場合において、当該各号に定める規定は、適用しない。
一、第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う場合(第三十五條の三、第三十六條の三、第三十七條の三、第三十八條の四、第三十八條の五、第三十九條の三、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六、第三十九條の七、第三十九條の八、第三十九條の九、第三十九條の十、第三十九條の十一、第三十九條の十二、第三十九條の十三、第三十九條の十四、第三十九條の十五、第三十九條の十六、第三十九條の十七、第三十九條の十八、第三十九條の十九、第三十九條の二十、第三十九條の二十一、第三十九條の二十二、第三十九條の二十三、第三十九條の二十四、第三十九條の二十五、第三十九條の二十六、第三十九條の二十七、第三十九條の二十八、第三十九條の二十九、第三十九條の三十、第三十九條の三十一、第三十九條の三十二、第三十九條の三十三、第三十九條の三十四、第三十九條の三十五、第三十九條の三十六、第三十九條の三十七、第三十九條の三十八、第三十九條の三十九、第三十九條の四十、第三十九條の四十一、第三十九條の四十二、第三十九條の四十三、第三十九條の四十四、第三十九條の四十五、第三十九條の四十六、第三十九條の四十七、第三十九條の四十八、第三十九條の四十九、第三十九條の五十、第三十九條の五十一、第三十九條の五十二、第三十九條の五十三、第三十九條の五十四、第三十九條の五十五、第三十九條の五十六、第三十九條の五十七、第三十九條の五十八、第三十九條の五十九、第三十九條の六十、第三十九條の六十一、第三十九條の六十二、第三十九條の六十三、第三十九條の六十四、第三十九條の六十五、第三十九條の六十六、第三十九條の六十七、第三十九條の六十八、第三十九條の六十九、第三十九條の七十、第三十九條の七十一、第三十九條の七十二、第三十九條の七十三、第三十九條の七十四、第三十九條の七十五、第三十九條の七十六、第三十九條の七十七、第三十九條の七十八、第三十九條の七十九、第三十九條の八十、第三十九條の八十一、第三十九條の八十二、第三十九條の八十三、第三十九條の八十四、第三十九條の八十五、第三十九條の八十六、第三十九條の八十七、第三十九條の八十八、第三十九條の八十九、第三十九條の九十、第三十九條の九十一、第三十九條の九十二、第三十九條の九十三、第三十九條の九十四、第三十九條の九十五、第三十九條の九十六、第三十九條の九十七、第三十九條の九十八、第三十九條の九十九、第三十九條の百)

二、第六十三條の八第一項第二号に掲げる行為を行う業務(第二節第一款(第三十五條の三、第三十六條の三、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十七條の五、第三十七條の六、第三十七條の七、第三十七條の八、第三十七條の九、第三十七條の十、第三十七條の十一、第三十七條の十二、第三十七條の十三、第三十七條の十四、第三十七條の十五、第三十七條の十六、第三十七條の十七、第三十七條の十八、第三十七條の十九、第三十七條の二十、第三十七條の二十一、第三十七條の二十二、第三十七條の二十三、第三十七條の二十四、第三十七條の二十五、第三十七條の二十六、第三十七條の二十七、第三十七條の二十八、第三十七條の二十九、第三十七條の三十、第三十七條の三十一、第三十七條の三十二、第三十七條の三十三、第三十七條の三十四、第三十七條の三十五、第三十七條の三十六、第三十七條の三十七、第三十七條の三十八、第三十七條の三十九、第三十七條の四十、第三十七條の四十一、第三十七條の四十二、第三十七條の四十三、第三十七條の四十四、第三十七條の四十五、第三十七條の四十六、第三十七條の四十七、第三十七條の四十八、第三十七條の四十九、第三十七條の五十、第三十七條の五十一、第三十七條の五十二、第三十七條の五十三、第三十七條の五十四、第三十七條の五十五、第三十七條の五十六、第三十七條の五十七、第三十七條の五十八、第三十七條の五十九、第三十七條の六十、第三十七條の六十一、第三十七條の六十二、第三十七條の六十三、第三十七條の六十四、第三十七條の六十五、第三十七條の六十六、第三十七條の六十七、第三十七條の六十八、第三十七條の六十九、第三十七條の七十、第三十七條の七十一、第三十七條の七十二、第三十七條の七十三、第三十七條の七十四、第三十七條の七十五、第三十七條の七十六、第三十七條の七十七、第三十七條の七十八、第三十七條の七十九、第三十七條の八十、第三十七條の八十一、第三十七條の八十二、第三十七條の八十三、第三十七條の八十四、第三十七條の八十五、第三十七條の八十六、第三十七條の八十七、第三十七條の八十八、第三十七條の八十九、第三十七條の九十、第三十七條の九十一、第三十七條の九十二、第三十七條の九十三、第三十七條の九十四、第三十七條の九十五、第三十七條の九十六、第三十七條の九十七、第三十七條の九十八、第三十七條の九十九、第三十七條の百)

(外務員の登録)
第六十四条 金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために次に掲げる行為を行う者(以下「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

一、有価証券(第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に係る次に掲げる行為
ロイ 第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号に掲げる行為
イ 次掲げる行為

(1) 売買又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理の申込みの勧誘
(2) 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理の申込みの勧誘
(3) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二、次に掲げる行為
イ 第二条第八項第四号、第六号及び第十号に掲げる行為
ロイ 店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘

2 金融商品取引業者等は、前項の規定により当該金融商品取引業者等が登録を受けた者以外の者に外務員の職務(同項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行わせるはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 登録申請者の商号、名称又は氏名
二 登録申請者が法人であるときは、その代表者の氏名
三 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日
ロ 役員又は使用人の別
ハ 外務員の職務(第六十六條の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五條第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。)を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所屬していた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間

ニ 金融商品仲介業者又は有価証券等仲介業務を行つたことの有無及び金融商品仲介業者又は有価証券等仲介業務を行つたことのある者については、その行つた期間

4 前項その他内閣府令で定める事項
四 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九条の四第一項第二号イからリまでに掲げる者

二 第六十四条の五第一項(第六十六条の二十五及び金融サービスの提供に関する法律第七十七条において準用する場合を含む。)の規定により外務員(第六十六条の二十五において準用する前条第一項に規定する外務員及び同法第七十五条第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の登録を受けている者又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者

五 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を拒否しようとするときは、登録申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者につき審問を行わせなければならない。

六 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を拒否することとしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事務の委任)

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会(認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この節において「登録事務」と同じ。)に、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務(以下この条(第六項各号を除く。)及び第六十四条の九において「登録事務」という。)であつて当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを行わせることができる。

二 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融商品取引業者等の外務員に係る登録事務(第六十四条の五に係るものを除く。)を一の協会を定めて行わせることができる。

三 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

四 内閣総理大臣は、前二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

五 第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

六 第一項又は第二項の規定による登録の取消しを除く。又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

七 第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会(次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。)には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をしよう努めるものとする。

八 第六十六条の二十五において準用する第一項の規定による同項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会

九 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等の外務員が第六十四条の五第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

十 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

十一 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたとき、又はこれらの規定により協会に行かせていた登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

十二 第六十五条の二(適用除外)

第六十五条の五 第二十九条の規定にかかわらず、信託会社(信託業法第二条第四項に規定する管理型信託会社を除く。次項及び第五項において同じ。)、外国信託会社(同法第二条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。次項及び第五項において同じ。))又は同法第五十条の二第一項の登録を受けた者は、第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利についての次に掲げる行為(次項において「信託受益権の売買等」という。)を業として行うことができる。

三 信託受益権の売買等

四 信託受益権の譲渡

五 信託受益権の質入

六 信託受益権の質入解除

七 信託受益権の質入停止

八 信託受益権の質入再開

九 信託受益権の質入消滅

十 信託受益権の質入消滅後

十一 信託受益権の質入消滅後

十二 信託受益権の質入消滅後

一 売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。）又はその代理若しくは媒介

二 信託会社、外国信託会社又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項の規定により信託受益権の売買等を業として行う場合においては、これらの者が金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十六条の五まで、第三十六条第一項、第三十六条の二第一項の登録を受けた者が信託受益権の売買等を業として行う場合に限る。）第三十六条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の五、第四十五条第一号及び第二号、第四十七条から第四十九条の三まで、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第九十条並びに第九十四号の五第二項の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第九章の二の規定を適用する。この場合において、第五十二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第七号又は第十号」と、「当該金融商品取引業者の第二十九条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかを定め」とあるのは、「六月以内の期間を定め」と、「同条第二項中「第二十九条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかを定め」とあるのは、「又は前項第七号若しくは第十号とする。」と、独立行政法人住宅金融支援機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十二條の規定による第二項第一号若しくは第九号から第十一号までの「機構」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十二條の規定による権利又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利の販売（次項において「信託受益権の販売」という。）を行う場合には、第二十九条の規定は、適用しない。

4 機構が信託受益権の販売を行う場合においては、機構を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第七号を除く。）、第三十九条（第四項及び第八章の規定並びに第六項を除く。）、第四十条、第四十条の五並びに第四十五条第一号及び第二号の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。）、第四十条、第四十条の四、第四十条の五並びに第四十五条第一号及び第二号の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。）及び第六項を除く。）第四十条、第四十条の四、第四十条の五並びに第四十五条第一号及び第二号の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。）

5 この章の規定は、信託会社、外国信託会社、信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者、同法第五十一条第二項の規定による届出をした者又は同法第五十二条第一項の登録を受けた者が第二項第八項第十四号又は第十五号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行うものに限る。）を行う場合には、適用しない。

（顧客に対する誠実義務）
第六十六条の七 金融商品仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

（標識の掲示）
第六十六条の八 金融商品仲介業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融商品仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（廃業等の届出等）
第六十六条の九 金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融商品仲介業者を廃止したとき（分割により事業（金融商品仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）その金融商品仲介業者を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 金融商品仲介業者である個人が死亡したとき、その相続人

三 金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 金融商品仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき、その破産管財人

五 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を受けたとき、当該登録又は変更登録を受けた者

2 金融商品取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所屬金融商品取引業者等がなくなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

（免許）
第八十条 金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

2 前項の規定は、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（免許審査基準）
第八十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 免許申請者が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることなくつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第四百四十八条、第五百二十二条第一項、第五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第六十二条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の五の九第三項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十一条第一項、第六十二条の二十八第一項若しくは第六十二条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十一条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者の役員のうち次のイからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十九条の四第一項第二号ロからヘまでの掲げる者。

ロ 金融商品取引所が第四百四十八条若しくは第五百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、金融商品取引清算機関が第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合、外国金融商品取引所が第五百五十五条の六若しくは第六十二条の十第一項の規定により認可を取り消された場合若しくは外国金融商品取引清算機関が第五百五十六条の二十の十第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員（外国金融商品取引所又は外国金融商品取引清算機関にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者。

ハ 主要株主（第六十六条の六第一項、第六十六条の二十第一項又は第六十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項若しくは第六十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消された場合又は金融商品取引所持株会社が第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融商品取引所持株会社の役員であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者。

ニ 主要株主が第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項又は第六十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過するまでの者。

ホ 第五百五十条、第五百五十二条第一項、第五百五十五条の十第二項、第五百五十六条の十四第三項、第五百五十六条の十七第二項、第五百五十六条の二十の十四第二項又は第六十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者。

ヘ 第六十六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者。

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（認可審査基準）
第六十二条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所

及び次のいづれかに掲げる会社を子会社として保有することを目的とする者であること。

イ 取引所金融商品市場の開設に附帯する業務を行う会社

ロ 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社

ハ 商品市場開設業務を行う会社

ニ 商品先物取引をするために必要な市場の開設に関連する業務を行う会社

二 認可申請者等及びその子会社となる株式会社金融商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社金融商品取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

二 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいづれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者等が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

二 認可申請者がこの法律若しくは金融サービス提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることなく満了した日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第四百四十八条、第五百二十二条第一項、第五十六条の二、第六十六条の三、第六十八條若しくは第五百五十六条の三第二項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条、第五十七條の六第三項、第六十六條の二第一項、第六十六條の四第一項若しくは第六十八條の五第一項の規定により同法第十二條の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービス提供に関する法律（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

四五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（認可審査基準）

第百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならないこと。

一 認可申請者その本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分（以下この号及び第百五十五条の十において「法令等」という。）又は業務規則に違反した外国金融商品取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融商品取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑にし、及び投資者を保護するために十分であること。

二 認可申請者がこの法律若しくは金融サービス提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることなく満了した日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の十第一項の規定により第百五十五条第一項の認可を取り消され、第百五十六条の二第一項若しくは第百五十七條の二第二項の規定により第百五十七條の三の登録を取り消され、第六十条の八第一項若しくは第六十一條の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十條の四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十一條の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十條の四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十一條の九第一項の規定により第六十六條の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六條の六十三第一項若しくは第六十六條の六十四の規定により

第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービス提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十七条若しくは第六十六条の五十の登録若しくは第八十条第一項、第五百五十六条の二若しくは第五百五十六条の二十四第一項の免許若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ロイ 心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができず、内閣府令で定める者

五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（免許審査基準）

第五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験の有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

2

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

二 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 免許申請者が第四百四十八条、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十三条第三項、第五十七條の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請書の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（免許審査基準）

第五十六条の二十の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第五百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

四 その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験の有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるため

関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取
り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録
（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 連携清算機関等の役員のうち第八十二条第三号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。
五 連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれ
に準ずると認められるものがないとき。
六 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（免許審査基準）

第百五十六条の二十五 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照
らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。該当する場合を除いて、その
免許を与えなければならない。

二 免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。
一 免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会
ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

三 免許申請者が第二十九条の四第一項第一号ハに該当する者であるとき。
四 免許申請者が第二十九条の四第一項第二号ハに該当する者であるとき。

第百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り
消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、第六十六条の
二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六
条の六十三第一項若しくは第六十六條の六十四の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律第
一（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若
しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類す
る許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。
五 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。
六 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第百六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価
証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売却等をし、又は売却等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合に
おいては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

二 当該上場会社等の株主（保険契約者を含む）社員、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十
五項に規定する外国投資人の社員を含む。）を以下の場合において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六
十日以内に上場会社等が同法の規定による請求を行うことができる。
三 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求するときは、消滅する。
四 内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認めるときは、当該利益関係書類のうち当該利益に係
る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に關し次に
定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類の写しを
しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを
記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに
記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てを
することができ、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の
規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に對する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

六 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の
規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に對する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

7 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日以前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に提供したことを知項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

8 前各項の規定は、主要株主が買付け等をし、又は売付け等をしたいづれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行う買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。

9 第四項において、内閣総理大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

（上場会社等の役員等の禁止行為）

第百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券等の売却その他の取引で政令で定めるもの（以下この条及び次条第十五項において「特定取引」という。）であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売却についてはその売却に係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券に係る売却等（特定取引を除く。）であつて、その売却等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量を超えるもの

（特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い）

第百六十五条の二 組合等（民法第六百六十七條第一項に規定する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合等（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合（以下この条において「有限責任事業組合」という。）又はこれらの組合に類似する団体で政令で定めるものをいう。以下この条において「特定組合等」という。）の財産に属する株式に係る議決権が上場会社等の総株主等の議決権に占める割合が百分の十以上であるもの（以下この条において「特定組合等」という。）については、当該特定組合等の組合員（これに類するものとして内閣府令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が当該特定組合等の財産に属する当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売却等をした場合（当該特定組合等の組合員の全員が委託者又は受益者である信託の受託者が、当該上場会社等の特定有価証券に係る買付け等又は売却等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条において同じ。）には、当該買付け等又は売却等に関する報告書（これを「組合員報告書」という。）を提出し、内閣府令で定めるところにより、その買付け等又は売却等がなされた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売却等の態様その他

2 前項に規定する特定組合等の組合員が、当該特定組合等の財産に属する当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売却等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売却等の際の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

3 特定組合等の組合員がその地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該特定組合等の財産に属する当該上場会社等の特定有価証券等については、それに係る買付け等をした後六月以内に買付け等をして当該特定組合等の財産に属する当該上場会社等に提供すべきことを請求する生じた場合においては、当該上場会社等は、当該特定組合等の組合員に対し、当該特定組合等の財産を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

4 当該上場会社等が前項の規定により請求した場合においては、当該特定組合等の財産をもつて当該特定組合等の当該請求に係る債務その他の債務を完済することができなかつたときに限り、当該上場会社等は、同項の利益を生じた時における当該特定組合等の各組合員（投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び有限責任事業組合の組合員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。）に対し、当該特定組合等の債務について当該各組合員が負う責任に応じて、当該利益（同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。）を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

5 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

6 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

7 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合は、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

8 第三項から第五項まで又は前項の規定により利益の返還を請求する権利は、当該特定組合等の財産について利益が生じた日から二年間行わないときは、消滅す

る。
9 内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該組合利益関係書類の写しを送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該組合利益関係書類の写しを送付する前に、第三項の利益が当該組合利益関係書類の写しに提供されたことを知った場合は、この限りでない。
10 前項本文の規定により当該報告書提出組合員に組合利益関係書類の写しを送付されたことを知った場合は、この限りでない。
11 前項本文の規定により当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていない旨の申立てがあつた場合には、第九項本文の規定の適用については、当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第八項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合には、当該組合利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第八項の規定に基づき請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日以前においては内閣総理大臣が第三項の利益が当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に知つた場合には、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に知つた場合には、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。
12 内閣総理大臣は、第九項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合には、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に知つた場合には、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。
13 おいて第三項の利益が当該組合利益関係書類の写しに記載されたことを知つた場合には、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に知つた場合には、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。
14 及び第三項から前項までの規定は、特定組合等の財産に關して買付け等をし、又は売付け等をしたいづれかの時期において当該特定組合等が特定組合等でない場合及び第九項において、内閣総理大臣が行われる買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。
15 一 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に關して次に掲げる行為をしてはならない。
二 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に關して次に掲げる行為をしてはならない。
16 一 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に關して次に掲げる行為をしてはならない。
二 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に關して次に掲げる行為をしてはならない。

（会社関係者の禁止行為）
第六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。））については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブ取引（以下この条、第六十七條の二第一項及び第九十七條の二第十四号において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。
一 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）
二 当該上場会社等の会社法第四百三十三條第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資者に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）
三 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
四 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
五 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
六 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
七 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
八 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
九 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十一 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十二 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十三 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十四 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十五 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。
十六 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。

三 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしていない者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの（当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。）

四 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

二 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

三 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

四 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

五 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

六 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

七 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

八 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

九 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

十 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

十一 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

十二 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。）以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

ト 解散（合併による解散を除く。）

チ 新製品又は新技術の企業化

リ 当該上場会社の子会社に次いで掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

六 当該上場会社の子会社に次いで掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

ロ イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

七 当該上場会社の子会社（第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものに限る。）の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

八 前号に掲げる事実を除き、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

ロ イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資口の発行する投資口の引き受ける者の募集

ニ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

ホ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て

ヘ 投資口の分割

ト 解散（合併による解散を除く。）

チ 当該上場会社等に掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

リ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

十 当該上場会社の子会社に次いで掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

ロ イ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

ハ 当該上場会社等の営業収益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号へに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百九条第二項に規定する営業期間をいう。）以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

十一 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと

十二 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する特定資産をいう。第五項第二号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの

ロ イ 株式交換

ハ 株式移転

ニ 株式交付

ト 合併

チ 解散（合併による解散を除く。）

十三 当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したこと

ロ 他 これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分
特定関係法人の異動

ハ 主要株主の異動

十四 第九号から前号までに掲げる事実を以て政令で定める事実

十四 会社関係者(第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。)

等に関する重要事実の伝達を受けた者(同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。)

職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に關し当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。)

職の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

四 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ

当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定められている場合において、当該書類が同

項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第一号から第八号までに規定するもの、上場会社等(上場投資法人等を除く。以下

この号において同じ。)

上等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売

上は、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該上場会社等の子会社(子会社につ

二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第九号若しくは第十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定

する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号へに規定する分配、当該上場投資法人等

三 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十二号に規定するもの又は上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決

定する機関の決定、当該上場投資法人等の資産運用会社

四 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十号、第十三号又は第十四号に規定するもの、当該上場投資法人等又は当

該上場投資法人等の資産運用会社

五 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社(協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。)

この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五項第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第

一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第五項第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの

の、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近

のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 上場投資法人等の資産運用会社として政令で定めるもの

二 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等(投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)

ののうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるも

六 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権利(優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を含む。)

を有する者が当該権利を行使することにより株券(優先出資法に規定する優先出資を含む。)

二 新株予約権等(新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第十七条に規定する新投資口予約権をいう。)

を有する者が当該新株予約権等を行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合

三 会社法第六十六条第一項、第八十二条の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六条第一項若しくは第

八百六十六條の六第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四十一条第一項、第四百四十九條の三第一項、第四百十

九條の八第一項若しくは第四百四十九條の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。)

に係る同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限

三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、四半期報告書又は半期報告書(以下この章において「四半期・半期報告書」という。)を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであった四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

(虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令)

第七十二条の四 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等(第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十四条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額)に相当する額(課徴金を国庫に納付したことを命じなければならない)を命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

イ この号及び第七十二条の十一第一項において同じ。)の内閣府令で定めるところにより算出される市場価値の総額(当該算定基準有価証券の市場価値がな

2

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号及び第七十二条の十一第一項において同じ。))の内閣府令で定めるところにより算出された額

3

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号及び第七十二条の十一第一項において同じ。))の内閣府令で定めるところにより算出された額

4

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号及び第七十二条の十一第一項において同じ。))の内閣府令で定めるところにより算出された額

2

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号及び第七十二条の十一第一項において同じ。))の内閣府令で定めるところにより算出された額

2

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号及び第七十二条の十一第一項において同じ。))の内閣府令で定めるところにより算出された額

条の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。）の全部又は一部を行うこと。

(審判手続開始の決定)

第百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第百七十二條の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、又は第三項に該当する事実

二 第百七十二條の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)、又は第六項に該当する事実

三 第百七十二條の三各項に該当する事実

四 第百七十二條の四第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))に該当する事実

五 第百七十二條の五に該当する事実

六 第百七十二條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))に該当する事実

七 第百七十二條の七に該当する事実

八 第百七十二條の八に該当する事実

九 第百七十二條の九に該当する事実

十 第百七十二條の十各項に該当する事実

十一 第百七十二條の十一第一項に該当する事実

十二 第百七十二條の十二第一項に該当する事実

十三 第百七十四條第一項に該当する事実

十四 第百七十四條第二項に該当する事実

十五 第百七十四條第三項に該当する事実

十六 第百七十五條第一項(同条第九項において準用する場合を含む。))又は第二項に該当する事実

十七 第百七十五條の二第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。))又は第二項(同条第十四項において準用する場合を含む。))に該当する事実

18 内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

19 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該募集若しくは

20 売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘に係る第一項第一号に掲げる事実(第百七十二條第一項に該当する事実に限る。))について、審判手続開始の決定をすることができない。

21 第十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

22 第十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、目論見書を交付しないで売出しにより有価証券を売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

23 第二十三條の八第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

24 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第百七十二條の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25 第百七十二條の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている目論見書に係る売出しを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26 発行開示訂正書類を提出しない募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示訂正書類に係る第二号に掲げる事実(第百七十二條の二第六項に該当する事実に限る。))について、審判手続開始の決定をすることができない。

27 有価証券報告書又は四半期・半期報告書のそれぞれ提出期限(第二十四條第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による有価証券報告書又は四半期・半期報告書に提出しななければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総

28 理大臣は、当該有価証券報告書又は四半期・半期報告書に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

11 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定を提出しななければならない。内閣総理大臣は、当該臨時報告書に係る第一項第四号に掲げる事実（第七十二條の四第三項において準用する同条第二項に該当する事実に限る。）について審判手続開始の決定をすることができない。

12 第十二條の四第三項において準用する同条第二項に該当する事実（第七十二條の四第三項において準用する同条第二項に該当する事実に限る。）について審判手続開始の決定をすることができない。

13 第十二條の四第三項において準用する同条第二項に該当する事実（第七十二條の四第三項において準用する同条第二項に該当する事実に限る。）について審判手続開始の決定をすることができない。

14 重要な事項につき虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行った日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付開始公告等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

15 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付届出書等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

16 公開買付届出書等の提出期限（第二十七條の八第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七條の十第十二項において準用する第二十七條の八第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正報告書）に於ては、これら書類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付届出書等に係る第一項第六号に掲げる事実（第七十二條の六第二項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

17 大量保有・変更報告書の提出期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該大量保有・変更報告書に係る第一項第七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

18 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該大量保有・変更報告書等に係る第一項第八号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

19 特定勧誘等を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定勧誘等に係る第一項第九号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

20 虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る第一項第十号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

21 虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある発行者等情報に係る第一項第十一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

22 第七十二條の二第二項に規定する開示書類提出者等が同項に規定する虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽開示書類等に係る第一項第十二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

23 第七十三條第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

24 第七十四條第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25 第七十四條の二第二項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26 第七十四條の三第三項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

27 第六十六條第一項に規定する売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

28 第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等又は売付け等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

29 第七十五條の二第二項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

2 審判手続開始決定書）
（審判手続開始決定書）
審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。
審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第八十三條において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る前条第一項各

号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。
3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。
4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

（被審人の代理人等）

第百八十一条 被審人は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。
2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（以下この条において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。
3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。
4 指定職員は、第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更（内閣府令で定める範囲のものに限る。）の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

（審判の公開）

第百八十二条 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（答弁書）

第百八十三条 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。
2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

（意見の陳述）

第百八十四条 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。
2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

（参考人に対する審問）

第百八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。
2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百九十条、第百九十一条、第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

（被審人に対する審問）

第百八十五条の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

（証拠書類等の提出）

第百八十五条の三 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内に提出しなければならない。
2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

（学識経験者に対する鑑定命令）

第百八十五条の四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。
2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合には、被審人も、その鑑定人に質問することができる。
3 民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

（課徴金の納付命令の決定等）

第百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、この条に別段の定めがある場合を除き、被審人に対し、第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第百七十二条の二第一項（同条第四項にお

上場会社等による会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣が、同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告しているときは、同表の第四欄に掲げる額に代えて、当該額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十二條の二第一項に規定する発行者	第七十二條の二第一項	第二十六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七條第一項各号に掲げる処分のいづれか	第七十二條の二第一項の規定による額（二以上の発行開示書類（同条第三項に規定する発行開示書類をいう。以下この項において同じ。）の提出又は目論見書に係る売出しについて第一項の決定をしなければならぬ場合）に、当該発行開示書類の提出又は目論見書に係る売出しのうち当該提出又は当該売出しの開始が最も遅いものに係る額に限る。）
第七十二條の四第一項又は第二項に規定する発行者	第七十二條の四第一項又は第二項	第二十六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七條第一項各号に掲げる処分のいづれか	第七十二條の四第一項若しくは第二項又は本条第六項若しくは第七項の規定による額（二以上の有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出について第一項、第六項又は第七項の決定をしなければならぬ場合）に、当該有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出のうち最も遅いものに係る額に限る。）
第七十二條の七に規定する者	第七十二條の七	第二十七條の三十第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいづれか	第七十二條の七の規定による額（二以上の大量保有・変更報告書について第一項の決定をしなければならぬ場合）に、当該大量保有・変更報告書のうちその提出期限が最も遅いものに係る額に限る。）
第七十二條の十第一項に規定する発行者	第七十二條の十第一項	第二十七條の三十五第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七條第一項各号に掲げる処分のいづれか	第七十二條の十第一項の規定による額（二以上の特定証券等情報の提供又は公表については第一項の決定をしなければならぬ場合）に、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）
第七十二條の十一第一項に規定する発行者	第七十二條の十一第一項	第二十七條の三十五第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七條第一項各号に掲げる処分のいづれか	第七十二條の十一第一項又は本条第十項若しくは第十一項の規定による額（二以上の発行者等情報の提供又は公表について第一項、第十項又は第十一項の決定をしなければならぬ場合）に、当該提供又は公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）
第七十二條の十二第一項に規定する特定関与者	第七十二條の十二第一項（同条第二号に掲げる者が同号に定める書類を提出した場合を除く。）	第二十六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七條第一項各号に掲げる処分のいづれか	第七十二條の十二第一項の規定による額
第七十五條第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等	第七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）	第七十七條第一項各号に掲げる処分のいづれか	第七十五條第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による額（二以上の第六十六條第一項に規定する売買等について第一項の決定をしなければならぬ場合）に、当該売買等のうち最も遅いものに係る額に限る。）

15
 内閣総理大臣は、第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から前項までの規定により決定をしなければならない場合において、当該決定を受けるべき次の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日から遡り五年以内、第百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令（当該課徴金納付命令に係る第百八十五条の十八第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は第十八項に規定する決定（第三項、第五項ただし

<p>書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、掲げる規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならぬ。</p> <p>第四百七十二条第一項に規定する者</p>	<p>第四項第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売却し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘を開始した日</p> <p>第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第四百七十二条第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日</p> <p>第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、目論見書を交付し、又は第四百七十二条第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付けた日</p> <p>第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第四百七十二条第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日</p>	<p>第四百七十二条第一項又は本条第二項</p>
<p>第四百七十二条第二項に規定する発行者又は同項に規定する者</p>	<p>第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項に規定する有価証券を募集又は第四百七十二条第二項に規定する売出しにより取得させ、又は売り付けた日</p>	<p>第四百七十二条第二項又は本条第二項</p>
<p>第四百七十二条第三項に規定する者</p>	<p>第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、目論見書を交付し、又は第四百七十二条第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付けた日</p>	<p>第四百七十二条第三項</p>
<p>第四百七十二条第四項に規定する発行者又は同項に規定する者</p>	<p>重要事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第四百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提出した日</p>	<p>第四百七十二条の二第二項又は前項（第四百七十二条第一項第二号に掲げる事実のうち第四百七十二条の二第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第四百七十二条の二第四項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等</p>	<p>第四百七十二条の二第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている第四百七十二条第三項に規定する売出しを開始した日</p>	<p>第四百七十二条の二第四項において準用する同条第一項若しくは同条第五項において準用する同条第二項又は前項（第四百七十八条第一項第二号に掲げる事実のうち第四百七十二条の二第四項において準用する同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第四百七十二条の二第六項に規定する発行者</p>	<p>発行開示訂正書類を提出しないで募集又は第四百七十二条第二項に規定する売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けた日</p>	<p>第四百七十二条の二第六項</p>
<p>第四百七十二条の三各項に規定する発行者</p>	<p>第二十四条第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書にあっては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日</p>	<p>第四百七十二条の三第一項若しくは第二項又は本条第四項若しくは第五項</p>
<p>第四百七十二條の四第一項又は第二項に規定する発行者</p>	<p>重要事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日</p>	<p>第四百七十二條の四第一項若しくは第二項又は本条第六項、第七項若しくは前項（第四百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第四百七十二條の五に規定する者</p>	<p>臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日</p>	<p>第四百七十二條の四第三項において準用する同条第二項又は本条第六項若しくは第七項</p>
<p>第四百七十二條の六第一項に規定する者</p>	<p>第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで第二十七条の二第一項に規定する株券等又は上場株券等の同項又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等が行われた日</p>	<p>第四百七十二條の六第一項又は本条第八項</p>

<p>第七十二条の六第二項に規定する者</p>	<p>公開買付訂正届出書等の提出期限（第二十七条の八第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七條の八第二項の規定による訂正報告書にあつては、これらの書類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日</p>	<p>第七十二条の六第二項において準用する同条第一項又は本条第八項</p>
<p>第七十二条の七に規定する者</p>	<p>大量保有・変更報告書の提出期限</p>	<p>第七十二条の七又は前項（第七十八条第一項第七号に掲げる事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第七十二条の八に規定する者</p>	<p>重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日</p>	<p>第七十二条の八</p>
<p>第七十二条の九に規定する者</p>	<p>特定勧誘等を開始した日</p>	<p>第七十二条の九</p>
<p>第七十二条の十第一項に規定する発行者又はその第七十二条の第二項に規定する役員等</p>	<p>虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日</p>	<p>第七十二条の十第一項若しくは第二項又は前項（第七十八条第一項第十号に掲げる事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第七十二条の十一第一項に規定する発行者</p>	<p>虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公表した日</p>	<p>第七十二条の十一第一項又は本条第十項、第十一項若しくは前項（第七十八条第一項第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第七十二条の十二第一項に規定する特定関与者</p>	<p>第七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為が開始された日</p>	<p>第七十二条の十二第一項又は前項（第七十八条第一項第十一号の二に掲げる事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第七十三条第一項に規定する違反者</p>	<p>第七十三条第一項に規定する違反行為が開始された日</p>	<p>第七十三条第一項</p>
<p>第七十四条第一項に規定する違反者</p>	<p>第七十四条第一項に規定する違反行為が開始された日</p>	<p>第七十四条第一項</p>
<p>第七十四条の二第一項に規定する違反者</p>	<p>第七十四条の二第一項に規定する違反行為が開始された日</p>	<p>第七十四条の二第一項</p>
<p>第七十五条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等</p>	<p>第六十六条第一項に規定する売買等が行われた日又は第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日</p>	<p>第七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は前項（第七十八条第一項第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。）</p>
<p>第七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等</p>	<p>第七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日</p>	<p>第七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は本条第十二項若しくは第十三項</p>
<p>内閣総理大臣は、第一項（第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）第六項、第七項、第十項、第十一項又は前二項（同条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定により一以上の決定をしなければならないときであつて、同一事件について、被審人に対し、罰金の確定裁判があるときは、第七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の第七十二條の十一第一項の規定又は第六項、第七項、第十項、第十一項若しくは前二項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、第七十二条の四第一項若しくは第二項、第七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項、第十項、第十一項若しくは前二項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。</p> <p>一 当該一以上の決定に係る事実について第七十二条の四第一項若しくは第二項、第七十二条の十一第一項の規定又は第六項、第七項、第十項、第十一項若</p>		

一 場合を含む。若しくは第二項又は前条第十四項若しくは第十五項の規定による額
二 当該裁判において没収を命じられた第九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額
八 第六項ただし書又は前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定を取り消さなければならぬ。
九 第六項又は第七項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。
十 第六項又は第七項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
十一 第六項又は第七項の規定による変更の処分は、第一項から第三項までの規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定の効力が停止されている間は、進行しない。
十二 第六項の規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（送達書類）
第百八十五条の九 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）
第百八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条及び第一百二条の二から第八十一条までの規定を準用する。この場合において、同条「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百四十一条中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百七十一条中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第八十一条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

（公示送達）
第百八十五条の十一 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
二 前条において準用する民事訴訟法第七十七条第一項の規定により送達をすることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき
三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるとき
四 前条において準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつても交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。
3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（処分通知等の電子情報処理組織の使用）
第百八十五条の十二 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして使用するものに関する事務を、同法第七十七条第一項の規定により同法第六十一条に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

（事件記録の閲覧等）
第百八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(課徴金納付命令の執行)
第百八十五條の十五 前條第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第百八十五條の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定(第百八十五條の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。)を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2・3 (略)

第百九十七條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売却し、同條第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同條第三項の規定による届出が受理されていないのに当該募集、売却し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六條(第七項、第二十三條の五第二項及び第二十四條の六第三項を除く。)を第二十七條の四において準用する場合を含む。)

三 第十五條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十三條の八第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の三第三項(第二十七條の二第二項において準用する場合を含む。)

四 第二十七條の八第九項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)

五 第二十七條の三第一項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)

六 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

七 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

八 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

九 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

十 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

十一 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

十二 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

十三 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

第十四 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

第十五 第二十七條の二第二項(第二十七條の四の五第二項において準用する場合を含む。)

衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者
八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七
九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行った者又は第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二第二項において準
用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行った者
十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行った者
十の二 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公表されていないのに当該特定勧誘等又はその取扱いをした者
十の三 第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしない者又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限
る。）に違反した者
十の四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けずに金融商品取引業を行つた者
十の五 不正の手段により第二十九条の登録を受けた者
十の六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせた者
十の七 第四十条の四又は第六十六条の十四の二の規定に違反した者
十の八 第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十三条第三項若しくは第四項の規定によ
十の九 第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用す
る場合を含む。）の規定による業務の廃止の処分違反した者
十の十 第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三
十の十一 第六十三条の九第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に記載若しくは記録をしてこれを提出した者
十一 第一一条の九の規定により発行する株式を引受けする者の募集（私募を含む。）以下この号において同じ。）をするに当たり、重要な事項について虚偽の記
載のある目録見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を使用した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）次号において同じ。）又
は事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人
十二 第一一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員金融商品取引所の役員若しくは事業に関する種類若しくは特定の
事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者
十三 第六十五条第七項、第六十五条第八項若しくは第六十五条第九項の規定に違反した者（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限り。）
十四 第六十六条第二項若しくは第三項若しくは第六十六条第七項若しくは第八項の規定に違反した者又は同項の売買取等をするに当り、当該違反に係る第六
十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買取等をした場合（同条第
十六条各号に掲げる場合に該当するときは除く。）に限り。
十五 第六十七条第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同
条第五項各号に掲げる場合に該当するときは除く。）に限り。）
第一百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 不正の手段により第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十九条第一項、第六十条第一項
若しくは第六十条の十四第一項の許可を受けた者
二 第三十六条の三、第六十六条の九又は第六十六条の三十四の規定に違反して他人に登録金融機関業務、金融商品仲介業又は信用格付業を行わせた者
二の二 第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限り。）
二の三 第三十八条第七号又は第六十六条の十四第一号ハの規定に違反した者
二の四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付
した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
三 第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第一項、第六十条第一項又は第
六十条の五第九條第一項に規定する業務を行つた者
三の二 第五十九条の六又は第六十条の十三（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に
三の三 第五十九条の六又は第六十条の十三（第六十条の十四第一項に規定する業務を行わせた者）において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正報告書を提出しない者又は公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

十三 第三十一条の三の二の規定に違反した者

十四 第三十二条の二第一項（第三十二条の四及び第五十七條の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による命令に違反した者

十五 第三十九條第二項（第六十六條の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十六 第三十九條第七項（第六十六條の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第四十條の六の規定に違反した者

十八 第三十條の二第一項若しくは第四項又は第六十六條の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十九 第六十條の三第一項若しくは第四項、第六十條の七第二項、第六十條の十七第一項若しくは第三項、第六十條の二十一第二項、第六十條の五の五第一項若しくは第四項又は第六十條の五の九第一項の規定に違反した者

二十 第六十條の七第一項、第六十條の二十一第一項又は第六十條の五の九第一項の規定による命令に違反した者

二十一 第六十條の三の規定に違反した者

二十二 第六十條の四の規定に違反して、表示をした者

二十三 第六十條の五の規定に違反して、表示をした者

二十四 第六十條の六の規定に違反して、表示をした者

二十五 第六十條の七の規定に違反して、表示をした者

二十六 第六十條の八の規定に違反して、表示をした者

二十七 第六十條の九の規定に違反して、表示をした者

二十八 第六十條の十の規定に違反して、表示をした者

二十九 第六十條の十一の規定に違反して、表示をした者

三十 第六十條の十二の規定に違反して、表示をした者

三十一 第六十條の十三の規定に違反して、表示をした者

三十二 第六十條の十四の規定に違反して、表示をした者

三十三 第六十條の十五の規定に違反して、表示をした者

三十四 第六十條の十六の規定に違反して、表示をした者

三十五 第六十條の十七の規定に違反して、表示をした者

三十六 第六十條の十八の規定に違反して、表示をした者

三十七 第六十條の十九の規定に違反して、表示をした者

三十八 第六十條の二十の規定に違反して、表示をした者

三十九 第六十條の二十一の規定に違反して、表示をした者

四十 第六十條の二十二の規定に違反して、表示をした者

四十一 第六十條の二十三の規定に違反して、表示をした者

四十二 第六十條の二十四の規定に違反して、表示をした者

四十三 第六十條の二十五の規定に違反して、表示をした者

四十四 第六十條の二十六の規定に違反して、表示をした者

四十五 第六十條の二十七の規定に違反して、表示をした者

四十六 第六十條の二十八の規定に違反して、表示をした者

四十七 第六十條の二十九の規定に違反して、表示をした者

四十八 第六十條の三十の規定に違反して、表示をした者

四十九 第六十條の三十一の規定に違反して、表示をした者

五十 第六十條の三十二の規定に違反して、表示をした者

五十一 第六十條の三十三の規定に違反して、表示をした者

五十二 第六十條の三十四の規定に違反して、表示をした者

五十三 第六十條の三十五の規定に違反して、表示をした者

五十四 第六十條の三十六の規定に違反して、表示をした者

五十五 第六十條の三十七の規定に違反して、表示をした者

五十六 第六十條の三十八の規定に違反して、表示をした者

（）において準用する第二十四条の四の三第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつた者
五 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者
六 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者
六の二 第四十条の五第一項の規定に違反した者
七 第六十条の四第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）第六十五条第二項又は第六十六条の四十六第二項の規定による命令に違反した者
八 第六十二条第一項若しくは第三項又は第七十九条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
九 第六十二条第二項又は第八十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
第十 第六十二条の十五、第六百五十六条の五十四又は第六百五十六条の七十六の規定に違反した者

附 則

第三条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第三百三十六條の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第二百七十六條の規定による届出がさびれているものを除く。）については、当分の間、第三十四條の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、農業協同組合法第十一条及び第十二条の二、水産業協同組合法第二十一条の十一（同法第九十二条の五の十一、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の七及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条）において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（移行期間特例業務に関する特例）

第三条の三 金融商品取引業者、第三十三条第一項に規定する金融機関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。）を行う者（以下この条において「外国投資運用業者」という。）は、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の日から五年を経過したとき（当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたとき）又は第四項の規定により適用される第六十三条の十第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称
四 法令で定める使用人があるときは、その者の氏名
五 業務の種類（第五項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。）
六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地
七 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地
八 その他内閣府令で定める事項
九 前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までにしななければならない。

一 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移行期間特例業務を行つてはならない。

3 2

一 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者

イ 外国（投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定める）の登録（当該登録に次ぎに並びに第五項第一号において行政処分を含む。）を受けていない者

ロ 外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してからの政令で定める期間を経過するまでの者（政令で定める場合に該当する者を除く。）

ハ 第二十九条の四第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ニ 移定期間特例業務を適確に遂行するに足り人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ヘ 主として第二条第一項第九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に対する投資として、運用対象財産（当該者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。）の運用を行う者

一 第二十九条の四第一号イからハまでのいずれかに該当する者

イ 個人である主要株主のうち、次に掲げる者

ロ 第一項の規定により外国投資運用業者が移定期間特例業務を行う場合には、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移

行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律（第二十九条の四第一項第九号ロ及び第二号へ(7)、第六十三

条の九第二項第一号及び第二号中「平成十九年法律第二十二号」の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、第六十三

条の九第二項第一号及び第二号中「第六項第一号」とあるのは「附則第三項第三号第一号」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第四十二條の七、同条第九項中「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一号」とあるのは「移定期間特例業務として開始した附則第三項第一

ハ 行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）
あるものに限る。第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が海外投資家等のみで項第十五号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の運用を行う同条第八号に掲げる行為に関する次に掲げる行為）

イ その行う前号イに掲げる行為に關して海外投資家等を相手方として行う第二十条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券又は同条第二項第六号に掲げる権利に係る募集の取扱い又は私募の取扱い（海外投資家等以外の者がこれらの有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして行う第二十条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に係る募集又は私募（海外投資家等以外の者が当該受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その行う前号ロに掲げる行為に關して海外投資家等を相手方として行う第二十条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に係る募集又は私募（海外投資家等以外の者が当該受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）
ハ その行う前号ハに掲げる行為に關して海外投資家等を相手方として行う第二十条第二項第六号に掲げる権利に係る募集又は私募（海外投資家等以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

6 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。
一 前号に掲げる者又は外国に住所を有する個人
二 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者

7 第一項、第二項、第三項（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第四項の規定は、外国投資運用業者（第三項第一号又は第二号（ロ及びハを除く。）に該当する者を除く。）の子会社が国内に設ける営業所又は事務所において投資一任契約（その相手方が当該外国投資運用業者のみであるものに限る。）に基づき第二号第八項第十二号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「移行期間特例業務」とあるのは、「第七項に規定する行為に係る業務」と、第一項第五号中「第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別」とあるのは、「第七項に規定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）（抄）
第一条（目的）
この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明を
しなかつたこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他の金融商品の販売等に関する事項を定めるとともに、
金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、
もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条（定義）
この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十条第四項に規定する掛金をいう。
この法律において「保険契約」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第二十条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。
この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券
とみなされる権利をいう。
この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。
この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

第三条（定義）
この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。
一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二十条第四項に規定する掛金の掛金者との締結
二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契

約の無尽掛金の掛金者との締結

三 第二信託財産の運用方法が特定されておらず、他の法令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法

四 有価証券又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介

六 有価証券の並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

七 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

八 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利を

九 いう。）を除く。）

十 不動産特定共同事業法（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産

十一 合に於ける剰余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするもの

十二 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

十三 金融商品取引法第二条第二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十四 金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものとして政令で定めるものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十五 この章及び第四章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを含む。）をいう。

第十條（勧誘方針の策定等）

一 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第九十七

二 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

三 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

四 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めるときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更した

ときも、同様とする。

第十一條（定義）

一 この章及び次章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいう。

二 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ並びに第十

六 条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいう。

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介

イ 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ(2)及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

ロ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ。）

ハ 信用金庫連合会

ヘ 労働金庫連合会

- ト 信用協同組合
- チ 協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(5)において同じ。）
- リ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(3)において同じ。）
- ヌ 農業協同組合連合会（農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(3)において同じ。）
- ル 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。）
- ヲ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。）
- ワ 水産加工工業協同組合（水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。）
- カ 水産加工工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号二(4)において同じ。）
- ヨ 農林中央金庫
- 二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。）
- 三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行為を替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介
- 3 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六條の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号及び第二号二(10)において同じ。）及び同法第二百八十六條の登録を受けている保険仲立人（同法第二條第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。）並びに損害保険会社（同法第二條第四項に規定する損害保険会社をいう。）、同法第二百七十六條の登録を受けている損害保険代理店（同法第二條第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）、及び同法第二百八十六條の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用人並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五條第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行う業務をいう。
- 一 保険会社（保険業法第二條第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。）
- 二 外国保険会社等（保険業法第二條第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）
- 三 少額短期保険業者（保険業法第二條第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。）
- 4 この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二條第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。第一号イ及び第六條第三項第八号ハにおいて同じ。）及び金融商品仲介業者（同法第二十八條第二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号二(11)並びに第十六條第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。
- 一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二條第八項第十号に該当するものを除く。）
- イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九條の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者
- ロ 金融商品取引法第二條第十一項に規定する登録金融機関
- 二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二條第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介
- 三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）
- 四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約（金融商品取引法第二條第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二條第六項第八号イ及び第三十一條第二項において同じ。）（当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）又は投資一任契約（同法第二條第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二條第六項第八号イ及び第三十一條第二項において同じ。）（当該投資一任契約（同法第二條第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二條第六項第八号イ及び第三十一條第二項において同じ。））

5 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約に
6 ついて顧客に対して高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業
7 法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。
8 この章及び次章において「認定金融サービス仲介業者」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。
9 この章及び次章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務を
10 いう。
11 この章及び次章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。
12 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続
13 をいう。
14 この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。
15 この章及び次章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。
16 この章及び次章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の
種別をいう。
この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。
第十五条（登録の拒否）
一 重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうち虚偽の記載があり、若しく
二 金融サービス仲介業者であった者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当
三 該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(1)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録を取り消され
四 た場合において、その取消の日から五年を経過しないもの
五 銀行主要株主（銀行法第二条第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社（同法第二条第十三項規定する銀行持株会社をいう。同号二(2)
六 法第五十二条の九第一項若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合
七 において同じ。）であった者が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当す
八 る外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた
九 者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しないもの
十 特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号三(3)において同じ。）であった者が同法第九
十一 十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場
十二 合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(4)において同じ。）
十三 を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しないもの
十四 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第六十二条の五十六第一項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号二(4)において同じ。）であった者が同法第八
十五 条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の五十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相
十六 当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(4)において同じ。）を受けていた者
十七 が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しないもの
十八 信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をい
十九 う。次号二(5)において同じ。）であった者が同法第六十二条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合
二十 による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号二(6)において同じ。
二十一 五年を経過しないもの
二十二 行政処分を含む。同号二(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消の日か
二十三 ら五年を経過しないもの
二十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号二(6)において同じ。
二十五 であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫代理業者をいう。次号二(6)において同じ。

場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないものは第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三十一条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの次のいずれかに該当する者

ホ

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三、第四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(4) 水産業協同組合法第八十八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百四十二条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六十二条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律第六十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により改選を命ぜられた役員若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六條の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(11) 該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ 個人である場合にあつては、次に該当する者

一 前号イからホまでのいずれかに該当する者

二 前号イからホまでのいずれかに該当する者

三 前号イからホまでのいずれかに該当する者

四 前号イからホまでのいずれかに該当する者

五 前号イからホまでのいずれかに該当する者

六 前号イからホまでのいずれかに該当する者

七 前号イからホまでのいずれかに該当する者

八 前号イからホまでのいずれかに該当する者

九 前号イからホまでのいずれかに該当する者

十 前号イからホまでのいずれかに該当する者

十一 前号イからホまでのいずれかに該当する者

十二 前号イからホまでのいずれかに該当する者

者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。又は保険仲立人の役員若しくは使用人のうち次に次いで、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者の再委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。又は保険仲立人

(1) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集(保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。)に關し著しく不適当な行為をした者
(2) 保険募集人(保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。又は保険仲立人)である場合にあつては、役員のうちイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者
ホ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者

七六 有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、銀行その他政令で定める銀行その他政令で定める者に
貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、政令で定める使用人のうちに第二号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

第十七条 (銀行法等の特例)

4 3 2 保険媒介業務の種類に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。
5 (略)

第十八条 (電子金融サービス仲介業務に關する特例)

一 電子金融サービス仲介業務(同法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を行うことができる。
ロ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

(1) 銀行法第五十二条の六十一の二の登録の取消し
(2) 農業協同組合法第九十二条の五の七第一項又は第二項の規定による銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第一百七十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第一百条第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に關する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に關する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

(6) 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

(9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
(1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
(1) 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

- (3) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (4) 水産業協同組合法第九十六条第四項の規定による同法第一百零二条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- (6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (9) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (10) この法律、銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定又は(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
- ニ 株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定又は(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 法人である場合にあつては、次の執行を定め、又はその刑の執行を受けることがなく、かつ五年を経過しない者
- ロイ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
- (1) 役員のうち次のいずれかにおける代表者のある者
- (2) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
- (3) 前号ロ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの
- 三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
- ロイ 外国人に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- 二 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者
- 三 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十第六まで、第五十二条の六十一の七第二項、第一号及び第二号を除く。第五十二条の六十一の九の規定に係る同法第九十五条の規定並びに農協組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の五の九の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同法第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 三 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- 四 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 電子決済等代行業の業務内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
- 三 その他内閣府令で定める書類
- 五 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。
- (標識の揭示等)
- 第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
- 二 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種類その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(保証金)

第二十二條 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業者の状況及び顧客等（顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に關して保証人となつた者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に應じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部を供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第九十一条第一号において同じ。）を行つた後、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業者を行つてはならない。

6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に關して当該各号に定める者は、当該金融サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

一 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者

二 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者

三 第十一条第三項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者

四 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により保険契約を締結した者

五 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者

六 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者

七 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者

八 第十一条第四項第五号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者

九 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。 第九項の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に關して保証人となつた者

10 金融サービス仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間以内、第六項の不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

11 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

12 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき。

二 第三十八條第一項又は第四項の規定により第十二條の登録が取り消されたとき。

三 金融サービス仲介業者の状況の変化その他の理由により、金融サービス仲介業者が行つた保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

四 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。

五 前各項に定めるもののほか、保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(金融サービス仲介業者の誠実義務)

第二十四條 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(銀行法の準用)

第二十九條 銀行法第五十二條の四十四第二項及び第五十二條の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	金融サービスの提供に関する法律第二十一条第二項第一号（定義）
第五十二条の四十五各号列記 以外の部分及び同条第三号 第五十二条の四十五第四号	特定預金等契約 代理及び媒介 預金者等の 預金又は定期積金等 代理又は媒介 が所属銀行	金融サービス（預金者、貯金者及び定期積金の積金者（第二条第四項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の 媒介 預金者等（預金者、貯金者及び定期積金の積金者（第二条第四項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の 媒介 が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。） 当該相手方金融機関 媒介 （相手方金融機関 相手方金融機関
第五十二条の四十五第五号	当該所属銀行 代理又は媒介 （所属銀行 所属銀行	当該相手方金融機関 媒介 （相手方金融機関 相手方金融機関

（保険業法の準用）
第三十条 保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百九十三条	約は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集の保険募集 又はその代理若しくは媒介	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供に関する法律第二十一条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。） （金融サービスの提供に関する法律第七十四条（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の媒介 又は自らが締結の媒介
第二百九十四条第二項	又はその代理若しくは媒介	の媒介又は自らが締結の媒介
第二百九十四条の二	結した若しくは保険募集 内閣府令	の媒介又は自らが締結の媒介 内閣府令
第二百九十五条第一項	結した若しくは保険募集 内閣府令	の媒介又は自らが締結の媒介 内閣府令
第三百条第一項	結した若しくは保険募集 又はその代理若しくは媒介	締結の媒介 の媒介
第三百条第一項第八号	当該保険会社等又は外国 保険会社等又は外国保険 会社等を	金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介により当該保険契約者が締結する保険契約の相手方となる保険会社等又は外国保険会社等（以下この号において「相手方金融機関」という。）の 相手方金融機関を

<p>第三十一条 (金融商品取引法の準用) 第三十一条 金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第三十八号の二 第三十八号の二第一号 第六十六条の十四第一号及び第二号 第六十六条の十四の二</p>	<p>第三十八号の二第一号 第六十六条の十四第一号及び第二号 第六十六条の十四の二</p>	<p>投資助言・代理業又は投資運用業 投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる 金融商品仲介業</p>	<p>第六十六条の十四第一号及び第二号 第六十六条の十四の二</p>	<p>有価証券等仲介業務 有価証券等仲介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。)</p>	<p>第三十八号の二第一号 第六十六条の十四第一号及び第二号 第六十六条の十四の二</p>	<p>として、 場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合</p>	<p>金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)、及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)</p>	<p>金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)、及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)</p>	<p>第三十四号の二第二項 第三十四号の二第三項第三号 第三十四号の二第五項第二号 第三十四号の二第二項第二号 第三十四号の二第二項第四号</p>	<p>顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)</p>	<p>第三十四号の二第二項 第三十四号の二第三項第三号 第三十四号の二第五項第二号 第三十四号の二第二項第二号 第三十四号の二第二項第四号</p>	<p>特定金融サービス契約(金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ)</p>	<p>第三十四号の二第二項 第三十四号の二第三項第三号 第三十四号の二第五項第二号 第三十四号の二第二項第二号 第三十四号の二第二項第四号</p>	<p>特定金融サービス契約と同じ 特定金融サービス契約と同じ 特定金融サービス契約と同じ 特定金融サービス契約と同じ 特定金融サービス契約と同じ</p>	<p>第三十四号の二第二項 第三十四号の二第三項第三号 第三十四号の二第五項第二号 第三十四号の二第二項第二号 第三十四号の二第二項第四号</p>	<p>金融商品取引契約と同じ 金融商品取引契約と同じ 金融商品取引契約と同じ 金融商品取引契約と同じ 金融商品取引契約と同じ</p>	<p>第三十四号の二第二項 第三十四号の二第三項第三号 第三十四号の二第五項第二号 第三十四号の二第二項第二号 第三十四号の二第二項第四号</p>	<p>縮結した 縮結した 縮結した 縮結した 縮結した</p>
--	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	---	---	---	---	--	---	--	---	---

第三十四條の三第二項第五号及び第六号	締結をする	媒介を行う
第三十四條の三第四項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四條の三第十項及び第三十四條の四第五項	又は締結	又は媒介
第三十七條の第二項	金融商品取引行為を行う	特定金融サービス契約を締結する
第三十七條の三第一項	を締結しようとする	の締結の媒介を行う
第三十七條の三第一項第一号	の商号	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四第四項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八条第一号並びに第三十九条第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供に関する法律第三十条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四第二項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の、特定保険契約（保険業法第三十四条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）については保険契約者等（金融サービスの提供に関する法律第三十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。
第三十七條の三第一項第五号	住所	及び当該特定金融サービス契約に係る相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号
第三十七條の六第三項	行の金融商品取引行為	住所（相手方金融機関が同条第三項第二号に規定する外国保険会社等である場合にあっては、支店等（保険業法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。）の所在地）
第三十七條の六第三項	第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には	締結する特定金融サービス契約
第三十七條の六第四項	金融商品取引契約の解除	顧客からの申出により特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。次項において同じ。）の解除に伴い相手方金融機関に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において
第三十七條の六第四項	又は違約金の支払を	支払
第三十八條第一号	金融商品取引契約	その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、
第三十八條第一号	金融商品取引契約の締結	顧客からの申出により
第三十八條第二号	金融商品取引契約の締結	特定金融サービス契約
第三十九條第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介を行う
第三十九條第一項第一号	金融商品取引契約の締結	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介を行う
第三十九條第一項第一号	金融商品取引契約の締結	特定金融サービス契約の締結

第三十九条第一項第二号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	条件付売買その他の政令で定める取引を除く。以下この条において「有価証券等」という。有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）の損失
第三十九条第一項第三号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約の締結
第三十九条第二項各号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約の締結
第三十九条第三項	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらない
第三十九条第四項	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約の締結
第四十条第一号	金融商品取引行為 金融商品取引行為 金融商品取引行為	特定金融サービス契約の締結
第四十五条第二号	金融商品取引行為 金融商品取引行為 金融商品取引行為	特定金融サービス契約の締結
第三十二条（貸金業法の準用）	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	第三十二条（貸金業法の準用） 第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二條の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。必要技術的読替は、政令で定める。
第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約（貸金業貸付媒介業務）（金融サービスの提供に関する法律第十一條第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
第十二条の八第五項	貸付けの商号	貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
第十五条第一項第一号	電磁的記録	及び貸主（金融サービス仲介業者）（金融サービスの提供に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービスの相手方をいう。以下同じ。）が行う貸金業貸付媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号
第十五条第二項	電磁的記録	電磁的記録（金融サービスの提供に関する法律第六十二條第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一條第二項において同じ。）

第十六条第二項第二号	貸金業者	、これに
第十六条の二第一項	を締結しよう	項第五号に掲げる事項及び貸主の
第十六条の二第二項	締結する	金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務の顧客若しくは貸主以外の貸金業者
第十六条の二第一項第一号	の商号	締結し、又は当該契約が成立する
第十六条の二第二項	を締結しよう	及び貸主の商号
第十六条の二第二項第一号	の商号	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をしよう
第十六条の二第二項第二号	貸金業者	及び貸主の商号
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	貸主
第十七条第一項	を締結した	貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者又は貸主
第十七条第二項	の商号	の締結又はその媒介をした
第十七条第三項	を締結した	及び貸主の商号
第十七条第四項	の商号	の締結又はその媒介をした
第十七条第五項	貸金業者	及び貸主の商号
第十七条第六項	を締結した	貸主
第十九条の二	前条の帳簿	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をした (貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。)に係る契約の締結又はその媒介をした 金融サービスの提供に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類

(報告又は資料の提出)

- 第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において業として保証を行う者(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 (略)

(立入検査)

- 第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 (略)
- 5 (略)

(認定金融サービス仲介業協会の認定)

- 第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。
- 一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とする。
- 二 金融サービス仲介業者を社員(以下この節及び第九十二条第六号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。
- 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(報告又は資料の提出)

- 48条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

- 49条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (略)

(紛争解決手続)

- 62条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。
- 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。
- 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三條第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合)は、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者
- 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者
- 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三條第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁

- 5 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
- 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有するときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関に業務を委託するものとする。

- 6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停(第五十六條第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができる。
- 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

- 7 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を記載し、電子計算機を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項らるる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるところをいう。)を提供して説明をしなければならない。

- 8 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
 九 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日
 二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称
 三 紛争解決委員の氏名
 四 紛争解決手続の実施の経緯
 五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
 六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(外務員の登録)
 第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者（以下この節において「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利にあつては、同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為
 ロ イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為
 (1) 売買の媒介の申込みの勧誘
 (2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘
 二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為
 2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第八十八条第七号において同じ。）を行わせてはならない。

(金融商品取引法の準用)
 第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十四条第三項第三号ハ	第六十六条の二十五	金融サービス提供に関する法律第七十五条第一項	前項（第六十六条の二十五） 場合を含む。）
第六十四条第三項	第六十六条の二十五	金融サービス提供に関する法律第七十五条第一項	前項（第六十六条の二十五） 場合を含む。）
第六十四条第五項	第一項	金融サービス提供に関する法律第七十五条第一項に 登録原簿	金融サービス提供に関する法律第七十五条第一項に 登録原簿（同項に規定する外務員登録原簿をいう。第六十四条の六において同じ。）
第六十四条第六項	第一項	金融サービス提供に関する法律第七十五条第一項	金融サービス提供に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の二第二項第一号	第二十九条の四第一項第 二号イからリまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからへまで	前条第一項に規定する外務員（ 又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
第六十四条の二第二項第二号	外務員（ 若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者	前条第一項に規定する外務員（ 又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者	前条第一項に規定する外務員（ 又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者

第六十四条の四	外務員	前条第一項に規定する外務員
第六十四条の四第二号	第六十四条第一項第二号イ	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の四第三号	第二十九條の四第一項第二号イ	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イ
第六十四条の五第一項第一号	第二十九條の四第一項第二号イからイまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからイまで
第六十四条の五第一項第二号	第二十九條の四第一項第二号イからイまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからイまで
第六十四条の五第一項第二号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業（金融サービスの提供に関する法律第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。次条第二号において同じ。）のうち同法第七十五条第一項各号
第六十四条の六	登録原簿	外務員登録原簿
第六十四条の六第二号	解散し、金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	死亡し、解散し、金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項各号

第七十八条 内閣総理大臣の委任

（届出受理事務等の委任）
 第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。）に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務（以下この条において「届出受理事務」という。）であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替へて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替へて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務（前条において読み替へて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く。）をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わな
 4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役
 5 員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
 6 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条におい
 7 て読み替へて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替へて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の
 変更、前条において読み替へて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）若しくは前条において読み替へて準用する同法第
 六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 8 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以
 9 上ある場合（当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるものである場合を除く。）には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は
 10 登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要
 11 な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

12 一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務（同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。）を行う協会（同条第
 13 二項に規定する協会のうち同法第六十四条の七第一項において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会
 14 一 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会
 15 二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会

16 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替へて準用する金融商品取引法第六十四条の五
 17 二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会

8 第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分を命ずることができない。
8 内閣総理大臣は、第一号若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務若しくは登録事務を行わせることとするときは、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行わせていた届出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(権限の委任)

第八十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十五条第一項又は第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第三十六条第一項又は第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第四十八条第一項又は第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）

四 第四十九条第一項又は第二項の規定による権限

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

8 (委員会に対する審査請求)
第八十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経過措置)

第八十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたととき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約（同法第百条の五第一項に規定する運用実績運動型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。

四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

七 第三十一条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。

第三十八條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
第三十九條の規定による命令に違反したとき。

第八十七條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條又は第五十二條の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

二 第二十九條において準用する銀行法第五十二條の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（第十一条第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

三 第三十條において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものを除く。）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。

四 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十八條第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の五の規定に違反したとき。

六 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

七 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の七の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

八 第三十二條において準用する貸金業法第十六條の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二條において準用する貸金業法第十八條第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二條において準用する貸金業法第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二條において準用する貸金業法第二十条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二條において準用する貸金業法第二十条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二條において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

十四 第三十三條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四條第一項又は第六十九條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四條第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

十七 第三十五條第一項若しくは第二項又は第四十八條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第五十八條の規定に違反したとき。

二十 第七十條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第七十一條第一項の規定による命令に違反したとき。

第八十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第五項の規定に違反したとき。

二 第二十七條の規定に違反したとき。

三 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項若しくは第三十二條において準用する貸金業法第十六條の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項において準用する同法第三十四條の二第四項若しくは第三十二條において準用する貸金業法第十二條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十九條第二項の規定に違反したとき。

五 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十九條第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十三條第一項の規定に違反したとき。

五 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十九條第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。

第八十九条 前条第四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と、同法第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第二項又は第二百九条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかつたとき。

二 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項又は第三十二條において準用する貸金業法第十五條第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條第二項又は第三十二條において準用する貸金業法第十六條第一項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項若しくは第三十二條において準用する貸金業法第十七條（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第二項において準用する同法第三十四條の二第四項若しくは第三十二條において準用する貸金業法第十七條第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二條において準用する貸金業法第十五條第二項の規定に違反して、第十三條第一項第五号に掲げる事項又は同法第四條第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。

六 第七十七條において準用する金融商品取引法第六十四條第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八條第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の四第一項の規定に違反したとき。

三 第三十二條において準用する貸金業法第十四條（第四号を除く。）に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をしたとき。

四 第三十二條において準用する貸金業法第十九條の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

五 第三十二條において準用する貸金業法第二十一條第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつたとき。

六 第四十二條第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二條において準用する貸金業法第十二條の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

三 第七十二條第一項の認可を受けなかつたとき、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
三 第二十条第三項の規定に違反したとき。
四 第四十七条後段の規定に違反したとき。
五 第五十七條第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 第六十七條第一項、第六十八條又は第七十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
七 第七十二條第三項又は第七十三條第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
八 第七十七條において準用する金融商品取引法第六十四條の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
九 第七十八條第四項の規定に違反したとき。

第九十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十五条（第七号を除く。）又は第八十六条（第一号を除く。） 三億円以下の罰金刑
二 第八十七条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。） 二億円以下の罰金刑
三 第八十八条第二号、第四号又は第五号、一億円以下の罰金刑
四 第八十五条第七号、第八十六条第一号、第八十七条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第八十八条（第二号、第四号及び第五号を除く。）又は第九十一条から前条まで 各本条の罰金刑
二 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條第四項又は第二十三條第二項の規定による命令に違反して違反して供託しなかつた者
二 第七十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十七条 第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第九十八条 第四十二條第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第一百一条において同じ。））、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。
一 第三十七條の規定による命令に違反したとき。
二 第四十二條第一項又は第六十五條の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。
三 第七十八條第五項の規定に違反して届出を怠つたとき。

第一百条 第六十六條の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百一条 第三十二條において準用する貸金業法第二十二條の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第一百二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三條第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。

（第三者の財産の没収手続等）

第二百三条 第八十九条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百五条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第八十九条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第二百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第二百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

（信託業法の準用）

第八条 信託業法第十五条、第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定は、信託会社（第四条の規定により第三条の免許を受けたものとみなされる者及び同法第七条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者を除く。）が担保付社債に関する信託事業を営む場合について準用する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで担保付社債に関する信託事業を営んだ者

二 第八条において準用する信託業法第十五条の規定に違反して、他人に担保付社債に関する信託事業を営ませた者

三 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第八条において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）

第一条 本法ニ於テ無尽ト称スルハ一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ金銭以外ノ財産ノ給付ヲ為スヲ謂フ無尽類似ノ方法ニ依リ金銭以外ノ財産ノ給付ヲ為スモノ亦同ジ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラス

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者
二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは第四条の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者
三 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者
四 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六 第七条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書を提出せず、又はこれらに記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項について虚偽の記載をした者

七 第八条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
八 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

九 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九の規定に違反した者
十 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
十一 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者
第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者
二 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者
三 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者
四 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）の規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
五 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第三項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項の規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯蓄又は定期積金の受入れ
- 三 組合員の貯蓄又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の貯蓄又は定期積金の受入れ
- 五 組合員の貯蓄又は定期積金の受入れ

⑤ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付け

二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

② 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

③ 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付け

④ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

⑤ 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

② 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

③ 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付け

④ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

⑤ 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

① 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

② 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

③ 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付け

④ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

⑤ 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

四 いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 組合員の貯金又は定期積金の貸付け
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員の貯金又は定期積金の貸付け

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

二 為替取引
三 十四 (略)

135 連合会は、第十一項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

- 一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を抛出してゐるものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（子会社の範囲等）
第八十七条の二

前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第十号、第七項及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条から第八十七条の三までにおいて同じ。）としてはならない。

- 一 銀行法第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの（第五号口において「信託兼営銀行」という。）
- 二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの
- 三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（第五号口において「証券専門会社」という。）

金融商品取引法第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（第五号口において「証券仲介専門会社」という。）

金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為
金融商品取引法第二十七条に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

金融商品取引法第二十八条第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為
金融商品取引法第二十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいづれかをを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為
金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号口又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為
金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為（次号口において「信託専門会社」という。）

信託法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次号口において「信託専門会社」という。）
次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものを行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

金融関連業務（当該連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいづれをも子会社としていない場合（当該連合会が前条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次号及び第八号並びに第八十七条の三第三項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を有していないものに限る。）

六 第八十七条の三第三項及び第四項において「特定子会社」という。）

- 七 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（第八十七条の三第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。））
- 八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）
- 九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該連合会の行う前条第三号若しくは第四号の事業の高度化若しくは当該連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社
- 十 子会社対象会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 一 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 従属業務 前条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
 - 二 金融関連業務 前条第一項第三号若しくは第四号の事業、有価証券関連業務又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
 - 三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
 - 四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 三 第十七条の十四第三項の規定は、第一項の連合会に準用する。
 - 一 同条第三項中「第一項」とあるのは、「第八十七条の二第一項」と、この項に準用するものとする。
 - 二 同条第六号から第八号までに掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは、「取得、同条第一項の連合会又はその子会社による同項第六号から第八号までに掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは、「当該事由（当該連合会又はその子会社による同項第六号から第八号までに掲げる会社の株式又は持分の取得）その他主務省令で定める事由を除く。」と読み替えるものとする。
- 四 第一項の連合会は、同項第一号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は前条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社とし、同項第五号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定める会社を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社とし、同項第九号に掲げる会社（主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受けなければならない。
- 五 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該連合会の子会社（同項第九号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会はその子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とするに於いて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 六 第四項の規定は、第一項の連合会が、現に子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社とし、同項各号に掲げる会社は、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社対象会社（当該連合会の子会社及び同項第九号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。）を除く。）を同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知らず、所要の措置を講じなければならない。当該同号に掲げる会社が当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 七 第一項の連合会は、第四項の規定による認可を受けて認可対象会社を子会社とし、同項の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とし、同項の規定による認可を受けて現に子会社として同項の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社とし、同項の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を子会社とし、同項の規定により定款で定めた認可対象会社を子会社として同項の場合には、当該連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

（準用規定）

に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号の五の五及び第九十五条の五の六」とあるのは「第三号」と、「水産業協同組合法第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の二十 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この項において「国等」という。）の預金の受入れ
- 三 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族（以下この項において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員以外の者（国等及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）
- 六 二十五（略）
- 七 八（略）

第九條の九（協同組合連合会）

協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 九（略）
- 四 五（略）

6 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第七号から第十二号までの事業については、同項第一号及び

第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

- 一 前条第二項第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号の事業
- 二 十二（略）
- 三 八（略）

第七十二條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七條第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七條第三項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
- 四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）
第四條の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限定する。第十一号及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行法第二條第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの（第六号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）
- 二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第三項（定義）に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第二條第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八條第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五條第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第六号ロにおいて「証券専門会社」という。）
- 三 金融商品取引法第二條第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第六号ロにおいて「証券仲介専門会社」という。）

- イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為
- ロ (ハ)に掲げる行為に該当するものを除く。)
- 二 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
- 三 金融サービス提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一項第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかをを行うものに限る。以下この号において同じ。)(のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの)
- イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為
- ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)
- 四 金融サービス提供に関する法律第十四条第四項第三号に掲げる行為
- 五 保険業法(平成十七年法律第百五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(第六号ロにおいて「保険会社」という。)
- 六 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次号ロにおいて「信託専門会社」という。)
- 七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)(その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの)の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)
- ロ 金融商品取引法(当該信用協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。)(にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)
- 七 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号及び第九号並びに第四条の六第二項及び第四項において「特定子会社」という。)(以外の子会社が、合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)(を超える議決権を保有していないものに限る。))
- 八 経営の向上に相当程度寄与する認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(第四条の六第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。)(にあつては、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。))
- 九 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)
- 十 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社
- 十一 子会社を対象とする持株会社として内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)
- 一 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号から第五号までに掲げる会社の営む業務として内閣府令で定めるもの
- 二 金融関連業務 信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、有価証券関連業務、保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第四号において同じ。))又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)(に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの)
- 三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
- 四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
- 五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
- 三 信用協同組合連合会は、第一項第一号から第六号まで、第十号又は第十一号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に規定する従属業務をいう。))又は中小企業等協同組合法第九号の五において「認可対象会社」という。)(を子会社とし、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。次項及び第十二条第一項第九号の五において「認可対象会社」という。)(を子会社とし、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを除く。)
- 三 前項第一号から第六号まで、第十号又は第十一号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に規定する従属業務をいう。))又は中小企業等協同組合法第九号の五において「認可対象会社」という。)(を子会社とし、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを除く。)

4 前三項又は第六十六条第一項の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。前項の規定は、信用協同組合連合会が、現に子会社として掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社又は当該同号に掲げる会社に係る顧客の利益が不当に害されおそれがあること認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限り、(当該内閣府令で定める会社を除く。)

5 第四条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四條の四第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第七号から第九号まで」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四條の四第三項」と、「同項第五号」とあるのは「同条第一項第十号」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と、「第三項」とあるのは「第四條の四第三項」と、「第五項」とあるのは「基準議決権数(第四條の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第三項」と、「同条第七項中「第三項」とあるのは「同条第四項」とあるのは「同条第一項各号」と、「同条第四項に規定する内閣府令で定める会社に限る。」と同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)

6 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用協同組合連合会の子会社及び第一項第十号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))について、同号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第六條の三 (信用協同組合代理業の許可)

2 前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。
一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

第六條の四 (適用除外)

(登録)の登録(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種類に係るものに限る。)を受けている者を除く。は、信用協同組合代理業を行うことができる。

第六條の四 (信用協同組合電子決済等取扱業の登録)

2 前項の「信用協同組合電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。
一 信用協同組合の委託を受けて、当該信用協同組合に代わつて当該信用協同組合に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権(以下この号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。
イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。
ロ 為替取引により受け取つた資金の額を増加させること。
二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用協同組合(以下「委託信用協同組合」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例)
第六條の四の四 (信用協同組合電子決済等取扱業者(前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。))は、第六條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(4)及び(9)

第二條 (定義)

一 この法律において「小型船相互保険組合」とは、漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項（定義）に規定する漁船をいう。以下第七条第一項において同じ。）以外の木船又は小型鋼船（総トン数三百トン未満の鋼船をいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の所有者又は賃借人がその所有し、又は賃借する木船又は小型鋼船に関する相互保険たる損害保険事業並びにその木船の運航に伴って生ずる自己の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基づいて設立した組合をいう。

二 この法律において「船主責任相互保険組合」とは、木船以外の船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他その運航に携わる者の当該船舶の運航に伴って生ずる自己の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基づいて設立した組合をいう。

三 この法律において「船主責任相互保険組合」とは、木船以外の船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他その運航に携わる者の当該船舶の運航に伴って生ずる自己の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基づいて設立した組合をいう。

〇 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 日本赤十字社、医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）、商工会議所及び日本商工会議所、公益社団法人及び公益財団法人（一般社団法人（非営利型法人）に該当するものに限る。）、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会並びに労働者協同組合（労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限る。）、）

二 日本赤十字社、医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）、商工会議所及び日本商工会議所、公益社団法人及び公益財団法人（一般社団法人（非営利型法人）に該当するものに限る。）、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会並びに労働者協同組合（労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限る。）、）

三 弁護士会及び日本弁護士連合会、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、税法士会及び日本税法士会連合会、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会並びに水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）に規定する水先人会及び日本水先人会連合会

四 漁船相互保険組合、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業者共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、土地改良事業団連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、国家公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償責任等整備基金並びに勤労者財産形成基金

五 市街地再開発組合、住宅街整備組合、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会及び自動車安全運転センター

六 船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理機構、管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合

七 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

八 政党交付金の交付を受ける政党等に対する特定非営利活動法人

九 道府県は、人格的活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人

十 道府県は、人格的活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人

十一 道府県は、人格的活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人

十二 道府県は、人格的活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人

十三 道府県は、人格的活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人

十四 道府県は、人格的活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人

4 第一項及び第二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（金融サービスの提供に関する法律の準用）
第二百二十条の三 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第七条から第十条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百十八条第四項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなければならぬこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反した」と、同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなければならぬこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金融サービスの提供に関する法律の準用）
第二百四十条の十九 金融サービスの提供に関する法律第七条から第十条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十八第三項」と、同項及び同法第八条中「重要事項について説明をしなければならぬこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反した」と、同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなければならぬこと」と、同法第十条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百二十条の三又は第二百四十条の十九において準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者
- 二 第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）
214（略）
215 この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。

第五条（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付）

2 金融商品取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（運用報告書の交付等）

第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。）ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れていない受益者に交付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合
二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその

作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）
2 投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により提供することを定めている場合には、当該事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。
3 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならぬ。
4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書の交付の請求のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れていない受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。
5 第五十二条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知れていない受益者」と読み替へるものとする。
6 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。
7 金融商品取引法第四十二条の七の規定は、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産については、適用しない。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）
第五十四条 第五條、第九條、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定は、信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、第二十六條の規定は、委託者非指図型投資信託について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「運用指図」とあるのは、「運用」と、第九條中「取得することを当該投資信託財産の受益者である信託会社等（以下「受託会社」という。）に指図してはならない」とあるのは、「取得してはならない」と、第十三條第一項第二号中「他の投資信託財産（当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合に於ては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。）」とあり、及び同項第三号中「他の投資信託財産」とあるのは、「他の信託財産」と、第十八條第二項中「受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したとき及び同項第三号中「他の投資信託財産」とあるのは、「信託財産」と、第十八條第二項中「受益者が受益権について投資信託の元本の全部」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
2 （略）

（外国投資信託の信託約款の変更等の届出等）
第五十九条 第五條、第十四條、第十六條、第十七條第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで並びに第二十五条の規定は、外国投資信託（前条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行において、第十九條及び第二十條第一項の規定は、委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について、第十七條第一項（第一号及び第三号を除く。）中「定め、書面による決議を行わなければならない」とあるのは、「定めなければならない」と、同条第二項及び第五項中「書面による決議」とあり、及び「当該決議」とあるのは、「重大な約款の変更等」と、第二十條第一項中「第七條及び第十八條」とあるのは、「第十七條第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第二項から第五項まで」と、第二十五条第二項中「第二号及び第三号を除く」とあるのは、「第二号に係る部分に限る」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（執行役員資格）
第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができず。

一 法人
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五十五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十八年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百五十五号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（平成二十二年法律第二十九号）第六十五條、第六十六條、第六十八條若しくは第六十九條の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十九條の罪、又は執行役員となる者として内閣府令で定める者

条、第二百六十八条から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條から第四十九條まで、第五十條（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一條の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（監督役員の資格）

第百条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 第九十八條各号に掲げる者

二 投資法人の設立企画人

三 投資法人の設立企画人である法人若しくはその子会社（当該法人がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有する株式会社をいう。第五号及び第二百條第一号において同じ。）の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

四 投資法人の執行役員

五 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四條に規定する金融商品取引業者をいう。）
六 金融商品仲介業者（同法第二條第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同法第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの

六 その他投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

（計算書類等の作成等）

第百二十九條（略）

2 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、各営業期間（ある決算期の直前の決算期の翌日（これに当たるときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。第百三十二條第一項及び第百三十二條において同じ。）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）
3 作成しなければならない。
4 （略）

（利益及び損失の処理）

第百三十六條 投資法人は、第百三十一條第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額が出資総額等の合計額を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。
2 投資法人は、前項の金銭の分配に係る計算書に基づき、内閣府令で定めるところにより、損失（出資総額等の合計額が貸借対照表上の純資産額を上回る場合において、当該出資総額等の合計額から当該純資産額を控除して得た額をいう。）の全部又は一部を出資総額等から控除することができる。

（投資法人の発行する投資証券等の募集等）

第百九十六條 投資法人の執行役員は、当該投資法人の発行する投資証券等の募集等（募集（金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集をいう。）、
2 私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）に係る事務を行つてはならない。
3 （略）

（投資証券の募集等に当たつての金融商品取引法の準用等）

第百九十七條 金融商品取引法第三十六條第一項、第三十七條（第一項第二号を除く。）、第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項、第三十七條の四、第三十八條（第七号及び第八号を除く。）、第三十九條第一項、第三十條及び第七項、第四十條、第四十四條の三第一項（第三号を除く。）並びに第

四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）について、同法第三十九条第二項及び第五項の規定は特定設立企画人等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条又は第七条の規定に違反した者

二 第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書若しくは第十四条第四項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書若しくは書面を交付した者

三 第二十六条第一項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）第六十条第一項、第二百九十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による命令に違反した者

四 第四十七条第一項又は第四十八条の規定に違反した者

五 第九十六条第一項の規定に違反して、募集等に係る事務を行った者

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第十四条第六項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）第十六条（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）第十九条（第五十九条において準用する場合を含む。）第二十一条第一項又は第二十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第二項又は第四十九条第二項の投資信託約款に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十三条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第二十四条第三項の規定による公告をしなかつた者

五 第五十八条第二項、第二百二十条第二項又は第二百二十一条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして添付した者

六 第六十九条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

七 第八十一条第一項の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出した者

八 第八十二条の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出した者

九 第九十五条第一項の規定による臨時報告書に虚偽の記載をして提出した者

第二百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第六項又は第五十条第二項に規定する事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載をした受益証券を発行した者

二 第二十五条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第八十六条の二第四項において準用する会社法第九十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

三 第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）若しくは第九十七条の四第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第九十七条において準用する同法第三十七条の三第二項若しくは第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

第五十三条（信用金庫の事業）
信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ
二 会員に対する資金の貸付け

十九八 保險業（保險業法第二條第一項に規定する保險業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
限る。）に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用金庫連合会、その子会社（第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に
限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務（当該信用金庫連合会が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合に
ては証券専門関連業務を、当該信用金庫連合会が保険会社、少額短期保険業者及び保險業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合に
保險専門関連業務を、当該信用金庫連合会が信託兼銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合に
連合会が第五十四條第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号
及び第十三号並びに第五十四條の二及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（同条第一項に規定
する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

十二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置につ
いて内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十四條の二及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該信用金庫連合
会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して
その基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十四 前各号に掲げる会社の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに
当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに
資すると見込まれる業務を営む会社

十五 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
十六 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を
含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十七 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 金融関連業務 信用金庫連合会が行う業務又は前項第一号から第九号までに掲げる会社の営む業務として内閣府令で定めるもの
二 従属業務 信用金庫連合会が行う業務、有価証券関連業務、保險業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
五 第一項の規定は、子会社対象会社以外の子会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子
会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、
適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となる同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によ
ればならない。株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる同項第十一号から第十三号までに
掲げない。株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる同項第十一号から第十三号までに
掲げない。株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる同項第十一号から第十三号までに

四 信用金庫連合会は、第一項第一号から第十号まで又は第十四号から第十六号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第
五十四條第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。）以下この条及び第九十一條第
一項第十九号の五において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつて
は、当該信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第五十八條第六項又は第六十
一條の六第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。以下この条及び第九十
一條の六第四項の規定は、認可対象会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫
連合会の子会社（第一項第十四号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、合算して
その基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日
まで認可対象でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

五 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫
連合会の子会社（第一項第十四号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、合算して
その基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日
まで認可対象でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

六 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経
過した後に子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経
過した後に子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

16 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣府令の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

17 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を定款で定めなければならない。

- 一 第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。
- 二 第五項ただし書若しくは第十二項ただし書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となつた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。
- 三 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき。
- 四 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社として第一項第十四号に掲げる会社（第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするとき。
- 五 第十四項の規定による承認を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

18 信用金庫連合会が前項の規定により定款で定めた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として認める場合には、当該信用金庫連合会の理事は、当該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の業務及び財産の状況を、内閣府令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

- 2 第八十五條の二（略）
 - 一 前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかをを行う事業をいう。
 - 二 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 三 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

第八十五條の二の二（適用除外）
前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、信用金庫代理業を行うことができ

第八十五條の三（登録）
前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

- 一 信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わつて当該信用金庫に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。
- イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。
- ロ 為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。
- 二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用金庫（以下「委託信用金庫」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

第八十五條の三の二（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例）
（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例）
前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第八十九條第九項において準用する銀行法第五十二條の六十一の五第一号ハ（5）及び（9）に係る部分に限る。以下同じ。）（1）及び（10）に係る部分に限る。及び（11）及び（12）から（16）まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第八十五條の四第一項の規定にかかわらず、委託信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限る。当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下この条において同じ。）を営むことがで

条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）第三十七條の四並びに第三十七條の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行った」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条の四の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（不動産信託受益権等に係る特例）

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）金融商品取引業者（同条第十二項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービス提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。）同条第四項に規定する有価証券等仲介業者の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第九十八号）第三百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づき権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項に規定する暗号等資産をいう。）の代理若しくは媒介をする場合において、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方」という。）に対して「と、信託の受益権に係る」とあるのは「代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権の相手方」という。）に対して」と、信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（業務の範囲）

第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け

二 預金又は定期積金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）

三 為替取引

四 略

五 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。）に関する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるもの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六月以下のものをいう。）に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする業務

二 長期信用銀行

三 長期信用銀行

四 長期信用銀行

五 長期信用銀行

六 長期信用銀行

七 長期信用銀行

八 長期信用銀行

九 長期信用銀行

十 長期信用銀行

十一 長期信用銀行

十二 長期信用銀行

十三 長期信用銀行

十四 長期信用銀行

十五 長期信用銀行

十六 長期信用銀行

十七 長期信用銀行

十八 長期信用銀行

十九 長期信用銀行

二十 長期信用銀行

二十一 長期信用銀行

二十二 長期信用銀行

二十三 長期信用銀行

二十四 長期信用銀行

二十五 長期信用銀行

二十六 長期信用銀行

二十七 長期信用銀行

二十八 長期信用銀行

二十九 長期信用銀行

三十 長期信用銀行

三十一 長期信用銀行

三十二 長期信用銀行

三十三 長期信用銀行

三十四 長期信用銀行

三十五 長期信用銀行

三十六 長期信用銀行

三十七 長期信用銀行

三十八 長期信用銀行

三十九 長期信用銀行

四十 長期信用銀行

四十一 長期信用銀行

四十二 長期信用銀行

四十三 長期信用銀行

四十四 長期信用銀行

四十五 長期信用銀行

四十六 長期信用銀行

四十七 長期信用銀行

四十八 長期信用銀行

四十九 長期信用銀行

五十 長期信用銀行

五十一 長期信用銀行

五十二 長期信用銀行

五十三 長期信用銀行

五十四 長期信用銀行

五十五 長期信用銀行

五十六 長期信用銀行

五十七 長期信用銀行

五十八 長期信用銀行

五十九 長期信用銀行

六十 長期信用銀行

六十一 長期信用銀行

六十二 長期信用銀行

六十三 長期信用銀行

六十四 長期信用銀行

六十五 長期信用銀行

六十六 長期信用銀行

六十七 長期信用銀行

六十八 長期信用銀行

六十九 長期信用銀行

七十 長期信用銀行

七十一 長期信用銀行

七十二 長期信用銀行

七十三 長期信用銀行

七十四 長期信用銀行

七十五 長期信用銀行

七十六 長期信用銀行

七十七 長期信用銀行

七十八 長期信用銀行

七十九 長期信用銀行

八十 長期信用銀行

八十一 長期信用銀行

八十二 長期信用銀行

八十三 長期信用銀行

八十四 長期信用銀行

八十五 長期信用銀行

八十六 長期信用銀行

八十七 長期信用銀行

八十八 長期信用銀行

八十九 長期信用銀行

九十 長期信用銀行

九十一 長期信用銀行

九十二 長期信用銀行

九十三 長期信用銀行

九十四 長期信用銀行

九十五 長期信用銀行

九十六 長期信用銀行

九十七 長期信用銀行

九十八 長期信用銀行

九十九 長期信用銀行

百 長期信用銀行

（長期信用銀行の子会社の範囲等）
第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び第十七条において「子会社対象会社」という。）以外を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

二 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）
ののうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十一号並びに第十六条の四第一項第二号及び第十号ロにおいて「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。以下同じ。）のなか、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十一号並びに第十六条の四第一項第一号及び第十号ロにおいて「証券仲介専門会社」という。））

五 金融商品取引法第十二項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

六 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

七 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

八 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

九 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十一 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十二 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十三 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十四 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十五 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十六 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十七 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十八 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

十九 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十一 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十二 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十三 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十四 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十五 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十六 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

二十七 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

- 同じ。)、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合(当該長期信用銀行が兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業を営む長期信用銀行である場合を除く。)
- 十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号及び第十四号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項(銀行等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。))を超える議決権(株主総会において決議をすることができず、議決権の取得等を行うことができない議決権を含む。以下同じ。))を保有しているものに限る。)
 - 十三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超越する議決権を保有しているものに限る。)
 - 十四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超越する議決権を保有してないものに限る。)
 - 十五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社
 - 十六 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社(第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。))で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している外国の会社を含む。)
 - 十七 前子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含む。)
 - 二 前項に規定する子会社又は当該会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。
 - 三 前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)
 - 四 前項において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)
 - 五 第一項の規定は、長期信用銀行又はその子会社(第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。))の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により、当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行が、その子会社となつた会社が当該事由(当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。))の生じた日から一年を経過する日までに子会社となるよう、所要の措置を講じなければならない。
 - 六 長期信用銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第四項第一号に規定する従属業務をいう。))又は第六條第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七條第四号において「子会社対象銀行等」という。)
 - 七 第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第四項第一号に規定する従属業務をいう。))又は第六條第一項第一号から第三号まで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。)

16 該内閣府令で定める会社各号を除く。に該当する子会社としようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とする場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象

1817 現に子会社として掲げる外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第八項第二号に掲げる場合、第十三

項及び第十四項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

11 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該長期信用銀行の子会社及

び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。))について、同号に掲げる場合を除き、これを知らず、

令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知らず、

一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう

、所要の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

1 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

2 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

4 (略)

(適用除外) 第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等(長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する

法律第十二条(登録)の登録(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。))を受けている者を除く。))は、長期信用銀行

代理業を営むことができる。

(金融商品取引法の準用) 第十七条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三

十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。))の規定は長期信用銀行が行う特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二

6 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫連合会の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事実を知ったとき、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。）を有する。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令・厚生労働省令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。）

（許可）
第八十九条の三（略）

- 2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。
 - 一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
 - 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 3 （略）

（適用除外）
第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義））に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

（登録）
第八十九条の五（略）

2 前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

- 一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。）
- 二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）

（電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業）
第八十九条の十二 第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十二項（定義等）に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第一百一条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業を営むこととするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業の業務の廃止を命ずることができ、その旨を官報で告示するものとする。5 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。6 電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者としてみなし、第八十九条の六から前条まで及び第九十一条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更者の届出）第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）第六十一条の八（利用者に対する説明等）第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者）第五十二条の六十一の十（資料の提出、立入検査、業務改善命令）第五十二条の六十一の十一（登録の取消し等）第五十二条の六十一の十二（電子決済等代行業者協会の報告等、秘密保持義務等、十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、

面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

第三十七條の十一 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定にかかわらず、他の所得及び第四項において「上場株式等」に係る譲渡所得等という。）については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定により計算した金額（以下この項に於いて「上場株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項において準用する前条第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。

一 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）

二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三 第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

三の二 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の受益権

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が第八条の二第二項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権

五 国債及び地方債

六 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

七 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債、同法第三十九条の二第一項に規定する短期投資法人債、資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債及び同条第八項に規定する特定短期社債を除く。）

八 公社債でその発行の際の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたもの

九 社債のうち、その発行の日前九月以内（外国法人にあつては、十二月以内）に金融商品取引法第五条第一項に規定する有価証券届出書、同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他政令で定める書類（第十一号ロにおいて「有価証券報告書等」という。）を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

十 金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他当該公社債及び当該発行者に関する明らかなにされるべき基本的な情報をいう。以下この号において同じ。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、当該公社債が当該公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの

十一 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定める場合）に該当するものに限る。）に於いて取得した公社債（ロにおいて「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しを金融商品取引業者等（第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。ロにおいて同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。ロにおいて同じ。）において同じ。）において保管の委託がされているもの

ロ 金融商品取引法第二条第四項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除く。）で、当該取得の日前九月以内（外国法人にあつては、当該取得の日前九月以内）に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定める場合）に該当するものに限る。）に於いて取得した公社債（ロにおいて「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しを金融商品取引業者等（第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。ロにおいて同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。ロにおいて同じ。）において同じ。）において保管の委託がされているもの

は、十二月以内)に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの(当該取得の時から引き続き当該売却者等が金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。)

十二 外国法人が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの

十三 銀行業若しくは金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者が行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)

十四 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

十五 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

十六 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

十七 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

十八 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

十九 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十一 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十二 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十三 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十四 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十五 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十六 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十七 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十八 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

二十九 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十一 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十二 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十三 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十四 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十五 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

三十六 銀行等(銀行等)又は次に掲げる者が発行した社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

- 一 中小企業等経営強化法第六条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（当該株式会社により発行される株式）
- 二 内国法人のうちその設立の日以後十年を経過していない株式会社（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）
- 三 当該株式会社により発行される株式で次に掲げるもの
 - イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（財務省令で定めるもの）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの
 - ロ 金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（財務省令で定めるもの）が行う同項に規定する電子募集取扱業務により取得をされるもの
 - 三 内国法人のうち、沖繩振興特別措置法第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたもの、当該指定会社により発行される株式
- 四 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額は、適用前の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額の添付がある場合とに限り、適用する。
- 五 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）

- 1 (役員)の職務 (略)
- 2 (略)
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に關する基金の業務を執行することができる。
- 4 (略)
- 5 (略)

○ (基金の業務) 第二百二十八条 (略)

- 1 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）
- 2 (略)
- 3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）
- 4 (金融機関)の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）
- 5 協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
- 6 水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）
- 7 定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）
- 8 同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）
- 9 (略)
- 10 (略)

○ (連合会の業務) 第二百三十七条の十五 (略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に關して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。
- 5 (略)
- 6 (略)

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（抄）

別表（第十二条関係）

名称	根拠法
沖繩科学技術大学院大学学園	沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第七十二号）
新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）

名称	根拠法
委託者保護基金	商品先物取引法
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
企業年金基金	確定給付企業年金法
企業年金連合会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
危険物保安技術協会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
行政書士会	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）
漁業共済組合	

漁業共済組合連合会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁業信用基金協会	
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域的運営推進機関	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益社団法人	
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
港務局	港湾法
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会法
商工会連合会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百一十四号）
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外に類するもの、若しくは剰余金の分配その他これに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本公認会計士協会	公認会計士法
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法(昭和二十九年法律第百五十号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)
日本弁護士連合会	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)
日本水先人会連合会	水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)
農業共済組合連合会	農業協同組合法
農業協同組合連合会(医療法第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
負債整理組合	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法
水先人会	水先法
輸出入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	
預金保険機構	預金保険法
労働組合(法人であるものに限る。)	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

○ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係）

名称	委託者保護基金	名称
一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	根拠法
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）		
医療法人（医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法	
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法	
企業年金基金	確定給付企業年金法	
企業年金連合会		
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）	
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）	
漁業共済組合連合会		
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法	
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	
健康保険組合連合会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）	
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	
広域的運営推進機関	電気事業法	
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）	
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
公益社団法人		
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）	
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法	
国家公務員共済組合連合会		
国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	
国民健康保険団体連合会		
国民年金基金	国民年金法	
国民年金基金連合会		
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）	

社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
宗教学法人	宗教学法人法（昭和二十六年法律第二十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）	
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
生活衛生同業組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）	
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（別表第一に掲げるもの以外のもの）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をし	

たものに限る。)	土地改良法
土地改良事業団体連合会	土地改良法
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)
日本公認会計士協会	公認会計士法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法(昭和二十九年法律第五百十号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
日本弁理士会	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
日本水先人会連合会	水先法(昭和二十四年法律第二百一十号)
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)
農業共済組合連合会	農業協同組合法
農業協同組合連合会(医療法第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
負債整理組合	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
弁護士会	弁護士法
弁理士会	弁理士法
保険契約者保護機構	保険業法
水先人会	水先法
輸出入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
労働組合(法人であるものに限る。)	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)
労働災害防止協会	労働災害防止団体法
労働者協同組合(労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第九十四条の三第二号(認定の基準)に規定する特定労働者協同組合に限る。)	労働者協同組合法

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

(抄)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四條、第三十四條、第三十四條の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
四十一 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の認可	登録件数	一件につき十五万円
（一）金融商品取引法第二十九条（登録）の金融商品取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録等）の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種類の増加に係るもの、同法第六号の電子募集取扱業務を行うために受けるもの（同法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者）の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者）の特例）の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるものを除く。）又は同法第二十九条の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるものに限る。）	許可件数	一件につき十五万円
（三）金融商品取引法第三十条第一項（認可）の業務の認可	許可件数	一件につき十五万円
（四）金融商品取引法第五十九条第一項（引受業務の一部の許可）の引受業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（五）金融商品取引法第六十条第一項（取引所取引業務の許可）の取引所取引業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（六）金融商品取引法第六十条の十四第一項（電子店頭デリバティブ取引等業務の許可）の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（七）金融商品取引法第六十六条（登録）の金融商品仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（八）金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の信用格付業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（九）金融商品取引法第五十六条の二（免許）の金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の免許	免許件数	一件につき十五万円
（十）金融商品取引法第五十六条の二（免許）の外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の免許	免許件数	一件につき十五万円
（十一）金融商品取引法第五十六条の二十の二（免許）の外国金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可）の連携金融商品債務引受業務の認可	認可件数	一件につき十五万円
四十二（略）		
四十八 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定	登録件数	一件につき九万円
（一）金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十二条（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）金融サービスの提供に関する法律第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三条第一項第四号（登録の申請）の業務の種類の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
（三）金融サービスの提供に関する法律第四十条（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
四十九（略）		
五十 不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定共同事業の種類の変更の認可又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種類の登録	許可件数	一件につき十五万円
（一）不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（二）不動産特定共同事業法第九條第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五条第一項第七号（許可の申請）の不動産特定共同事業の種類の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき三万円
（三）不動産特定共同事業法第四十一条第一項（小規模不動産特定共同事業の登録）の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（四）不動産特定共同事業法第四十六条第一項（変更の登録）の規定により主務大臣がする変更の登録（同法第四十二条第一項第六号（登録の申請）の小規模不動産特定共同事業の種類の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき三万円
百五十一（略）		
百六十（略）		

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一 被災者生活再建支援法（平成十年法律第十六号）第六條第一項に規定する支援法人	被災者生活再建支援法による同法第三條第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 金融庁又は財務省	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による同法第五十二條の三十六第一項の許可若しくは同法第五十二條の三十九第一項の届出、同法第五十二條の六十の三の登録若しくは同法第五十二條の六十の七第二項の届出又は同法第五十二條の六十一の二の登録若しくは同法第五十二條の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 金融庁又は財務省	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）による同法第十六條の五第一項の許可又は同法第十七條において準用する銀行法第五十二條の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四 金融庁又は財務省	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による同法第八十五條の二第一項の許可若しくは同法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の三十九第一項の届出、信用金庫法第八十五條の三第一項の登録若しくは同法第八十九條第七項において準用する銀行法第五十二條の六十の七第二項の届出又は信用金庫法第八十五條の四第一項の登録若しくは同法第八十九條第九項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の五 金融庁若しくは財務省又は厚生労働省	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）による同法第八十九條の三第一項の許可若しくは同法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の三十九第一項の届出又は労働金庫法第八十九條の五第一項の登録若しくは同法第九十四條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の六 金融庁又は財務省	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）による同法第六條の三第一項の許可若しくは同法第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の三十九第一項の届出、協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の三第一項の登録若しくは同法第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の六十の七第二項の届出又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録若しくは同法第六條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）による同法第九十二條の二第一項の許可若しくは同法第九十二條の四第一項の届出、同法第九十二條の五の九第一項の届出又は農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録若しくは同法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第六條第一項の許可若しくは同法第八條第一項において準用する銀行法第五十二條の三十九第一項の届出又は水産業協同組合法第十條第一項の登録若しくは同法第七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五條の二第一項の許可若しくは同法第九十五條の四第一項の届出、同法第九十五條の三十九第一項の届出又は農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十 金融庁若しくは財務省又は経済産業省	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第六十條の三の登録又は同法第六十條の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 金融庁又は財務省	保険業法（平成七年法律第五十五号）による同法第二百七十六條又は第二百八十六條の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 金融庁又は財務省	金融商品取引法（昭和三十三年法律第二十五号）による同法第二十九條の登録、同法第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項（同法第三十二條の四及び第五十七條の二十六第一項において準用する場合を含む。）

十一 削除 金融庁又は財務省	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）による同法第三条第一項、第九条第一項若しくは第十
九 金融庁又は財務省	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の登録、同法第二項の更新、同法第八
八 金融庁又は財務省	信託業法（平成十六年法律第五十四号）による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同法第三
七 削除	
六 削除	
五 金融庁又は財務省	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）による第六十九条第一項の届出、同
四 削除	

十二 金融庁又は財務省	<p>一条第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第一条の規定による同法第一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>同法第十一条第一項の法律（平成二十一年法律第五十九号）による同法第七条の登録、同法第十一条の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条の届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七の届出、同法第六十三条の二の登録、同法第六十三条の六第二項の届出、同法第六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の規定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
十二の二 金融庁又は財務省	<p>金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
十三 預金保険機構	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成十三年法律第九号）による同法第十条の特定公的給付の支給を実施する国の機関又は法人</p>
十四 農水産業協同組合貯金保険機構	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成十三年法律第九号）による同法第十条の特定公的給付の支給を実施する国の機関又は法人</p>
十五 金融庁又は財務省	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（平成十三年法律第九号）による同法第十条の特定公的給付の支給を実施する国の機関又は法人</p>
十五の二 デジタル庁	<p>恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給若しくは同法第十二条第一項若しくは同法第十二条の二第一項の福祉事業の実施、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する法律（昭和三十七年法律第五十三号）第三十三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
十七 総務省	<p>介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
十八 総務省	<p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p>
十九 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	<p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p>
二十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	<p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p>
二十一 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	<p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会</p>

二十二	地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四	総務省	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五	総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六	総務省	電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二第二項の登録、同法第三十七条の二第二項の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第二項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八	消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十九	消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二条第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十	法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十一	法務省	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）の表題部所有者（同法第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての変更の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記又は同法第三百三十一条第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十二	法務省	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十三	法務省	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四	法務省	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五	法務省	道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十六	法務省	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十七	法務省	観光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八	法務省	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）による同法第七条又は第八条の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九	法務省	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同法第二十条第三項（同法第二十二号の二第三項（同法第二十二号の三）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは
四十	法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二号の二第三項（同法第二十二号の三）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは

四十七の二	国税庁	地方税法による同法附則第九条の四第一項の譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の三	文部科学省	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による同法第二条第四項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の四	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による同法第十五条第一項第七号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の五	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与及び支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七の六	文部科学省	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による同法第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十八	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十九	文部科学省	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十	文部科学省又は技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第十一条第一項に規定する指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十一	文部科学省又は技術士法第四十条第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十二	削除	
五十三	文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十四	文化庁又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十五	文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第四百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十六	文化庁	著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七	文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二	厚生労働省	新型インフルエンザ予防接種に関する健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三	社会保険診療報酬支払基金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）による同法第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四	厚生労働省	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五	厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十八	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に

五十九	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	よる同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二の十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十	厚生労働省	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十条の二第一項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二	厚生労働省又は作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十三	厚生労働省	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による同法第七条第一項の保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十三の二	独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第三十一条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十四	厚生労働省又は独立行政法人労働者健康安全機構	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の未払賃金の立替払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五	厚生労働省	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五の二	厚生労働省	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）による同法第三条第一項の給付金又は同法第九条第一項の追加給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六	厚生労働省	職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）による同法第五条第三号の職業紹介若しくは同法第五号の職業指導、同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号））の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第十九条第一項の障害者職業センターの設置及び運営、同法第四十九条第一項の納付金関係業務若しくは同法第七十三条第一項若しくは第七十四条第一項の納付金関係業務に相当する業務の実施、同法第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金若しくは同法附則第四条第二項の報奨金等の支給又は同法第七十四条の三第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十八	厚生労働省	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）による同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十九	厚生労働省	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による同法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条若しくは第六十四条の能力開発事業の

	・求職者雇用支援機構 七十の二 厚生労働省	実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による同法第九条第二項の港湾労働者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの 職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十一 厚生労働省又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項に規定する指定試験機関 七十一の二 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による同法第四条第一項の規定又は同法第十一条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの 職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十一の三 児童手当法第十七条第一項の表の第一号の下欄に規定する者 七十一の四 市町村社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会 七十一の五 削除 七十一の六 厚生労働省	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による同法第二条第二項第七号の生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十一の七 削除 七十二 厚生労働省及び日本年金機構	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十二の二 全国健康保険協会及び健康保険組合	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による同法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの 健康保険法による同法第五十二条若しくは第二百二十七条の保険給付の支給、同法第五十条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施、同法第五十二条若しくは第二百二十七条の保険給付の徴収若しくは同法附則第五條第一項の障害前払一時金若しくは同法第三十九条の規定によりなすお從前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十二の三 厚生労働省及び日本年金機構	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十三 全国健康保険協会	船員保険法による同法第二十九条の保険給付の支給、同法第一百一十一条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施、同法第三十七條の保険料等の徴収若しくは同法附則第五條第一項の障害前払一時金若しくは同法第三十九条の規定によりなすお從前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十三の二 社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による同法第十五条第一項第六号に掲げる業務として行う健康保険法第二百五条の四第一項第二号、船員保険法第五十三條の十第一項第二号、私立学校教職員共済法第四十七條の三第一項第二号、国家公務員共済組合法第四十四條の三十三第一項第二号、国民健康保険法第十三條の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法第四十四條の三十三第一項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十三の三 国民健康保険組合	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第二項の保険料の徴収又は同法第八十条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十三の四 国民健康保険団体連合会	健康保険法による同法第二百五條の四第一項第二号の情報の収集若しくは整理、船員保険法による同法第五十三條の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法第四十四條の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法第四十四條の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国家公務員共済組合法による同法第四十四條の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法第四十四條の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七十三の五 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは

七十四 厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合並びに日本私立学校振興・共済事業団	は支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十六 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第九十九条の三の設立の認可又は同法第九十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会	確定給付企業年金法による同法第九十一条の十八第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給若しくは同法第九十一条の十八第二項各号若しくは同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第七十八条第一項第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給若しくは同法第九十一条の十八第二項各号若しくは同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の三 確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会	確定給付企業年金法（平成十三年法律第八十八号）による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十八号）による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の五 国民年金基金連合会	国民年金法第二号に掲げる業務として行う同法第二百二十八条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の六 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同法第二章第五節の年金である給付若しくは一時金若しくは同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の年金である給付若しくは一時金若しくは同法第三十二条第二項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による同法第三条
七十七の八 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十七の九	厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団	社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十	厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百一十一号）による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十一	厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）による同法第二条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十二	厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十三	厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十四	厚生労働省及び日本年金機構	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第一条第一項の永住帰国旅費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国旅費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第十四条の保険料の納付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八	厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による同法第五条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の二	厚生労働省	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の三	厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の四	厚生労働省	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による同法第九条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の五	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第九号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の六	厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の七	厚生労働省	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九	農林水産省	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同法第二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十	農林水産省又は経済産業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同法第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第百三十二条第一項若しくは第百四十五条第一項の認可、同法第六十七條の許可、同法第九十六条の三十一第一項の届出、同法第九十六条の三十一第一項の届出、同法第七項の更新、同法第二百二十五条若しくは第百四十五条若しくは第百二十八条第一項の認可、同法第二百四十四条の登録、同法第二百四十五条若しくは第百四十五条若しくは第百二十八条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十九

八十一	農林水産省又は経済産業省	十五條第二項（同法第三百四十五條において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二條第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一の二	独立行政法人農業者年金基金	商品投資に係る事務の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三條の許可、同法第八條第一項の更新又は同法第十條の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二	農林漁業団体職員共済組合	附則第六條第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四條の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十三	農林水産省	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は同法附則第五十七條第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四	経済産業省	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五條第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六條第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二條第一項（同法第三十三條の三及び第四十四條において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三條の二第二項（同法第四十四條において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五	国立研究開発法人産業技術総合研究所 又は日本電気計器検定所	計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十條第一項若しくは第四十六條第一項の届出、同法第四十二條第一項（同法第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二條第一項（同法第六十三條において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六	経済産業省	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三條第一項、第十六條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項の許可又は同法第八條第二項（同法第二十條、第二十五條及び第三十條において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七	経済産業省又は環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十條第一項の許可、同法第五十二條第一項の更新、同法第五十三條第三項の届出、同法第六十三條第一項の許可、同法第六十五條第一項の更新又は同法第六十六條第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八	経済産業省	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十一條第一項、第四十條第三項、第四十一條第一項若しくは第五十一條の二第二項の許可、同法第五十一條の三第一項の届出、同法第五十九條第一項の登録、同法第七十七條第一項の認可又は同法第八十四條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十九	経済産業省	石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）による同法第十六條の登録又は同法第二十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十	経済産業省	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）による同法第四條第一項の許可、同法第十條第二項若しくは第三項若しくは第十五條の届出、同法第十八條第一項の認可又は同法第四十條の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十一	経済産業省	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）による同法第三十一條第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十二	火薬類取締法第三十一條の三第一項に規定する指定試験機関	火薬類取締法による同法第三十一條第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十三	高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九條の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八條の四の二第一項の免状交付事務の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四	経済産業省	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九号）による同法第四條の二第一項の交付又は同法第七項の書換えに関する事務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三條第一項若しくは
九十五	経済産業省	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三條第一項若しくは

九十六	経済産業省又は環境省	第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七	国土交通省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八	国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九	国土交通省又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百	国土交通省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一	国土交通省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二	国土交通省又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三十六条第一項に規定する指定登録機関	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三	国土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三の二	国土交通省	住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)による同法第二十二条第一項の登録又は同法第二十六条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三の三	国土交通省	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)による同法第三条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四	観光庁	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五	観光庁又は旅行業法第四十一条第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五の二	観光庁	住宅宿泊事業法による同法第四十六条第一項の登録又は同法第五十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六	観光庁	国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七	国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による同法第八条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七の二	地方住宅供給公社	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による同法第十五条の公営住宅の管理(同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八	国土交通省	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九	国土交通省	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による同法第四条第一項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同法第二項の交付、同法第五条の二第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の三第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十	建築士法第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一	建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関	建築士法による同法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十二	建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関	建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十三	国土交通省	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十四	国土交通省	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十五	国土交通省	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十六	国土交通省又は小型船舶検査機構	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七	国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同法第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八	国土交通省	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第三十二条の四第一項の登録、同法第三十二条の六第一項の登録の更新、同法第三十二条の八第一項の届出又は同法第三十二条の十第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八の二	国土交通省又は航空法第二百三十二条の五十六第二項に規定する指定試験機関	航空法による同法第二百三十二条の四十七第一項（同法第二百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十九	気象庁	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十	独立行政法人環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十一	原子力規制委員会	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同法第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十二	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十三	人事院若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省	国家公務員災害補償法（防衛省の職員との給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（抄）

（責任準備金の積立て）
第二十七条 基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

- 2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
 - 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
 - 二 為替取引を行うこと。

143 (略) この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

13 (略) 一 預金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

1715 (略) この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

16 (略) 一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方
法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少
させること。

20 (略) 二 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。
イ 為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。
ロ その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

2118 (略) この法律において「電子決済等代理業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる
行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

22 (略) 一 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により
資金を移動させる為替取引を行うこと。この当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定
める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に伝達すること。
二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設して、これを当該預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により
、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提
供することを含む。）。

22 (略) 二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設して、これを当該預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により
、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提
供することを含む。）。

門関連業務を、当該銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該銀行が信託兼営銀行（兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下この口及び第五十二条の二十三第一項第十号口において同じ。）信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号及び第十四号並びに第十六条の四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

十三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第十六条の四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該銀行又はその特定子会社以外の活性化に資すると認められる基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十四 地域を超えて議決権を保有していない事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該銀行又はその特定子会社以外の活性化に資すると認められる基準議決権数を超える議決権を保有してないものに限る。）

十五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十六 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十七 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む。）

二 前項において掲げる各号に掲げるものを除く。）

一 前項において掲げる各号に掲げるものを除く。）

一 金融関連業務 銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務として内閣府令で定めるもの

二 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得事由（当該銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得事由を除く。）となつた日から一年を経過する日までに子会社となる場合を除く。）

四 生じた日から一年を経過する日までに子会社となる場合を除く。）

三 銀行は、第一項第一号から第十号まで及び第十五号から第十六号において「子会社対象銀行等」という。）を専ら営む会社を除く。）

二 随し、若しくは転換に關する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき（第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第三十條第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に關する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

五 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得事由（他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社（第一項第十五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める場合を除く。））にあつては、当該銀行又はその子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とする）に關する会社（前項の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。）

六 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。）

一 当該銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としており、子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社（同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。））持株会社（子会社対象会社としていない会社に限る。）に類似するもの（子会社対象会社としていないに限り、持株会社を除く。）をいう。）又は外国の会社であつて同種のもの若しくは金融関連業務（金融関連業務（第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。））を子会社とするもの（当該持株会社以外の外国の会社を子会社とするもの）

二 当該銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としており、子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社（同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。））持株会社（子会社対象会社としていない会社に限る。）に類似するもの（子会社対象会社としていないに限り、持株会社を除く。）をいう。）又は外国の会社であつて同種のもの若しくは金融関連業務（金融関連業務（第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。））を子会社とするもの（当該持株会社以外の外国の会社を子会社とするもの）

書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者
 イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
 ハ 電子決済等代行業を受け、その処分の日から五年を経過しない者
 ロ 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第二項の登録の取消し

(2)(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第二項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第九十四条の五の二第一項（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項（登録）の取消し

(4) 協同組合による同法第九十四条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の登録の取消し

(5) 信用金庫法第九十九条第九項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項（登録）の登録の取消し

(6) 労働金庫法第九十四条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項（登録）の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項（登録）の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項（登録の取消し等）の規定による同法第六十条の三（登録）の登録の取消し

(9) この法律、農協組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）の取消し

二 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
 (1) 第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
 (2) 農協組合法第九十二条の五の八第八項第二項（監督上の処分）の規定による電子決済等代行業の廃止の命令
 (3) 水産業協同組合法第九十二条の五の四第四項（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業）の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
 (4) 労働金庫法第九十九条の十一第四項（電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業）の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する信用金庫法第九十五条の五の二第一項（協同組合による金融事業に関する法律第六十一条の五の九第四項（電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業）の規定による同法第八十九条の五の二第二項に規定する労働金庫法第九十五条の五の二第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令）
 (5) 信用金庫法第九十五条の十一第四項（電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業）の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫法第九十五条の五の二第一項（協同組合による金融事業に関する法律第六十一条の五の九第四項（電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業）の規定による同法第八十九条の五の二第二項に規定する労働金庫法第九十五条の五の二第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令）
 (6) 労働金庫法第九十九条の五の九第四項（電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業）の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
 (7) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第二項（電子決済等代行業の廃止の命令）
 (8) この法律、農協組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
 (9) 第一項（定義）に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
 (10) この法律、農協組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ この法律、農協組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
 令による刑を含む。)(に処せられ、その刑の執行を終わる。又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

イ 外国人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者
（1）心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
（3）禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
（4）法人が前号ハ（1）から（9）までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者
（5）法人が前号ニ（1）から（10）までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

三 個人である場合からホまでのいずれかに該当する者
（6）外国人に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
ハ 前号ロ（2）から（5）までのいずれかに該当する者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（電子決済等代行業者の誠実義務）
第五十二条の六十一の九 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十三条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。
- 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。
- 五 第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者が政令で定めるものが行うもの

（登録の拒否）

第六條 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けた後、復権を得ない者

二 第二十四條の六の四第一項、第二十四條の六の五第一項若しくは第二十四條の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百號）第三十八條第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二條の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一條第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十條第一項第六号及び第二十四條の二十七第一項第三号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内当該法人の役員であった者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 この法律（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五號）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二十號））の罰金の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五號）（第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供に関する法律（平成三年法律第七十七號）（第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項を昭和三十二年勅令第十八號）第十二條の規定に違反し、若しくは貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（第六十號）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 昭和三十二年勅令第十八號）第十二條の規定に違反し、若しくは貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（第六十號）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五號）（第三十二條の三第七項及び第三十二條の十一第一項）から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

七 貸金業に不正又は不誠実な行為を有し、又は暴力団員等（以下「暴力団員」という。）が前各号のいずれかに該当するもの

八 貸金業に不正又は不誠実な行為を有し、又は暴力団員等（以下「暴力団員」という。）が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

一〇 法人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

一〇 個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

第十條 貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業者が死亡した場合その相続人

二 法人が合併（人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合その法人を代表する役員であつた者

三 貸金業者が合併（人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合その法人を代表する役員であつた者

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をした場合その清算人（人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

五 貸金業を廃止した場合貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合（当該登録又は変更登録を受けた者）
2 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。
3 貸金業者が死亡した場合においては、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者は、以下この条において同じ。）は、被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これらの期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

（契約締結前の書面の交付）

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方とならうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 貸付けの金額

三 貸付けの利率

四 返済の方式

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方とならうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方とならうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

三 貸付けの利率

四 返済の方式

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

八 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人とならうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

七 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方とならうとする者又は前項の保証人とならうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

（契約締結時の書面の交付）

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 貸付金の金額
- 三 貸付の利率
- 四 返済の方式
- 五 返済期間及び返済回数
- 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 八 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護を生ずることがないときと並びて内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。
- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 八 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三号各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。
- 一 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。
- 二 貸金業者は、極度方式保証契約のうち、重要なものとして内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証人の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護を生ずることがないときと並びて内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。
- 一 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約を締結した場合には、その相手方又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証人の保証人に、これらの者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるところにおいて、貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。
- 一 貸付年月日
- 二 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 三 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項の規定による書面の交付に代えて交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者を含む。）いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。）であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの）

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

八 貸金業に不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認め、その旨を登録申請者に通知しなければならぬ者

九 内閣総理大臣は、主任者登録を拒否したときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係）
 一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人	医療法
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
企業年金連合会	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
企業年金連合会	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和二十九年法律第五十八号）
漁業共済組合連合会	漁業災害補償法（昭和二十九年法律第五十八号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)
広域的運営推進機関	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
公益社団法人	
更生保護法人	更生保護事業法
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民年金基金	国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)
社会福祉法人	社会福祉法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)
宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)
商工会連合会	商工会法
商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)
商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)
職員団体等(法人であるものに限る。)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)
職業訓練法人	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)

信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
水害予防組合連合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
税理士会	税理士法
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	社会保険労務士法
全国社会保険労務士会連合会	地方公務員等共済組合法
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
土地地区画整理士会	土地地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工會議所法
日本消防検定協会	消防法

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第二百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和二十九年法律第五十号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
日本弁護士会連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁護士会	弁護士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三十二号）
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）
農業共済組合連合会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）
農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法
水先人会	水先法
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものを

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

別表（第二条関係）

- 一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）に規定する罪
- 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章から第三十三章まで、第三十五章から第三十七章まで及び第四十章に規定する罪
- 三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪
- 四 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）に規定する罪
- 五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十三章に規定する罪
- 六 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第五章に規定する罪
- 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八章に規定する罪
- 八 金融商品取引法第八章に規定する罪

五十三	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五章に規定する罪	九	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪
五十二	イネットの再資源化に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八章に規定する罪	八	大船取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第六章に規定する罪
五十一	高年齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十八号）第八章に規定する罪	七	麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第六章に規定する罪
五十	使用済自動車に関する法律（平成十三年法律第二十八号）第八章に規定する罪	六	船員職安法（昭和二十三年法律第百二十四号）第六章に規定する罪
四十九	著作者等管理事業法（平成十二年法律第百一十一号）第四章に規定する罪	五	競馬法（昭和二十三年法律第百二十四号）第六章に規定する罪
四十八	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二章に規定する罪	四	自転車競技法（昭和二十三年法律第百二十四号）第六章に規定する罪
四十七	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪	三	建設業法第八章に規定する罪
四十六	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第六章に規定する罪	二	建設業法第八章に規定する罪
四十五	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百二十五号）第五編に規定する罪	一	建設業法第八章に規定する罪
四十四	保険業法（平成七年法律第七十七号）第十章に規定する罪		
四十三	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十章に規定する罪		
四十二	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十章に規定する罪		
四十一	国際的な協力の下の規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九号）第三章に規定する罪		
四十	港労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第六章に規定する罪		
三十九	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第五章に規定する罪		
三十八	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第九章に規定する罪		
三十七	建設労働者の雇用等の改善に関する法律（昭和四十七年法律第三十七号）第五章に規定する罪		
三十六	火災びんの使用及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五章に規定する罪		
三十五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五章に規定する罪		
三十四	著作物権法（昭和三十六年法律第五十九号）第五章に規定する罪		
三十三	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
三十二	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
三十一	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
三十	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十九	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十八	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十七	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十六	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十五	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十四	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十三	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十二	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十一	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
二十	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十九	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十八	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十七	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十六	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十五	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十四	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十三	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十二	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十一	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
十	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		
九	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪		

- 五十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第七章に規定する罪
- 五十五 会社法第八編に規定する罪
- 五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に規定する罪
- 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪
- 五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五章に規定する罪
- 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
 - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
 - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
 - ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- 二 前号イからハまでの掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。 弁明の機会の付与

○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

第二条（定義）（略）

3 この法律において「不動産特定共同事業契約」とは、次に掲げる契約（予約を含む。）であつて、契約（予約を含む。）の締結の態様、当事者の関係等を勘案して収益又は利益の分配を受ける者の保護が確保されると認められる契約（予約を含む。）として政令で定めるものを除いたものをいう。

- 一 各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約
- 二 当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため出資を行い、相手方がその出資された財産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる利益の分配を行うことを約する契約

四（略）

五 外国の法令に基づく契約であつて、前三号に掲げるものに相当するもの

4 この法律において「不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

- 一 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為（前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものにあつては、業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行うものに限る。）
- 二 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為（第四号に掲げるもの及び適格特別投資家限定事業者と適格特別投資家との間の不動産特定共同事業契約に係るものを除く。）

- 三 特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を行う行為
- 四 特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為

(変更の許可)

第八条 不動産特定共同事業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業者を営もうとする場合(不動産特定共同事業者の種別の変更をしようとする場合を除く。)においては、第五条の規定にかかわらず、第一号又は第二号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は設置することとなった事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第三号に該当するときは主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第一項第三号及び第十二号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなったとき。

一 主務大臣の許可を受けた者(第三号事業又は第四号事業を行う者以外の者に限る。)

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなったとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなったとき。

2 前項の規定による許可申請書の提出があつた場合においては、主務大臣又は都道府県知事は、前条の規定にかかわらず、その提出をした者が同条第三号、第四号及び第六号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第三条第一項の許可をしなければならぬ。

(変更の届出)

第十条 不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号(第五号から第九号までを除く。)に掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(不動産特定共同事業者名簿)

第十二条 主務大臣及び都道府県知事は、主務大臣にあつては、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に関する第五条第一項第一号から第十一号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を、都道府県知事にあつては、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者及び同項の主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関するこれらの事項を登録した不動産特定共同事業者名簿を備えなければならない。

(金融商品取引法の準用)

第二十一条の二 金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。)及び第四十条の規定は、不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業契約(特例事業者が締結するものであつて、金銭(これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。))をもつて出資の目的とするものを除く。)の締結又はその代理若しくは媒介について準用する。同法第三十九条第一項、第二項各号及び第三項並びに第四十条中「金融商品取引業者等」とあるのは「不動産特定共同事業者」と、同法第三十九条第二項中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻物件付売買その他の政令で定める取引を除く。)」又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあり、同項第二号及び第三号並びに同法第三十九条第一号中「有価証券売買取引等」とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結」と、同法第三十九条第二項中「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。))」とあり、同項第二号及び第三号並びに第四十条第二号中「顧客」とあり、同法第三十九条第二項中「金融商品取引業者等の顧客」とあり、並びに同法第四十条第二号中「投資者」とあるのは「事業参加者」と、同法第三十九条第一号中「有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結をする」と、同法第三項及び同法第四十条第二号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十九条第三項中「以下の節及び次節」とあるのは「第五項」と、同法第四十条第一号中「顧客」とあり、及び「投資者」とあるのは「相手方又は事業参加者」と読み替へるものとする。

(許可の取消し)

第三十六条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。

一 第六条第二号、第三号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第六号又は第九号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第七条第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

四 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(登録の申請)
第四十二条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。第四十四条、第五十三条第三号、第七十一条及び第七十七条第五号において同じ。)を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所
二 役員の名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する者の氏名

四 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項
五 小規模不動産特定共同事業の種別(第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。)

六 電子取引業務を行う場合にあつては、その旨
七 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
八 前項の登録申請書に定める事項

九 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面
二 登記事項証明書又はこれに代わる書面
三 事務所について第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面
四 不動産特定共同事業契約約款
五 その他主務省令で定める事項を記載した書類

(登録簿への登録)

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。
一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項
二 登録年月日及び登録番号
三 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。
一 第六条各号(第十二号を除く。)のいずれかに該当する者
二 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして小規模不動産特定共同事業の種別ごとに政令で定める金額に満たない者
三 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない者
四 当該登録の申請前五年以内の不動産特定共同事業に不正又は著しく不当な行為をした者
五 その役員又は政令で定める使用人のうちに、当該登録の申請前五年以内に不動産特定共同事業に不正又は著しく不当な行為をした者がある者
六 その事務所が第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する要件を満たさない者
七 その不動産特定共同事業契約約款の内容が政令で定める基準に適合しない者
八 小規模不動産特定共同事業を適確に遂行するために必要なものとして主務省令で定める基準に適合する財産的基礎及び人的構成を有すると認められない者
九 電子取引業務を行おうとする場合にあつては、電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されていると認められない者
十 不動産特定共同事業者(第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。)

(変更の届出)

第四十七条 小規模不動産特定共同事業者は、第四十二条第一項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項について変更(同条第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。)があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第五十九条 適格特例投資家限定事業の届出等)
第五十九条 適格特例投資家限定事業を営もうとする法人(不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者を除く。)は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 役員の名簿及び所在地

三 事務所の名称及び所在地

四 資本金又は出資の額

五 適格特例投資家限定事業の概要

六 その他事業を行つて定めた事項、その事業の種類

七 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 次項に掲げる事項に該当しないことを誓約する書面

四 その他主務省令で定める書面

第六十条 第六条各号(第十二号を除く。)のいずれか(不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(第六十九条第一項及び第二項において「宅地建物取引業者」という。)に委託する場合にあつては、第六条第二号を除く。)に該当する者(不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者を除く。)は、適格特例投資家限定事業を行つてはならない。

第六十条 (業務等に関する規定の適用)
第六十条 適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業を営む場合においては、当該適格特例投資家限定事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条から第三十一条まで並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書 第四項、第六項及び第七項を除く。)並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第三項第一号から第四項第一号まで」とあるのは「第五十九条第二項第一号から第六号まで」と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「適格特例投資家限定事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十九条第三項第一号及び第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信託会社等に関する特例)
第六十七条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。)で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの(第四号事業を行おうとする信託会社にあつては、金融商品取引法第二十九条定の登録を受けているものに限る。以下この条において「特定信託会社」という。)には、適用しない。

第二 不動産特定共同事業を営む特定信託会社について、前項の規定する規定を除き、主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十二條の二第一項及び第二十三條第一項の許可又は第九條第一項の認可とあるのは「第六十七條第三項又は第四項の届出」と、第三十八條中「第二十六條の規定による処分」とあるのは「第三十七條第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

第三 特定信託会社は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約約款を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第四 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社は、第十二條の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項(第五条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。)について変更があつたとき、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第五 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社が、第三十五條第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつときは、又は同項若しくは同条第二項の規定により業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定信託会社に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

第六 信託業務を兼営する金融機関及び第一項の政令で定める信託会社に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に關し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ニ 一の会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

25（略）

2726 2 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

42（略）

第九十九条 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）及び当該業務に付随する業務として内閣府令で定めるものを行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

三 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項（定義）に規定する資金移動業

三 生命保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。

四 保険会社が第一項の規定により同項に規定する業務を行うおとす場合には、当該保険会社は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

五 保険会社は、第二項の規定により同項各号に掲げる業務を行うおとすときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。この場合において、政令で定めるところにより、銀行（相互会社があつては、これらの法令に規定する株式会社その他の会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし

書（商号）の規定は、適用しない。

七 生命保険会社が保険金信託業務を行おうとする場合には、当該生命保険会社は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の方法を

受けた業務の方法を変更しようとするときも、同様とする。

受けた業務の方法を

8 信託業法第十一条(営業保証金)、第二十二條(信託業務の委託)、第二十三條(信託業務の委託に係る信託会社の責任)、第二十四條から第三十一條まで(信託の引受けに係る行為の準則、金融商品取引法の準用、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為の準則、重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等)の説明、信託の公示の特例、信託財産に係る債務の相殺)、第四十二條(立入検査等)及び第四十九條(免許等の取消し等)の場合の解任手続)並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六條(損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結)の規定は、生命保険会社が第三項の規定により信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一條第十項	第七條第三項の登録の更新がされなかった場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合、第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三條の免許若しくは第七條第一項の登録	保険業法第三十三條若しくは第三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十三條の規定により同法第三條第一項の免許
第四十二條第二項	第十七條から第十九條までの届出若しくは措置若しくは当該	当該
第四十九條第一項	第七條第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許を取り消した場合又は第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録	保険業法第三十三條又は第三十四條の規定により同法第三條第一項の免許

9 生命保険会社が第三項の規定により引き受ける信託契約の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、生命保険会社を信託会社とみなして信託業法第二條第八項(定義)及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属生命保険会社」と同法第七十八條第一項中「第三十四條第一項」とあるのは「保険業法第一百一十一條第一項及び第二項」とする。

10 第三項の規定により信託業務を行う生命保険会社は、当該保険金信託業務については、租税に関する法令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、信託会社とみなす。

(運用報告書の交付)

第百條の五 保険会社は、運用実績連動型保険契約(その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第百八條第一項、第三百十五條第八号及び第三百十七條の二第七号において運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項を記載した運用報告書を作成し、当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を保険契約者に交付しなくても保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3 前二項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二條第三十一項(定義)に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六條 保険会社は、次に掲げる会社(以下この条及び次條第一項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社
- 三 少額短期保険業者
- 四 銀行
- 五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二條(定義)に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)
- 六 資金決済に関する法律第二條第三項(定義)に規定する資金移動業者(第九号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 七 うち、資金移動業(同法第二項に規定する資金移動業をいう。)
- 八 その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第二百七十一條の二十二第一項第四号の二において「資金移動専門会社」という。)

- 五 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業務（金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業務をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（第十二号ロ及び第二十七号イの二に規定する金融商品取引業者のうち「証券専門会社」という。）
- 六 金融商品取引法第二十条第二項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引業（同法第十一項に規定する金融商品取引業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品取引業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（第十二号ロ及び第二十七号イの二に規定する金融商品取引業者のうち「証券専門会社」という。）
- ロイ 金融商品取引法第二十条第一号に掲げる行為
- ハ 金融商品取引法第二十条第二号に掲げる行為
- ニ 金融商品取引法第二十条第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
- 六の二 金融商品取引法第二十一条第一号（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。）のうち、有価証券等仲介業務（同法第四十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかをを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの
- ロイ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為
- ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）
- 七 信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第十二号ロにおいて同じ。）を専ら営むもの（同号ロ及び第二十七号イの二に規定する信託業務をいう。第十二号ロにおいて同じ。）
- 八 保険業を行う外国の会社
- 九 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 十 有価証券関連業務を行う外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 十一 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 十二 その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）
- ロイ 金融関連業務（当該保険会社が銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては銀行専門関連業務を、当該保険会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（当該保険会社が第九十九条第七項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。）信託専門会社及び信託業を営む専門関連業務を、それぞれ除く。）
- 十三 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号及び第十三号並びに第七号第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（同法第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）
- 十四 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七号第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有しているものに限る。）
- 十五 地域域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有しているものに限る。）
- 十六 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社
- 十七 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 十八 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む。）
- 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 役員のうち心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

二 前号に掲げる場合以外の場合第三号（取締役の資格等）に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者のある者
イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他当該申請者による少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること
ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること

ハ 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。
(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）
(2) 第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
一 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることなくた日から三年を経過しない者
三 この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることなくた日から三年を経過しない者
四 第三百七条第一項の規定により第七十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）（保険媒介業務の種類に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が当該外国において受けている同種類年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類年を経過しないものを含む。）
五 当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から三十日以内に当該法人の役員であった者が当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

二 (登録の拒否)
第二百七十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
二 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることなくた日から三年を経過しない者
三 この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることなくた日から三年を経過しない者
四 第三百七条第一項の規定により第七十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）（保険媒介業務の種類に係るものに限る。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が当該外国において受けている同種類年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類年を経過しないものを含む。）

五 当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から三十日以内に当該法人の役員であった者が当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

六 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
七 申請の前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に関する著しく不適当な行為をした者
八 若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人
九 営業に關し成年者との同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第十一号ロのいずれかに該当するもの
十 法人でその役員のうち次のいずれかに該当する者として内閣府令で定める者
ロイ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者
ロロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者として内閣府令で定める者

十一 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号又は次号ロに該当する者のあるもの
ロイ 第七号に該当する者
ロロ 第七号に該当する者

十二 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求め、内閣総理大臣の指定する職員をして意見を聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 第二十五条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

2 第二十五条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

2 第二十五条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

2 第二十五条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

2 第二十五条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

2 第二十五条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

3 前項の場合において、内閣総理大臣は、釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、正当な理由がないのに、証拠を提出しないときは、登録を拒否することができる。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更等の届出等)

第二百八十条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があったとき 当該変更に係る特定保険募集人

二 特定保険募集人である個人が死亡したとき 特定保険募集人であった個人又は特定保険募集人であった法人を代表する役員

三 特定保険募集人である法人が死亡したとき 其の相続人

四 特定保険募集人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき 其の法人を代表する役員であつた者

五 特定保険募集人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき 其の法人を代表する役員であつた者

六 特定保険募集人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき

七 清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

八 金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（

九 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受けるときは、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人

十 登録簿に登録し、その旨を所属保険会社等に通知しなければならぬ。

十一 特定保険募集人が第一項第二号から第七号までのいずれかに該当することとなったときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失う。

（登録の拒否）

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

二 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三 この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百八十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類

の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。）

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

六 申請の日前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に著しく不適当な行為をした者

七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）若しくは保険募集人（損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。）又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。）の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人

八 個人でその保険募集を行う使用人のうちに前各号又は次号ハのいずれかに該当する者のあるもの

九 法人で次のいずれかに該当するもの

イ 役員のうち次に掲げる職務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

ハ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

ニ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

ヘ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

コ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

ク 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

ケ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

コ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

カ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

キ 第一号から第七号までのいずれかに該当する者

第三十五條 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三條第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずして、他人に保険業を行つた者
二 第九條第二項（第九十九條）の規定に違反して、他人に保険業を行つた者
三 第九十九條第三項（第九十九條）の規定に違反して、他人に保険業を行つた者
四 第九十九條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。をいふ者
五 第九十九條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。をいふ者
六 第九十九條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。をいふ者
七 第九十九條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。をいふ者
八 第九十九條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。をいふ者
九 第九十九條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。をいふ者

第三百七十七條 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第九十九條第八項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
二 第九十九條第九項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
三 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
四 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
五 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
六 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
七 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
八 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
九 第九十九條第十項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者

第三百七十八條 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第九十九條第十一項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
二 第九十九條第十二項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
三 第九十九條第十三項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
四 第九十九條第十四項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
五 第九十九條第十五項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
六 第九十九條第十六項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
七 第九十九條第十七項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
八 第九十九條第十八項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者
九 第九十九條第十九項（第九十九條）の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行つた者

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、保険金信託業務を開始した者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

三 第二百七十二条の二第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第二百七十五条第一項各号に掲げる者でない者であつて、保険募集を行った者

五 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けた者

六 第二百九十一条第五項の規定に違反した者

七 第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものを除く。）をした者又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をした者

八 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

九 第三百七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十 第三百八条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第三百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項（第九十九条を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

三 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

四 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

六 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

七 第九十九条第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかった者

八 第二百二十三条第九項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかった者

九 第二百七十二条の三第六項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第二百七十二條の五第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかった者

十一 第二百九十一条第八項の規定に違反して、同項の不足額につき保証金の供託を行わなかった者

十二 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

第九十九条（訴訟無能力者等に対する送達）
第九十九条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

（送達報告書）
第百条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。
2 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該送達をした者は、同項の書面を提出したものとみなす。

（送達実施機関）

第百一条 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。
2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

（交付送達の原則）

第百二条の二 書類の送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

（送達場所）

第百三条 書類の送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この款において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に對する書類の送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。
2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、書類の送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において書類の送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第百四条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人も届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、書類の送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の書類の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

- 一 前条の規定による送達 その送達をした場所
- 二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所
- 三 第百七条第一項第一号の規定による送達 その送達において宛先とした場所

（出会送達）

第百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に對する書類の送達は、その者に出会つた場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかでない者又は同項前段の規定による届出をした者が書類の送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第百六条 就業場所以外の書類の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。
3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、書類の送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（書留郵便等に付する送達）

第七百七条 前条の規定により送達をすることができない場合（第九百九条の二の規定により送達をすることができない場合を除く。）には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二十六条の規定する一般書留郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第九百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所

二 第九百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所

三 第九百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあっては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所に宛てて、書留郵便等に付して発送することができる。

3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

（外国における送達）

第八百八条 外国においてすべき書類の送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

（電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達）

第九百九条 電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、前款の定めるところにより、この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された送達すべき電磁的記録（以下この節において単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面によつてする。

（電子情報処理組織による送達）

第九百九条の二 電磁的記録の送達は、前条の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき次条第一項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができ、措置をとるとともに、送達を受けるべき者に対し、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によりすることができ、ただし、当該送達を受けるべき者が当該方法により送達を受ける旨の最高裁判所規則で定める方式による届出をしている場合に限る。

2 前項ただし書の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、同項本文の通知を受ける連絡先を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人も届け出ることができる。

3 第一項本文の通知は、前項の規定により届け出られた連絡先に宛てて発するものとする。

（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）

第九百九条の三 前条第一項の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

一 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示をしたものの閲覧をした時

二 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

三 前条第一項本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

2 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によつて前項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができない期間は、同項第三号の期間に算入しない。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならない者に関する特例）

第九百九条の四 第九百九条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、第九百三十二条の十一第一項各号に掲げる者に対する第九百九条の二第一項の規定による送達は、その者が同項ただし書の届出をしていない場合であつてもすることができる。この場合においては、同項本文の通知を発することを要しない。

2 前項の規定により送達をする場合における前条の規定の適用については、同条第一項第三号中「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第九百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等）の知覚によつて認識することができる情報（記載された紙その他の有体物）をいう。以下この章において同じ。）をもつてするものとされておるもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子

2 情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。
ものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

6 電子情報処理組織による申立て等の特例
（電子情報処理組織による申立て等の特例）
第三百二十二条の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができるとして、口頭とするときは、この限りでない。

一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。） 当該委任を受けた事件

二 国の若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七條第三項の規定による指定を受けた者 当該指定の対象となった事件

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十三條第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

2 前項各号に掲げる者は、第九條の二第一項ただし書の届出をしなければならぬ。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

（書面等による申立て等）
第三百二十二条の十二 申立て等が書面等により行われたとき（前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあるとき、これを防止するため裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第九十三條第二項の規定による届出があった場合 当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等については、当該申立て等とともに第九十三條の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された同項に規定する秘密事項

2 前項の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。

3 前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）
第三百二十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）
第三百二十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- 一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の追行の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が必要であると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密
 - 二 当該記録媒体を提出する方法により次条第二項の規定による届出があつた場合 当該記録媒体に記載された事項
 - 三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要であると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された事項
 - 四 同項に規定する秘匿事項記載部分
- 当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

第二十条（略）
 第二十一条（略）
 第十二条（略）
 第十三条（略）
 第十四条（略）
 第十五条（略）
 第十六条（略）
 第十七条（略）
 第十八条（略）
 第十九条（略）
 第二十条（略）
 第二十一条（略）
 第二十二条（略）
 第二十三条（略）
 第二十四条（略）
 第二十五条（略）
 第二十六条（略）
 第二十七条（略）
 第二十八条（略）
 第二十九条（略）
 第三十条（略）
 第三十一条（略）
 第三十二条（略）
 第三十三条（略）
 第三十四条（略）
 第三十五条（略）
 第三十六条（略）
 第三十七条（略）
 第三十八条（略）
 第三十九条（略）
 第四十条（略）
 第四十一条（略）
 第四十二条（略）
 第四十三条（略）
 第四十四条（略）
 第四十五条（略）
 第四十六条（略）
 第四十七条（略）
 第四十八条（略）
 第四十九条（略）
 第五十条（略）
 第五十一条（略）
 第五十二条（略）
 第五十三条（略）
 第五十四条（略）
 第五十五条（略）
 第五十六条（略）
 第五十七条（略）
 第五十八条（略）
 第五十九条（略）
 第六十条（略）
 第六十一条（略）
 第六十二条（略）
 第六十三条（略）
 第六十四条（略）
 第六十五条（略）
 第六十六条（略）
 第六十七条（略）
 第六十八条（略）
 第六十九条（略）
 第七十条（略）
 第七十一条（略）
 第七十二条（略）
 第七十三条（略）
 第七十四条（略）
 第七十五条（略）
 第七十六条（略）
 第七十七条（略）
 第七十八条（略）
 第七十九条（略）
 第八十条（略）
 第八十一条（略）
 第八十二条（略）
 第八十三条（略）
 第八十四条（略）
 第八十五条（略）
 第八十六条（略）
 第八十七条（略）
 第八十八条（略）
 第八十九条（略）
 第九十条（略）
 第九十一条（略）
 第九十二条（略）
 第九十三条（略）
 第九十四条（略）
 第九十五条（略）
 第九十六条（略）
 第九十七条（略）
 第九十八条（略）
 第九十九条（略）
 第一百条（略）

第七十条（取締役の資格）
 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 五 この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第七十七号）、信託業法、信託法（平成十一年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、不正競争防止法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第七十七号）、信託業法、信託法（平成十一年法律第九十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二條から第二百七十五条まで若しくは第六十八條若しくは第六十九條の罪、破産法（平成十六年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二條から第二百七十五条まで若しくは第六十八條若しくは第六十九條の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百五十条、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十一条、第二百七十二條から第二百七十五条まで若しくは第六十八條若しくは第六十九條の罪、大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條から第四十九條まで、第五十條（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一條の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 六 第二百二十條の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であつた者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者
- 七 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）
- 八 資産流動化計画に定められた特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二十条第二項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））
- 九 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

十 特定出資信託の受託者である法人の役員
2 会社法第三百三十一条第二項本文（取締役の資格等）の規定は、特定目的会社の取締役について準用する。この場合において、同項本文中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（不動産取引の委託の制限）
第二百三条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第二百条第二項及び第三項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

（資産対応証券の募集等の制限）
第二百七条 特定目的会社の取締役又は使用人は、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下この編において同じ。）の取扱いについて次条第二項の規定による届出が行われたときは、当該資産対応証券の募集等に係る事務を行ってはならない。

（資産対応証券の募集等に関する金融商品取引法等の準用）
第二百九条 金融商品取引法第三十六条第一項（顧客に対する誠実義務）、第三十七条第一項（第二号を除く。）及び第二項（広告等の規制）、第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）及び第二項（契約締結前の書面の交付）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）（禁止行為）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）（損失補填等の禁止）、第四十条（適合性の原則等）、第四十四条の三第一項（第三号を除く。）（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）、第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第四号において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二百七条から第二十九条までの規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二十九条第一項において準用する金融商品取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務の委託）
第二百八十四条 受託信託会社等は、信託財産の管理又は処分に係る業務を他人に委託する場合には、原委託者又は信託財産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託しなければならない。

2 前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号（第十二号を除く。）のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

3 第二百条第三項及び第二百二条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百条 第二百九条第一項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）（抄）
（定義）
第二条 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動、市場間の格差等（以下この項において「金利変動等」という。）に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他の金利変動等を利用して行われる取引のうち、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引その他の内閣府令で定めるものをいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。
一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

二 金融商品取引法（昭和五十六年法律第九号）第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種電子募集取扱業者を除く。）に限る。）
三 その他我が国の法令により営業若しくは事業の免許、登録等を受けている法人又は特別の法律により設立された法人であつて、自己又は顧客の計算において

3 この法律において「破産手続開始」とは、破産手続開始の申立てをいう。
4 この法律において「基本契約書」とは、特定金融取引を行うとされる金融機関等とその履行の方法その他当該特定金融取引に関する基本的事項を定めるもの
5 される契約書で、契約の当事者間において行われる特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他当該特定金融取引に関する基本的事項を定めるもの
6 いう。
この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思
それにかかわらず、当該一括清算事由が生じた時に、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引の
それぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。
一 資本金の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）
二 資本金の額が十億円を超える株式会社（前二号に掲げる者を除く。）
三 資本金の額が十億円を超える株式会社（前二号に掲げる者を除く。）
四 各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）
五 前各号に掲げる者の子会社（会社法第二十三条に規定する子会社をいい、前各号に掲げる者を除く。）
六 会社法第二号に規定する外国会社であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に掲げる者を除く。）
イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える者
ロ 会社法第八十九条第一項に規定する貸借対照表に相当するものにおける純資産の額に相当するものの額が十億円を超える者
ハ 会社法第九十二条第三号ロに規定する外国金融商品市場に上場されている有価証券の発行者である者
七 保険業法（平成七年法律第五号）第二十五条に規定する相互会社
八 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する金融商品取引業者であつて、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。）
イ 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）
ロ 金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者
九 金融商品取引法第三十項に規定する証券金融会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）
十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（株式会社であるものに限る、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる者を除く。）
十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第五号に掲げる者を除く。）
十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人（第五号に掲げる者を除く。）
十三 一連の行為として、次のイからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は合同会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）
イ 金融商品取引法第二号第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
ロ 金融商品取引法第二号第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
イ 金融商品取引法第二号第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
ロ 金融商品取引法第二号第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券と

八 資金の借入れ 其の債務の履行

二八 金融商品の借入れ 其の債務の履行

ホ 条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する外国会社である場合において、同号イに規定する資本金の額若しくは出資の総額又は同号ロに規定する純資産の額に相当するものを本邦通貨に換算するとき、特定融資枠契約を締結する時の外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）

別表第二（第二条関係）

- 一 刑法第六十三條の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪、同法第六十三條の五（未遂罪）の罪（同法第六十三條の四第一項の罪に係る部分に限る。）又は同法第七十五條（わいせつ物頒布等）若しくは第八十六條第一項（常習賭博）の罪
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八條第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百四十二号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百四十二号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十 商標法（昭和二十四年法律第二十五号）第七十七條第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪
- 十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三十三條第一号（無登録販売等）の罪（同法第三十三條の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四條の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）又は第二百四十三條第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十九條の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十四 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十九條の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十七年法律第七十三條の二第一号）第七十三條の五（在留カード偽造等準備）の罪
- 十六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二十五條の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十七 武器等製造法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十一條の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）の罪
- 十八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第九十九條の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八條第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪（同法第一條又は第二條第一項の違反行為に係るものに限る。）
- 二十 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一條（拳銃等及び獵銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一條の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十一條の十八第一号（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二條第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪
- 二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第一号）第五條（開設等）の罪
- 二十四 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十一年法律第九十九号）第六十三條の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 二十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一年法律第一号（無免許営業）又は第六十三條の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九條第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四條第一項の違反行為に係るものに限る。）

- 二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十八条（特別永住者証明書偽造等の罪）
- 二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第八十条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 二十九 保険業法（平成七年法律第五号）第三百七十七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪
- 三十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百十一条第三項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与）の罪
- 三十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第八十八条第四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三十四 会社法第九百七十条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪
- 三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第六条第三項（特定核燃料物質の輸出入の予備）の罪
- 三十六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四十九条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十一条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

（規約で定める事項）

- 第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条の二第六項及び第七項、第八十二条の五第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項並びに第九十七条第一項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所
 - 二（略）
 - 三 事業主が第六十五条第一項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）及び事業主が同条第二項の規定により投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下「契約金融商品取引業者」という。）の名称及び住所
 - 四（略）
 - 五（略）

（積立金の積立て）
 第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）を積み立てなければならない。

（基金の積立金の運用に関する契約）

- 第六十六条 基金は、政令で定めるところにより、積立金の運用に関して、前条第一項各号のいずれかに掲げる契約又は投資一任契約を締結しなければならない。
- 2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合には、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。
- 3（略）
- 4 基金は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、金融機関又は金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（以下「第一種金融商品取引業者」という。）に限る。）その他の政令で定めるもの（次項において「金融機関等」という。）を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用することができる。
- 5 基金は、前項に規定する有価証券の売買その他政令で定める方法により積立金を運用する場合には、金融機関等と当該運用に係る積立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。

（基金の理事の行為準則）

第七十条 (略)
2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約（以下「基金資産運用契約」という。）を締結すること。

二 (略)
三・四 (略)

(連合会)

第九十一条の二 事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、第九十一条の二十七及び第九十一条の二十八に規定する積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 (略)

(準用規定)

第九十一条の二十五 第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は連合会が支給する第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第三十四条第二項、第四十四条、第四十六条、第五十二条及び第五十四条の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条並びに第六十六条から第六十八条までの規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第七十二条の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

(口座管理機関の口座の開設)

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 金融商品取引法第二十九条に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

四 信託会社
五 株式会社
六 農林中央金庫
七 農業協同組合
八 水産協同組合

九 協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

十 信用協同組合及び中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

十一 労働金庫及び労働金庫連合会

十二 前各号に掲げる者以外の者であつて我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるものうち、主務省令で定める者

十三 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者

2 振替機関が、他の振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設する場合には、あらかじめ

い。め当該他の振替機関又は当該他の振替機関に係る口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 3 4（略）

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6（略）

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

ロ 加入者等が行つた運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

ハ（略）

二（略）

8 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者であつた者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であつた者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13（略）

（規約の承認）

第三条（略）

3 2 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（次項及び第五項、第四十七条第五号、第五十四条の六、第五十五条第二項第四号の二、第七十条、第七十一条並びに第七十八条を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所

二（略）

四 事業主が第七条第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあつては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営む者をいう。以下同じ。）（第七条第二項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務

五（略）

六（略）

（資産管理契約の締結）

第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）

二 企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

三 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）

る。)を相手方とする生命共済の契約
四 損害保険会社(保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方とする損害保
の契約
2 5 (略)

(事務の委託)
第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 次条第一項の申出の受理に関する事務
二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に関する事務

三 積立金の運用に関する事務

四 積立金の管理に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であること
の確認に関する事務を除く。)

2 (略)

○ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(抄)

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 農林中央金庫に規定する者

二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの

三 国

四 銀行その他の金融機関

五 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者(金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。))又は

金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一十号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。))又は

介業者(同条第四項に規定する有価証券等仲介業者をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。))を行う者に限る。))のうち主務省令で定めるものに

該当する者を除く。))
4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 債権の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。))の売買(有価証券

関連デリバティブ取引に該当するものを除く。))又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。))

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。))の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。))又は当該引受けに係る国

債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。))の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権(民法第三編第

一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名

証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。))又は金銭債権を

六 信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号に

七 有価証券の私募の取得又は譲渡の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

九 株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣が定めるものに限る。）

十 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介各号に掲げる者（第九十五条の五の六及び第九十五条の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。）に係る第九十五条の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る第九十五条の五の六第一項の基準の作成

十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の取納その他の金銭に係る事務の取扱い

十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十三 両替

十四 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十五 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

二十一 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること

二十二 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡する必要がある付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することと内容とするものであること

二十三 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと

二十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であること

二十五 地域活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの

二十六 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする

二十七 前項第五号に掲げる業務に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

信用金庫法（昭和二十六年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

保険業法（平成七年法律第五号）第二十一条の十第一項に規定する短期社債

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約

権付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

（1）各権利の金額が一億円を下回らないこと。

（2）元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

（3）利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同

法の第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定

政府保証債、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定

目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三 有価証券の募集の取扱いは、有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

四 有価証券の振替、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

五 デリバティブ取引、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

六 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

七 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）

六 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の

政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

八 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の

政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

（金融商品取引法の準用）

第五十九条の三 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）

第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十七号の二、第三十七号の三、第三十七号の四、第三十七号の五、

から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号の他の指標に係る変動により農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等）の

- 12 林中央金庫又はその子会社による前項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得、農
- 11 子会社対象会社以外の外国の会社の子会社とする事があるときは、第一項の規定にかかわらず、農
- 10 林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 9 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 8 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 7 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 6 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 5 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 4 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 3 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 2 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長
- 1 一 農林中央金庫が、現に子会社として、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長

なる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（農林中央金庫の子会社となつた認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社）が現に子会社として、農林中央金庫又はその子会社による同項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社（農林中央金庫又はその子会社）に、同項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日まで、同項第九号から第十一号までに掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社とし、農林中央金庫が、現に子会社として、同項第十二号に掲げる会社（その業務により農林中央金庫又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがある）と認められないことその他の要件を満たす会社として主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社とし、同項第十二号に掲げる会社（当該同号に掲げる会社）を同号に掲げる会社（当該同号に掲げる会社）以外の外国の会社として、次の各号のいずれかに該当する場合において、主務大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社（現に子会社として、第一項の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。））を子会社対象会社としようとする場合（第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。））

1615 第九項の規定は、前項の承認について準用する。
農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十二号に掲げる会社）（第四項の主務省令で定める会社を除く。）以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことその他主務省令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日まで、当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。その旨を定款で定めなければならない。

17 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を定款で定めなければならない。
一 第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。
二 第五項ただし書若しくは第十二項ただし書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となつた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。
三 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社として、第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき。
四 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社として、第一項第十二号に掲げる会社（第十三項の主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該同号に掲げる会社）に該当する子会社としようとするとき。

18 農林中央金庫が前項の規定による承認を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするときは、理事は、当該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社（業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。）又は第一項第九号から第十号までに掲げる会社（第四項の規定により子会社とするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。）又は第一項第九号から第十号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可（第百条第一項第二十二号において「合併等認可」という。）を受ける場合を除く。））
二 その子会社が子会社でなくなつたとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

19 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一 第一項第八号に掲げる会社（第四項の規定により子会社とするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。）又は第一項第九号から第十号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可（第百条第一項第二十二号において「合併等認可」という。）を受ける場合を除く。））
二 その子会社が子会社でなくなつたとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第九十五條の二（許可）
前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

第九十五條の三（適用除外）
前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同

により、農林中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む）。

第九十五条の五の九、第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第百条第一項にお

いて「電子決済等代行業者」という。）は、農林中央金庫電子決済等代行業者を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業者を営むときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げ

る事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分が違法な場合

その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができない

ときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合においては、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

5 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を農林中央金庫電子決済等代行業者と

みなして、第九十五条の三、第九十五条の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、

第九十五条の七第一項、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の三、第九十五条の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条第三項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者
- 五 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十号）
新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 処分通知等（略）
- 九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等

を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。
 十二 (略)

第六条 (電子情報処理組織による申請等)
 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
 二 (略)

第七條 (電子情報処理組織による処分通知等)
 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。
 二 (略)

○ 個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) (抄)

別表第一 (第二条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株力損害賠償・廃炉等支援機構	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
国立大学法人	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

○ 信託業法 (平成十六年法律第五十四号) (抄)

第二条 (定義)
 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるものであ

つて、その内容を勘案し、委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。以下同じ。）を行う営業をいう。

27 (略)

8 この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約（当該信託契約に基づく信託の受託者が当該信託の受益権（当該受益権を表示する証券又は証書を含む。）の発行者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第五項に規定する発行者をいう。）とされる場合を除く。）の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業をいう。

9 (略)

10 この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。

11 (略)

12 一 第五十条の二第一項の登録を受けた者が行う信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務及び当該登録を受けた者が営む信託受益権売買等業務（金融商品取引法第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。以下同じ。）

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

26 (業務の範囲)
第二十一条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務（当該信託会社の業務方法書（第四条第二項第三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をいう。）において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）を営むことができる。

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 (略)

37 (略)

38 (略)

39 (略)

40 (略)

41 (略)

42 (略)

43 (略)

44 (略)

45 (略)

46 (略)

47 (略)

48 (略)

49 (略)

50 (略)

51 (略)

52 (略)

53 (略)

54 (略)

55 (略)

- 三 信託の目的に関する事項
- 四 信託契約の期間に関する事項
- 五 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項（第二条第三項各号のいずれにも該当しない信託にあつては、信託財産の管理又は処分の方針を含む。）
- 六 信託業務を委託する場合（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）
- 七 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要
- 八 受益者に関する事項
- 九 信託財産の交付に関する事項
- 十 信託報酬に関する事項
- 十一 信託財産の計算期間その他の費用に関する事項
- 十二 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
- 十三 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
- 十四 信託契約の合意による終了に関する事項
- 十五 信託契約の合意による終了に関する事項
- 十六 その他内閣府令で定める事項
- 十七 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。
- 十八 信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
- 十九 信託財産状況報告書の交付）
- 二十 照らして受益者の利益に適合することが明らかなる場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 二十一 前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。
- 二十二 （信託財産に係る行為の準則）
- 二十三 第二十九条 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。
 - 二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと。
 - 三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うこと。
- 二十四 その他信託財産に損害を与え、又は信託業務の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為
- 二十五 若しくは電磁的方法による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。
 - 一 自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。）と信託財産との間における取引
 - 二 一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引
 - 三 第三者との間において信託財産の取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの
- 二十六 信託会社は、前項各号の取引をした場合には、信託財産の計算期間ごとに、当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、当該書面を受益者に対し交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 二十七 第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで信託業を営んだ者

二 不正の手段により第七十一条、第五十三条第一項の免許を受けた者

三 不正の手段により第七十一条、第五十三条第一項の免許を受けた者

四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者

五 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

六 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

七 第五十条第二項の規定に違反して、登録を受けずに信託法第三条第三号に掲げる方法による信託をした者

八 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けずに信託契約代理業を営んだ者

九 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の規定による申請書又は第五十条の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第二十一条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けずに信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者

四 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

五 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

六 第二十九条第二項の規定に違反した者

七 第三十条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

八 第三十三条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

九 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第四十一条第三項又は第五十項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十四 第四十二条第一項（第五十項第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第四十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第四十二条第一項（第五十項第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第四十三条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十六 第五十一条第二項の規定による届出をせず、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第五十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第五十一条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十九 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 二十一 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者
- 二十二 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 二十五 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 二十六 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十七 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二十八 第六十八条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
- 二十九 第七十七条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者
- 三十 第八十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三十一 第八十条第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十二 第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者
- 三十三 第八十五条の九の規定に違反した者
- 三十四 第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 三十五 第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十六 第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者
- 第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 第十七条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者
 - 二 第十七条第一項(第二十項)において、準用する場合を含む。の規定による届出書若しくは第十七条第二項(第二十条)において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者
 - 三 第二十一条第三項(第六十三条第二項)において準用する場合を含む。の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
 - 四 準用金融商品取引法第三十七条第二項(第二号を除く。に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
 - 五 準用金融商品取引法第三十七条第二項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
 - 六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
 - 七 第二十六条第一項の書面若しくは、若しくは同条第二項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作られる電磁的記録を交付せず、若しくは提供せず、又は虚偽の書面若しくは電磁的記録を交付し、若しくは提供した者
 - 八 第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)(抄)

(住所)

第四条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(代表者の行為についての損害賠償責任)
第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

（金融商品取引法等の適用除外等）

- 第六十三条 公庫が、第十一条第一項若しくは第二項又は第五十三条の規定により、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合において、第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七号の三、第三十七号の七、第三十八号の二を除く。）第七款及び第八款の規定並びにこれらの規定に係る同法第二章及び第七章の二の規定を適用する。
- 3 公庫が別表第二第三号に掲げる業務（中小企業特定金融機関等（同表の注(7)に規定する中小企業特定金融機関等をいう。）からの特定中小企業社債の取得を行う業務に限る。）を行う場合における金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。
- 4 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。
- 1 公庫が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）から主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第五項に規定する外国信託業者のうち、同条第六項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。）をする場合、貸金業法第二十四条の規定（貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。）に係る債務の一部の保証を行う場合、貸金業法第二十六条の二第三項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）及び第四項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）の規定

○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）

（議決権のある株式の株主の資格等）

- 第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式（株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することができない株式を除く）を發行し、これを認許するものとする。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。）を發行した場合又は同法百三十三条第四項に規定する自己株式（商工組合中央金庫の株式に限る。）を処分した場合において、商工組合中央金庫の株主に係る株主名簿記載事項（同法百三十一條に規定する株主名簿記載事項をいう。）を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの（以下「無資格者」という。）の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。
- 1 政府
 - 2 中小企業等協同組合
 - 3 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - 4 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - 5 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会又は生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
 - 6 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
 - 7 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五百人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
 - 8 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
 - 9 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主

たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。

十 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する場合に限る。）

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

十二 第二号から前号までに掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならぬ

三 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができない。相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者についても同様とする。

四 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

五 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該無資格者に通知するものとする。

六 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知つたときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央

金庫に売り渡すことを請求することができる。

七 会社法第五十五条（第六号に係る部分に限る。）、「第七十五号から第七十七号まで、第三百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、「第四百六十一条（第五号に係る部分に限る。）、「第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第三号に係る部分に限る。）、「第八百七十一条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第五号に係る部分に限る。）、「第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者は、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

（業務の範囲）
第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
一 預金又は定期積金の受入れ
二 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員（以下「融資対象団体等」という。）に対する資金の貸付け又は手形の割引
三 為替取引

二 融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人（その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であるものに限る。）であつて主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

三 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに對して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

一 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体（第一項第二号の政令で定めるものを除く。）であつて、主務大臣の認可を受けたもの並びにその直接又は間接の構成員
三 融資対象団体等の子会社（融資対象団体等がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有す

- る会社をいう。その他の融資対象団体等と主務省令で定める特殊の関係のある者
- 四 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。）
- 五 融資対象団体等の事業を承継する者
- 六 銀行その他の金融機関
- 七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービス提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。）有価証券等仲介業者（同条第四項に規定する有価証券等仲介業者をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるもの）
- 八 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者（当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）
- 九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）
- 一〇 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
- 一一 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 一二 有価証券の貸付け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 一三 国債等の引受け（譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 一四 金銭債権の譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 一五 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券）及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に係る有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 一六 短期社債等の取得又は譲渡
- 一七 有価証券の私募の取扱い
- 一八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 一九 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務
- 二〇 銀行その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 二一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 二二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 二三 振替業
- 二四 両替
- 二五 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 二六 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 二七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引として主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 二八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 二九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定義)

第六十条の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一 商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（商工組合中央金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを商工組合中央金庫に對して伝達すること。）

二 商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫から当該口座に係る情報取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）

2・3 (略)

(登録の拒否)

第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 第六十条の九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ニ 第六十条の三第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、銀行法、金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法その他政令で定められた法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられた者

二 法人である場合において、又はこの刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロイ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者

一 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 心身の故障のため、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 該法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該法人において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消の日から三十日以内

(5) 法人が第六十条の三第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日から三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

三 個人

(6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者

イ 前号ハからホまでのいずれかに該当する者

ロ 前号ハからホまでのいずれかに該当する者

ハ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

イ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

ロ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

ハ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

イ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

ロ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業者の誠実義務)
第六十条の十一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項(第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条第三項(第二号及び第六号を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

五 第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

○ 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)

第二条(定義)

2 この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。

3 この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 他人のために電子決済手段の管理をすること(その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者(当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。)との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に係る債権の額を増加させること。

1511 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。

一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。)

第三条(定義)

この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。(一)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この項において「証券等」という。)により記録される金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合

の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される金額に應ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの。

二 証券等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される物品等又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの。

（適用除外）
第四条 次に掲げる前払式支払手段については、この章の規定は、適用しない。

- 一 乗車券、入場券その他これらに準ずるものであつて、政令で定めるもの。
- 二 発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段
- 三 国又は地方公共団体（次号において「国等」という。）が発行する前払式支払手段
- 四 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人であつて、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものとして政令で定める法人が発行する前払式支払手段
- 五 専ら発行する者（密接関係者を含む。）の従業員に対して発行される自家型前払式支払手段（専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして政令で定める前払式支払手段
- 六 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式支払手段として政令で定めるもの
- 七 その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段

（金融商品取引法の準用）

第六十二条の十七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定（次項において「金融商品取引法規定」という。）は、特定電子決済手段等取引契約（通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるもの）に係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。）に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について準用する。この場合において、同項に定める場合を除き、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定電子決済手段等取引契約」と、「顧客」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

2 (略)

第一百二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出したとき。
- 二 第八条第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類、第三十八条第一項（第四十一条第二項）の規定による添付書類（第六十二条の規定による登録申請書若しくは第三十八条第二項（第四十一条第二項）の規定による添付書類を含む。）の規定による登録申請書若しくは第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは第六十二条の四第二項（第六十二条の七第二項）において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかったとき。
- 四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかったとき。
- 五 第二十二條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。
- 六 第二十三條第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出したとき。

七 第二十四條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

八 第二十四條第一項若しくは第二項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 九 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。
- 十 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。
- 十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。
- 十二 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。
- 十三 第六十三条の九の二に規定する事項を表示しなかつたとき。
- 十四 第六十三条の九の三の規定に違反して、同条第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。
- 十五 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 十六 第九十五条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖繩科学技術大学院大学学園	沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

- （金融商品取引法の適用除外等）
- 第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第

- (行為準則)
- 一 第三十六條の五 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
 - 二 第三十條の二第一項の規定による信託、保険若しくは共済の契約又は同項に規定する投資一任契約
 - 三 第三十條の二第二項(第三十六條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による信託の契約
 - 四 第三十六條の三第三項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

(規約)

第三十三條 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約に関する事項
- 二 (略)
- 三 (略)

(準用規定)

第六十四條 (略)

第三十六條の二から第三十六條の五までの規定は、連合会の年金給付等積立金の積立て及びその運用、業務上の余裕金の運用並びに事業年度その他その財務について準用する。

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) (抄)

第一条 厚生年金保険法の一部改正
(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一章 厚生年金基金及び企業年金連合会
- 第一節 厚生年金基金
 - 第一款 通則(第六十條―第九十條)
 - 第二款 設立(第九十條―第九十四條)
 - 第三款 管理(第九十四條―第九十九條)
 - 第四款 加入員(第九十九條―第一百零二條)
 - 第五款 基金の行う業務(第一百零二條―第一百零九條)
 - 第六款 費用の負担(第一百零九條―第一百一十條)
 - 第七款 基金間の移行等(第一百一十條―第一百一十四條)
 - 第八款 確定拠出年金への移行等(第一百一十四條の五・第一百一十四條の六)
 - 第九款 解散及び清算(第一百一十四條の五・第一百一十四條の六)
 - 第二節 企業年金連合会
 - 第一款 通則(第四十九條―第五十一條)
 - 第二款 設立及び管理(第五十二條―第五十八條の五)
 - 第三款 連合会の行う業務(第五十九條―第六十五條の四)
 - 第四款 解散及び清算(第六十六條―第六十八條)
 - 第五款 雑則(第六十九條―第七十一條)
 - 第六款 罰則(第七十二條―第七十八條)

を削る。

第一条中「目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に關して必要な事項を定めるものとする」を「目的とする」に改める。

第十九條の二を削る。

第二十七條中「第三十八條第五項を除き、」を削る。

第三十四条第一項中「並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金」を削る。

第四十四条の二を次のように改める。

第四十四条の二 削除

第四十六条第三項中「並びに第四十六条第一項及び第五項」を「及び第四十六条第一項」に改める。

第四十六条第五項を削り、同条第六項中「及び前項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第五十四条第三項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

第六十条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十一条第四項中「（厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該率から第八十一条の三第三項に規定する免除保険料率を控除して得た率）」を削る。

第八十一条の三を次のように改める。

第八十一条の三 削除

第八十五条の二及び第八十五条の三を削る。

第八十六条第一項中「（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）」を削り、同項ただし書中「第八十五条」を「前条」に改め、同条第二項

ただし書中「第八十五条各号の一に」を「前条各号のいずれかに」に改め、同条第五項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号

中「第八十五条各号の一に」を「前条各号のいずれかに」に改める。

第八十七条第六項中「第八十五条の二及び第八十五条の三」を削る。

第八十七条第七項中「第八十五条の二及び第八十五条の三」を削る。

第九十条の九第二項中「並びに第九十条」を削る。

第九十条の十第一項第十号中「第九十条」を削る。

改め、同項第十三号中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改め、同項第三十四号を次のように改める。

第三十四 削除

第二百二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「第三百三条」を「次条」に改め、同号を同項第四号とし、

同条第二項を削る。

第九十二条の二を削る。

第九十二条の二を削る。

附則第四号の四第一項中「第二百十條、第二百十一條」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十

五年改正法第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなされた平成二十五年改正法第一條の規定

による改正前の第百十條に改め、同條第二項中「基金の設立事業所」を「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなされた平成二十五年改正法

第一條の規定による改正前の第百二十二條」に改め、同條第四項中「第百二十四條第一號」を「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなされた平成二十五年改正法

第百七十七條	基金及び連合会	連合会
第百七十八條第一項	基金又は連合会	連合会
第百七十九條第一項	基金若しくは連合会	連合会
第百七十九條第二項	基金又は連合会	連合会
第百七十九條第三項	基金若しくは連合会	連合会
第百七十九條第四項	基金又は連合会	連合会

3・4 (略)

4 (存続連合会の業務)

第四十條 (略)

2・3 (略)

4 存続連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 事業主等が支給する老齢給付金等につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立金（改正後確定給付企業年金法第五十

九条に規定する積立金をいう。）の額を付加する事業

三 (略)

5・9 (略)

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第三十條 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百號）の一部を次のように改正する。

第十五條第二号ハ及び第五十一條第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五條から第八十八條までの規定、第九十條及び第九十一條中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二條 (略)

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三・十四 (略)

③・④ (略)

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（抄）

(任務)

第三條 (略)

2 前項に定めるもののほか、金融庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 (略)

(所掌事務)
第四条

金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
二 次号イからシまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。
三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

銀行業又は無尽業を営む者
銀行持株会社

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者
銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二

条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農
林中央金庫代理業を行う者

電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者
電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合第九十二条の五の二第二項
に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又

は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者
認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代

行事業者協会、農業協同組合第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合第一百十五条に規定する認定特定信
用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会
信用保証協会の行う者
保険業を行う者

船主相互保険組合
金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)を行う者
指定親会社(金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。)

金融商品債務引受業を行う者
証券金融会社
投資法人

信用格付業者
高速取引行為者(金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。)

金融商品市場を開設する者
金融商品取引所持株会社
認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

取引情報蓄積機関(金融商品取引法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。)
特定金融指標算出者(金融商品取引法第五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。)

信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)
貸金業を営む者
貸金業協会

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二

十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関
特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

マ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十

四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。)

フケ 不動産特定共同事業を営む者
確定拠出年金運営管理業を営む者

- エコ 指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。）
- テ 前払式支払手段発行者
- ア 資金移動業を営む者
- サ 電子決済手段等取引業を行う者
- キ 暗号資産交換業を行う者
- ユ 為替取引分析業を行う者
- メ 資金清算業を行う者
- シ 認定資金決済事業者協会
- ミ 認定金融サービス仲介業者協会
- 四 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 五 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 六 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第五十号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。
- 九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。
- 十一 準備預金制度に関すること。
- 十二 金融機関の金利の調整に関すること。
- 十三 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十四 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十五 金融商品取引法第二章から第六章までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 十六 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- 十七 公認会計士及び監査法人に関すること。
- 十八 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。
- 十九 電子記録債権の電子記録に関すること。
- 二十 金融に係る知識の普及に関すること。
- 二十一 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- 二十二 金融商品の取引に係る国際協力に関すること。
- 二十三 金融商品の取引に係る犯罪事件の調査に関すること。
- 二十四 所掌事務に係る研修を行うこと。
- 二十五 政令で定める文書研修施設において所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に推進に関すること。
- 二十六 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に推進に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 二十八 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 二十九 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十一 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十二 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十三 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十四 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十五 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十六 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十七 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十八 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 三十九 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十一 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十二 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十三 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十四 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十五 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十六 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十七 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十八 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 四十九 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定
- 五十 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

第八条（証券取引等監視委員会）以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービス（平成十二年法律第百一十号）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移

転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第二十条（勧告）委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯罪事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告をした場合には、内閣総理大臣及び長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（任務）

第三条（任務）内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する施策の推進、政府の施策の推進、政府の実施を支援するための基礎的整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条（所掌事務）内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

- 一 短期及び中期の経済の運営に関する事項
- 二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
- 三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）
- 四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項
- 六 知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用を推進するための基本的な政策に関する事項
- 七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項
- 八 道州制特別区域（道州制特別区域法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 九 行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十 行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十一 競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十二 産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

- 任において地域の諸課題に取り組み、振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 十四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
- 十六 以下同じ。の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 十六の二 健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための環境の整備に関する事項
- 十六の三 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三号第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項
- 十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- 二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- 二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 二十二 沖繩に於ける諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- 二十三 前号に掲げるものほか、沖繩の自立的な発展のための基盤的整備その他の沖繩に関する諸問題への対処に関する事項
- 二十四 北方地域（政令で定める地域の環境の総合的な整備に関する事項
- 二十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 二十六 食糧の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
- 二十七 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための整備に関する事項
- 二十八 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することの社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項
- 二十九 結婚、出産又は育児に希望を持つことができ、環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
- 三十 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第一条に規定する子ども・若者育成支援に関する事項
- 三十一 海洋に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 三十二 重要施設周辺及び国境離島等における土地利用の調査の基本的な政策に関する事項
- 三十三 及び国境離島等の離島機能を阻害することによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく重要施設の施設機能
- 三十四 全保障の確保の推進のため、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を
- 三十五 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 三十六 必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 三十七 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 三十八 一 内外の経済動向の分析にかつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関する事項
- 三十九 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関する事項
- 四十 三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関する事項
- 四十一 三 構造改革特別区域法第四十一条に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する事項
- 四十二 三 地域再生法第五十一条に規定する地域再生計画の認定に関する事項
- 四十三 三 事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事項
- 四十四 四 指定及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関する事項
- 四十五 三 四 指定及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関する事項

- 第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。
- 十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。
- 十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。
- 十四の五 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。
- 十四の六 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 第十五条 第七号の九から前号までに掲げるものほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 第十六号 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
- 第十七号 前号に掲げるものほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。
- 第十八号 沖繩（沖繩県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。
- 第十九号 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。
- 第二十条 前二号に掲げるものほか、沖繩における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 第二十一条 沖繩振興開発金融公庫の業務に関すること。
- 第二十二条 沖繩県の区域内における位置境界不明の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外に土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。
- 第二十三条 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発に関すること。
- 第二十四条 北方地域に生活の本拠を有している者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。
- 第二十五条 本土（北方地域以外をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。
- 第二十六条 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び処理に関すること。
- 第二十七条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。
- 第二十八号 重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。
- 第二十九号 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。
- 第三十号 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。
- 第三十一号 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。
- 第三十二号 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。
- 第三十三号 元号その他の公式制度に関すること。
- 第三十四号 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 第三十五号 迎賓施設における内閣及び外務省の接遇に関すること。
- 第三十六号 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者庁の所掌に属するものを除く。）。
- 第三十七号 市民活動の促進に関すること。
- 第三十八号 市民活動の促進に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。
- 第三十九号 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。
- 第四十号 世論の重要な施策に関する広報に関すること。
- 第四十一号 政府の重要な施策に関すること。
- 第四十二号 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十一 公文書館に関する制度に関すること。
四十二 現用のものを除く。の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）
四十三 高年齢社会対策の大綱（高年齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
四十五 障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
四十六 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二條第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）
四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）
四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。
五十 国等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。
五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関すること。
五十三 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）
五十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
五十五 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第二項及び第六条の五第二項に規定する事務
五十六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務
五十七 国家公務員の人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。
五十八 所掌業務に係る国際協力（平成十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務
五十九 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
六十 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務
六十一 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五條第四項及び第五項に規定する事務
六十二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条に規定する事務
六十三 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四條第一項及び第六條第二項に規定する事務
六十四 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六條第二項に規定する事務
六十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務
六十六 第十一條 第四條第一項第二十五号に掲げる事務、同條第二項に規定する事務（金融庁設置法第四條第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四條第三項第六十号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。
六十七 第十一條の二 第四條第一項第二十六号及び第二十七号に掲げる事務、同條第二項に規定する事務（消費者庁及び消費者委員会設置法第四條第三項の規定により消費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四條第三項第二十七号及び第六十一号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の三 第四条第一項第二十八号から第三十号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（こども家庭庁設置法第四条第三項の規定によりこども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（総合海洋政策推進事務局）
第四十一条の二 総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十一号に掲げる事務をつかさどる。
2 総合海洋政策推進事務局の長は、総合海洋政策推進事務局長とする。
3 総合海洋政策推進事務局に、所要の職員を置く。
4 前二項に定めるもののほか、総合海洋政策推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十四条の二 保険会社（外国保険会社等を含む。次項において同じ。）は、法第百条の五第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第百条の五第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
2 前項の規定による承諾を得た保険会社は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該保険契約者に対し、法第百条の五第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）

（情報通信の技術を利用する方法）
第十三条 信託会社は、法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
3 前二項の規定は、法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。